

農林水産委員会會議錄

昭和三十六年四月六日(木曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 坂田英一君

理事秋山 利恭君 理事大野 市郎君

理事小山 長規君 理事田口長治郎君

理事丹羽 兵助君 理事石田 有全君

理事角屋堅次郎君 理事芳賀 貢君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

龜岡 高夫君 川村善八郎君

小枝 一雄君 田邊 國男君

館林三喜男君 谷垣 尊一君

中馬 辰猪君 網島 正興君

寺島隆太郎君 内藤 隆君

中山 榮一君 野原 正勝君

福永 一臣君 藤田 義光君

本名 武君 松浦 東介君

森田重次郎君 八木 徹雄君

有馬 輝武君 片島 港君

川俣 清音君 北山 愛郎君

東海林 稔君 中澤 茂一君

橋崎弥之助君 西村 関一君

藤原豊次郎君 山田 長司君

湯山 勇君 内海 清君

玉置 一徳君

出席國務大臣

農林大臣 周東 英雄君

自治大臣 安井 謙君

出席政府委員

法制局参事官 吉國 一郎君

(第三部長)

大蔵事務官 佐藤 一郎君

(主計局長)

林野庁長官 山崎 齊君

委員外の出席者

大蔵事務官 宮崎 仁君

農林技官 植杉 哲夫君

(林野庁業務部長)

自治事務官 岸 昌君

(行政局行政課長)

参事官 石坂 弘君

(森林開発公団理事)

専門員 岩隈 博君

四月六日

委員金子岩三君、倉成正君、足鹿寛君、北山愛郎君、東海林稔君及び稲富稜人君辭任につき、その補欠として亀岡高夫君、川村善八郎君、川俣清音君、藤原豊次郎君、有馬輝武君及び内海清君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員亀岡高夫君、川村善八郎君、有馬輝武君、川俣清音君、藤原豊次郎君及び内海清君辭任につき、その補欠として金子岩三君、倉成正君、東海林稔君、足鹿寛君、北山愛郎君及び稲富稜人君が議長の指名で委員に選任された。

本日

委員金子岩三君、倉成正君、足鹿寛君、北山愛郎君、東海林稔君及び稲富稜人君辭任につき、その補欠として金子岩三君、倉成正君、東海林稔君、足鹿寛君、北山愛郎君及び稲富稜人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員亀岡高夫君、川村善八郎君、有馬輝武君、川俣清音君、藤原豊次郎君及び内海清君辭任につき、その補欠として金子岩三君、倉成正君、東海林稔君、足鹿寛君、北山愛郎君及び稲富稜人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員金子岩三君、倉成正君、足鹿寛君、北山愛郎君、東海林稔君及び稲富稜人君辭任につき、その補欠として金子岩三君、倉成正君、東海林稔君、足鹿寛君、北山愛郎君及び稲富稜人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員亀岡高夫君、川村善八郎君、有馬輝武君、川俣清音君、藤原豊次郎君及び内海清君辭任につき、その補欠として金子岩三君、倉成正君、東海林稔君、足鹿寛君、北山愛郎君及び稲富稜人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員金子岩三君、倉成正君、足鹿寛君、北山愛郎君、東海林稔君及び稲富稜人君辭任につき、その補欠として金子岩三君、倉成正君、東海林稔君、足鹿寛君、北山愛郎君及び稲富稜人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員亀岡高夫君、川村善八郎君、有馬輝武君、川俣清音君、藤原豊次郎君及び内海清君辭任につき、その補欠として金子岩三君、倉成正君、東海林稔君、足鹿寛君、北山愛郎君及び稲富稜人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員金子岩三君、倉成正君、足鹿寛君、北山愛郎君、東海林稔君及び稲富稜人君辭任につき、その補欠として金子岩三君、倉成正君、東海林稔君、足鹿寛君、北山愛郎君及び稲富稜人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員亀岡高夫君、川村善八郎君、有馬輝武君、川俣清音君、藤原豊次郎君及び内海清君辭任につき、その補欠として金子岩三君、倉成正君、東海林稔君、足鹿寛君、北山愛郎君及び稲富稜人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員金子岩三君、倉成正君、足鹿寛君、北山愛郎君、東海林稔君及び稲富稜人君辭任につき、その補欠として金子岩三君、倉成正君、東海林稔君、足鹿寛君、北山愛郎君及び稲富稜人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員亀岡高夫君、川村善八郎君、有馬輝武君、川俣清音君、藤原豊次郎君及び内海清君辭任につき、その補欠として金子岩三君、倉成正君、東海林稔君、足鹿寛君、北山愛郎君及び稲富稜人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員金子岩三君、倉成正君、足鹿寛君、北山愛郎君、東海林稔君及び稲富稜人君辭任につき、その補欠として金子岩三君、倉成正君、東海林稔君、足鹿寛君、北山愛郎君及び稲富稜人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員亀岡高夫君、川村善八郎君、有馬輝武君、川俣清音君、藤原豊次郎君及び内海清君辭任につき、その補欠として金子岩三君、倉成正君、東海林稔君、足鹿寛君、北山愛郎君及び稲富稜人君が議長の指名で委員に選任された。

内閣提出、森林開発公団法の一部を改正する法律案及び公有林野等官行造林法を廃止する法律案を一括議題として、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。湯山勇君。

○湯山委員 昨日に引き続いて残りの質問をいたしたいと思ひます。

まず伺いたいことは、今回の森林開発公団による水源林造林の事業計画及び事業費が資料として提出されております。それで見ますと、三十六年度には二万町歩で事業費は十億ということですが、四十四年度までそれぞれ造林面積と事業費が一応計上されておられます。これについては、三十六年度の分はすでに予算として出ておりますからいいとして、三十七年度以降については事業費については根拠があるののでございましょうか。

○山崎政府委員 これにつきましては、この法律にも掲上されておりますように、公団の資本金は十億円として、政府がその全額を出資するということを考えて、三十六年度はこれによってやれるということになるのであります。また、政府が必要であると認めるときは予算で定める金額の範囲内で公団に追加して出資することでもできるというふうな規定を設けておるのであります。こういう規定によりまして、一般会計から必要な資金を出資するということを考えて参りたいと考えて次第であります。

○湯山委員 それでは、三十七年度には、そこに掲上されておる十四億何がし、それから将来四十四年度には二十五億、こういう金額が出資されるということになっておるのか、あるいは、その間のいろいろな操作等もあるわけですから、そこで、それらの中のどれだけを出資するということになっておるのか、それはどうなっておりますでしょうか。

○山崎政府委員 法律から申し上げまして、予算で定める金額の範囲内で公団に追加して出資するということがなっておりますわけでありまして、今後長い期間にわたつて一般会計の出資が明確に何ぼとかいうふうな点は、正式にきまつておるといふ性格のものでないかと思ひますが、これの出資ということを林野庁としては考えて参りたいというふうな考えておる次第であります。

○湯山委員 それでは、結局、一般会計との関連において、三十七年度以降はこれは単に希望といひますが、それにすぎないのであつて、三十六年度はいいとしても、それに対する三十七年度以降についての明確な保証はないというように解釈していいのであります。

○山崎政府委員 予算の制度等から申し上げますと、今後、三十六年度を抜きまして、七年度以降八年間に何ぼ出資するといふ点を明確にすること、事実上非常に困難なわけであるのであります。二十三万二千町歩の造林を九カ年でやろうという線は、大蔵省の当局とも話し合つて出資しておる線でありまして、この点の必要な資金

というものはまかつていくことがで

きるのじゃないだろうかと思ひます。

○湯山委員 予算の建前から言つて、長官の御答弁は御答弁としては納得できると思ひます。しかし、造林というやうな長期にわたるものは、すでにダム工事とかあつた総合開発等が継続費ということが認められておることから考えてみれば、こういう、ことはいくらでも、来年はどうかかわらないという不安定な状態では、なかなかできないのじゃないかと思ひます。

そこで、昨日は自治省との間にはあつたといふ文書で了解事項の取りつけがあつたといふことも明らかになつたわけですから、これも、こういう問題こそ、もしほんとうにやる気であつたならば、大蔵省とどの程度のお話があつたのか存じませんが、この事業に対する一般の不安、私も自身も不安だし、長官にしては、毎々々々この問題について予算折衝をしなければならぬというやうなことで、これは非常に不安定だと思ひますが、そういう点についてはどのようにお考えでしょうか。

○山崎政府委員 お話の通り、現在の予算制度という面からいいますと、継続費というやうなものを組むという制度を、大きい工事等については考へられておるのであります。私たちが考へたとしても、こういう事業につきまして継続費というやうな考へ方を取りまして進めていくことは非常に望ましいと思ひます。

○湯山委員 それでは、三十七年度には、そこに掲上されておる十四億何がし、それから将来四十四年度には二十五億、こういう金額が出資されるということになっておるのか、あるいは、その間のいろいろな操作等もあるわけですから、そこで、それらの中のどれだけを出資するということになっておるのか、それはどうなっておりますでしょうか。

○山崎政府委員 法律から申し上げまして、予算で定める金額の範囲内で公団に追加して出資するということがなっておりますわけでありまして、今後長い期間にわたつて一般会計の出資が明確に何ぼとかいうふうな点は、正式にきまつておるといふ性格のものでないかと思ひますが、これの出資ということを林野庁としては考えて参りたいというふうな考えておる次第であります。

○湯山委員 それでは、結局、一般会計との関連において、三十七年度以降はこれは単に希望といひますが、それにすぎないのであつて、三十六年度はいいとしても、それに対する三十七年度以降についての明確な保証はないというように解釈していいのであります。

○山崎政府委員 予算の制度等から申し上げますと、今後、三十六年度を抜きまして、七年度以降八年間に何ぼ出資するといふ点を明確にすること、事実上非常に困難なわけであるのであります。二十三万二千町歩の造林を九カ年でやろうという線は、大蔵省の当局とも話し合つて出資しておる線でありまして、この点の必要な資金

というものはまかつていくことがで

きるのじゃないだろうかと思ひます。

○湯山委員 予算の建前から言つて、長官の御答弁は御答弁としては納得できると思ひます。しかし、造林というやうな長期にわたるものは、すでにダム工事とかあつた総合開発等が継続費ということが認められておることから考えてみれば、こういう、ことはいくらでも、来年はどうかかわらないという不安定な状態では、なかなかできないのじゃないかと思ひます。

そこで、昨日は自治省との間にはあつたといふ文書で了解事項の取りつけがあつたといふことも明らかになつたわけですから、これも、こういう問題こそ、もしほんとうにやる気であつたならば、大蔵省とどの程度のお話があつたのか存じませんが、この事業に対する一般の不安、私も自身も不安だし、長官にしては、毎々々々この問題について予算折衝をしなければならぬというやうなことで、これは非常に不安定だと思ひますが、そういう点についてはどのようにお考えでしょうか。

○山崎政府委員 お話の通り、現在の予算制度という面からいいますと、継続費というやうなものを組むという制度を、大きい工事等については考へられておるのであります。私たちが考へたとしても、こういう事業につきまして継続費というやうな考へ方を取りまして進めていくことは非常に望ましいと思ひます。

○湯山委員 それでは、三十七年度には、そこに掲上されておる十四億何がし、それから将来四十四年度には二十五億、こういう金額が出資されるということになっておるのか、あるいは、その間のいろいろな操作等もあるわけですから、そこで、それらの中のどれだけを出資するということになっておるのか、それはどうなっておりますでしょうか。

○山崎政府委員 法律から申し上げまして、予算で定める金額の範囲内で公団に追加して出資するということがなっておりますわけでありまして、今後長い期間にわたつて一般会計の出資が明確に何ぼとかいうふうな点は、正式にきまつておるといふ性格のものでないかと思ひますが、これの出資ということを林野庁としては考えて参りたいというふうな考えておる次第であります。

○湯山委員 それでは、結局、一般会計との関連において、三十七年度以降はこれは単に希望といひますが、それにすぎないのであつて、三十六年度はいいとしても、それに対する三十七年度以降についての明確な保証はないというように解釈していいのであります。

○山崎政府委員 予算の制度等から申し上げますと、今後、三十六年度を抜きまして、七年度以降八年間に何ぼ出資するといふ点を明確にすること、事実上非常に困難なわけであるのであります。二十三万二千町歩の造林を九カ年でやろうという線は、大蔵省の当局とも話し合つて出資しておる線でありまして、この点の必要な資金

というものはまかつていくことがで

きるのじゃないだろうかと思ひます。

○湯山委員 予算の建前から言つて、長官の御答弁は御答弁としては納得できると思ひます。しかし、造林というやうな長期にわたるものは、すでにダム工事とかあつた総合開発等が継続費ということが認められておることから考えてみれば、こういう、ことはいくらでも、来年はどうかかわらないという不安定な状態では、なかなかできないのじゃないかと思ひます。

そこで、昨日は自治省との間にはあつたといふ文書で了解事項の取りつけがあつたといふことも明らかになつたわけですから、これも、こういう問題こそ、もしほんとうにやる気であつたならば、大蔵省とどの程度のお話があつたのか存じませんが、この事業に対する一般の不安、私も自身も不安だし、長官にしては、毎々々々この問題について予算折衝をしなければならぬというやうなことで、これは非常に不安定だと思ひますが、そういう点についてはどのようにお考えでしょうか。

○山崎政府委員 お話の通り、現在の予算制度という面からいいますと、継続費というやうなものを組むという制度を、大きい工事等については考へられておるのであります。私たちが考へたとしても、こういう事業につきまして継続費というやうな考へ方を取りまして進めていくことは非常に望ましいと思ひます。

○湯山委員 それでは、三十七年度には、そこに掲上されておる十四億何がし、それから将来四十四年度には二十五億、こういう金額が出資されるということになっておるのか、あるいは、その間のいろいろな操作等もあるわけですから、そこで、それらの中のどれだけを出資するということになっておるのか、それはどうなっておりますでしょうか。

○山崎政府委員 法律から申し上げまして、予算で定める金額の範囲内で公団に追加して出資するということがなっておりますわけでありまして、今後長い期間にわたつて一般会計の出資が明確に何ぼとかいうふうな点は、正式にきまつておるといふ性格のものでないかと思ひますが、これの出資ということを林野庁としては考えて参りたいというふうな考えておる次第であります。

○湯山委員 それでは、結局、一般会計との関連において、三十七年度以降はこれは単に希望といひますが、それにすぎないのであつて、三十六年度はいいとしても、それに対する三十七年度以降についての明確な保証はないというように解釈していいのであります。

大蔵省とそういう点もあわせて十分に折衝して参りたいと考えておる次第でございます。

○湯山委員 それについてさらにお尋ねしたいことは、同じ資料の中で、従来やっておる官行造林の場合の一ヘクタール当たりの事業費、その単価はどれくらいになっておりますか。

○山崎政府委員 これは、新植の経費と、それから二年度以降数年間引き続いてやらなければならない保育の経費、それから、いわゆる保護と申しますか、防火線を作ったり、あるいは害虫駆除等をやるといふ経費、大ざっぱに考えまして三つに分かれますと思っておるのであります。従来の地域でありますと、新植が大体三万五千円、それから、保育が、二年目から数年間のもを入れますと、手入れ等に大体同額程度要するという形になっております。

ただ、この場合には、御存じの通り、事業費の中に、いわゆる人件・事務費というようなのものが割り振られて先ほど申し上げました金額の中に入っておりますという形ではないという状態でありまして、そういうものを抜きました純粹の事業費というふうにお考え願いたいと思ひます。

○湯山委員 そういふ御説明だけではちよつと了解しにくいのは、従来の資料によりますと、三十四年度までは造林面積というものが明確になっております。それによると、三十三年度では、造林面積が一萬四千何しがヘクタールに対して、事業費は約十二億、それから、三十四年度では、同じように一萬五千ヘクタール強に対して事業費は十四億、三十五年度は、見込みですけれども、大体一萬六千ヘクタールに

対して十六億。この造林面積からいいますと、単価は大体十萬くらいに付いてゐるということなのです。それに対して、今度の場合の単価は五萬、大体半分くらいにしか付いてゐないわけですから、この経費がどうも今の御説明ではわかりかねますので、この辺大へん心配な点でもあるし、十萬と五萬とでは大へん違いですから、この点を明確にしたいと思ひます。

○山崎政府委員 お手元に配付しました資料は、新植面積と官行造林費として支出します経費全額を載せてあるわけでありまして、数年前から植えましたものの保育等に対する手入れの金等も全部官行造林費に入っておりますというわけでありまして、たとえば防火線を作る、あるいは歩道を作るとか間伐等を行ないます場合の調査費、こういうふうなものまでこの官行造林費という中に全部含まれてゐるという形になっておりますので、お説の通り、一町歩当たり十萬というふうな、新植だけからの面積からいけばそういう計算になるわけでありまして、内容的に申し上げますと、先ほど御説明したような単価の内訳のもとに積算されておるといふ経過でありますので、その内容は予算書等でこまかく資料として提出したいといふふうにお考え願ひます。

○湯山委員 造林面積というものはちゃんと年次別に何年度は幾ら造林したということが明瞭に出てゐるわけですから、その造林面積に対する事業費といふことでは合はなれないと思ひます。何年も前にやつたものを対象に入れるとすれば、造林面積が変わつてこなければならぬわけだし、ただ、三十五年度の造林面積は約一萬六千ヘ

クタール、それに対する事業費はどれだけ、三十四年度の造林面積はこれだけ、それに対する事業費はこれだけ、ちゃんと資料に出てゐるわけなのです。そうすると、前年度の分、あるいは数年前の分に今の保育費も含めるとすれば、それもまたこの面積にかぶつてこなければ合はなれないわけですから、これは、資料が、いまいちなのか、あるいは何かと別な要素が加つてゐるのか、どうも今の御説明だけでは了解しかねますし、予算書を見ましてもそういう点が明瞭になる資料はないわけなので、お尋ねしておるわけなのです。

○山崎政府委員 お説の通り、資料として載せました三十四年度一萬五千ヘクタールですが、それはその年のいわゆる新植面積といふふうにご承知願ひたいと思ひます。そのほか、その面積の数倍に達する手入れの面積が事業費の中には含まれており、それから、間伐、主伐に伴う調査費、簡単な歩道を作るような経費とかいふものが官行造林費の中には含まれておるのであります。林野庁が大蔵省等と予算を詳細に打ち合わせました内容におきましては、その内容的な区分ができておるわけでありまして、その点を資料として提出するようにしたいと考えております。

○湯山委員 その点は資料として御提出願ひますが、いまだいておる資料では、官行造林の面積が年次別に幾らというところ、その累計と、それから官行造林費の支出実績の調べと、そういうものしか出てゐないわけですから、そういう点が明瞭にならないければ、はたして二万町歩の水源地が十億の費用でできるかどうかということについて

の見通しが立たないわけですから、それから、そのことと関連して、今のようにならざるやうな経費が要するといふ点と、かりに公団の方で造林をやつていくとしても、やはりそういうものは同じようなことをやつていくわけで、官行造林の場合に要した経費は今度公団がやるから要らなくなる、そういう性質のものではないと思ひます。その辺にどうもわかりにくい点が多いので、もしこのままいくと、事業費が少ないためにやりやすいところだけやつていくといふような傾向が、公団がやつていく場合の水源地造林では出てくるのではないかと心配があらりますので、今の点を聞いておるわけなのです。

○山崎政府委員 現在の資料があらますので、それについて御説明申し上げたいと思ひます。三十五年度につきましては、新植が一萬六千ヘクタールになっておると思ひます。この新植一萬六千ヘクタールに對する事業費は、小さいところを省略いたしますと五億九千七百萬円、それから、前年度植えましたところの補植の面積が一萬五千六百十五ヘクタール、この経費が七千二百萬円、それから、保育といつたしまして、下刈り、つる切り、除伐、枝打ち、その他保育事業があらます。この面積を合計いたしますと一億五千三百八十九ヘクタール、金額にいたしますと五億二千九百萬円、それから、簡単な歩道と申しますか、そういうふうなものが、新設が三十キロ、修理が三百九十キロメートル、これの経費が七千二百萬円、それから、害虫駆除その他いろいろなものを含めました保護の経費

が九千二百萬円、それから、立木調査の経費、間伐とか主伐に伴う調査費といふものが要るわけでありまして、この調査の数量が百三十三萬五千立方メートル、調査の経費が三千二百萬円、それから、施設計画等を編成いたします面積が七萬ヘクタールで、その経費が千二百萬円、契約等の事務に要します経費が二百五十萬円、その他事業のいろいろな簡易な施設を必要といたしますので、その経費が三千二百萬円、いわゆる雑費といふようなものが共通として要るわけでありまして、これが一億三千萬円、それから、いわゆる労務者の退職手当といふようなものも要りますので、これが約三千萬円、これらを合計いたしますと十六億二千萬円ということになります。

○湯山委員 その十六億二千萬円の内訳はわかりました。しかし、今お聞きしてみますと、立木の調査とか、あるいはそのほか官行造林であるために特別に要る費用、これは山林行政の立場から要るものもあることを認めますし、退職金等の問題もこれは確かに必要だといふことはわかります。しかし、その他の費用については、公団がやろうが国がやろうが、やはり要るものには間違いのない経費が、今お示しになってゐるの大部分であると思ひます。そうすると、こんなに単価が違つてくるというのはどうも了解がでないもので、三十七年度には三十六年度に植えたものの補植もしなければならぬし、あるいは病虫害の駆除もやらないければならぬし、そういうものは、たゞ官行造林であろうと、公団がやることにならうと、同じじゃない

かということを考えますと、どうも単価の開きというものが了解できかねるわけですね。官行造林の場合は十六億二千四百九十二万八千円とこまかく数字が出ておりますが、今度の場合は事業費がばつかり十億というようにことごとから、ずいぶん腰だめだとは思いますが、すけれども、とにかく植えるためには道路のこともやらなければならぬのだらうし、いろいろしなければならぬことがたくさんあるわけなので、一体この単価は今までの官行造林の場合と諸経費を合せて一致しておるのかどうか、その辺はどうなんでしょう。

○山崎政府委員 三十六年度におきましては、この三十六年度に新植をするわけでありまして、過去の年度に植えましたものの手入れ等はないわけでありまして、二万町歩を新しく植えるということの経費だけが計上されております。三十七年度には、二万二千町歩を新たに植えるという経費のほか、三十六年度に植えました二万町歩の手入れをするという経費が加わるといふふうになって参るわけでありまして、先ほど申し上げました官行造林の三十五年度の予算と比較いたしますと、三十六年度といたしましては、立木の調査の経費とか、補植とか保育の経費とか、そういうものはこの公団の方の造林事業には計上する必要がないわけでありまして、そこに一町歩当たりの平均単価の大きい差が出てきていますわけでありまして、三十六年度の事業の経費といたしましては、先ほど申し上げましたように、官行造林におきましては、一万六千町歩を新たに植えました、五億九千七百万円の経費が要る、一町歩当たり植付に約三万七千三百円

程度の経費を計上いたしておるわけでありまして、公団がこの事業を行なうという場合の考え方といたしましては、一町歩当たりの単価を四万八千八百十三円というふうにお考えおるのであります。従来よりも場所がやはり奥地に入るわけで、苗木の運搬費がよいにかかるとか、いろいろな点を計算いたしまして、そういうふうな単価を積算しておるという形に相なっております。

○湯山委員 大体一町歩の新植について延べ何人必要だというふうに見ておられますか。

○山崎政府委員 これはもちろん全国平均という形で考えておるわけでありまして、地ごしらえにつきましては一町歩当たり五十一人、苗木の仮植につきましては二人、植付には二十人といふふうなものを計上いたしております。

○湯山委員 今の点、従来の官行造林の場合と今度の公団の場合とは、対象も相当違ってくるし、その扱い方も違ってくると思ひますので、その点明瞭な資料を御提出願いたいと思ひます。今の御説明ではまだどうもわかりにくい点が多いように思ひますから、両方対照した資料を、延べ人員幾ら、一方では幾ら、その作業の内容はどう、それからその単価はどうという、その積算の基礎が明瞭になるような資料を御提示願いたいと思ひます。というのは、請負の場合と直営の場合とではやはり作業内容についての不安があるといふことは昨日も参考人の意見の中にも出ておりましたので、そういうことがはたしてあるかどうかということ、今の資料によって見なければ判断

がつきかねますから、一つそういう資料を早く御提出願いたいと思ひます。

○山崎政府委員 先ほど申し上げましたように、公団の事業をやる場合の内容を考慮しておりますが、そういうものと既往の官行造林というものとどういふふうに変わってきたか、その内容をできるだけ早く資料として提出したいと思ひます。

○湯山委員 その点は資料をいただきたい、次に今のように、相当予算は窮屈で、三十七年度以降については相当締密に千円のところまで出ておりますけれども、三十六年度いよいよ実施するといふ段階の予算は十億というきわめて腰だめの予算になっております。むしろこれは資料が逆になっておるの、三十七年度以降についてはある程度腰だめであることもやむを得ないと思ひますけれども、三十六年度は厳密な数字が出ることを方々として望ましいと思ひます。しかし、これは予算ですから仕方がありません。そこで、かなり窮屈な予算でやっていますというところになれば、水源林といいたく造林の経費がかさまないようなところを手をつけて、単価のかさむところ、経費のたくさん要るところはだんだんとへきり延べられていくのじゃないかという心配が多分にあるわけですね。こういう点については、従来の市町村有林優先という原則もこれに参りますわけですから、これは確かに参考人の言うようにその点の心配はあると思ひますので、それらの点についてはどのようにお考えでしょうか。

○山崎政府委員 先ほど御説明申し上げましたが、従来の官行造林等におきましても、新植だけについて考えてみますと、三万七千円程度の単価を考えたのであります。公団の場合におきましては四万八千八百円の単価を考えたわけでありまして、造林費の実体という面から申し上げますと、必ずしも官行造林でやる場合よりも経費的に切り詰められておるといふふうにも考えておらないのであります。実情に合うような線で組まれていると考えておるのであります。それで、便利などころを先やっつて不便なところは要望があつても受け付けぬといひますが、やらないのじゃないかと問われますが、そういうふうなことは考えておらないのであります。二十三万町歩というものを九カ年間にやるわけでありまして、これが水源林地帯という区域の中にそれぞれあるわけでありまして、そういうふうな経済的と申しますか、そういう見地にばかり立った運営をするといふふうにはさらに考えておらないやうなわけでございます。それぞれ町村等の要望を十分に組み入れておられて参りたいというふうにお考えおるのであります。

○湯山委員 もし長官がたたいまのような御認識でおられるとするならば、私は大へん大きな問題であると思ひます。というのは、今度の公団がやる造林の場合は、客観条件が悪くなつておる。その方ですでにいろいろな費用が多くなるかば別として、それ以外に、今単価を三万七千円を四万八千円と見たというのですから、これは大体一〇％程度の増にしかたっておりません。ところが、御存じのように、賃金も一般的に大体そのくらい上がつておると思ひます。ことに、山林労働者はだんだん少なくなつておる実情です。それから輸送賃も上がつております。そうして、それを運ぶガソリン税が上がつてくるのですから、これも今までと同じに見ておつたのでは大へんな間違いです。こういうことを考えてみますと、この際単価を一〇％上げたということ、は、実質的にちつともこれで経費を多く見たといふことにはなつていない。値上がり分を補うことさえも困難な状態である。それへもつていって、今のうちに小さいところまで見ていくといふことになつてくると、条件が悪くなつて、物価の値上がりといふことをもとにして考えてみると、実際に単価は上がつていない、そして植林の条件が悪くなつておる、こういうふうな見方が経済全体の情勢から見ると正しいと思ひます。そうすると、よけいにとるのだからそういうことではないといふ御認識は、私は甘過ぎるのではないかと感じますし、そういう前提に立てば、とうてい今長官の言われたような樂觀はできないと考へるのでお聞きしておるのですから、今の御見解はちよつといただきかねますので、もう一回御答弁願ひたいと思ひます。

○山崎政府委員 御存じの通り、三十六年度の予算を編成いたします段階におきまして、物価の値上がり等をどの程度見ていくのか、あるいは賃金の向上その他をどの程度見ていくのかといふような点は、もちろん非常に問題点であるわけでありまして。こういう、お説のような物価とか賃金その他の値上がりといふものがどの程度上がるのかというのを前提といたしまして三十

六年度の予算というものが国有林におきましても一般の官行造林に關係する予算等におきましても現実に組まれてないところ、予算というものの問題点があるわけであり、われわれといたしましては、予算編成の段階におきまして、従来の官行造林で考へてやりましたものよりもやはり先ほど申し上げましたような地理的な不便なところにも入るというふうな点を考慮して単価というものを臨んだわけでありまして、その点は御了承願ひたいと思つております。

○湯山委員 長官の御答弁は、今のように入らなかつたところ、不便なところの造林をやらなければならぬというところで、物価の値上がりというのを見ないで、運賃その他の値上がりというのを見ないで、どうしても不便な地域へ植林することだけで一〇%は必要だ、一割は必要だといふのを、これを見込まれたわけ、そこまでの過程は過程です。ところが、その後の条件は、今の運賃その他の値上がりで、長官が考へておられたような状態になつたといふことは、これは認めなければならぬと思つておられます。そうすると、当然不便なところの植林といふことで見た一〇%が飛んでしまふわけ、そうすると、そういう条件が予算の上からは消えてしまつて、こゝろになるわけ、意圖したような植林がこれじゃできない、単価を切り下げない限り、無理をしない限り、予期したような植林ができないといふ結論に當然なるわけですね。それを何でカバーするのか、無理をするのか、結局、下請けに出して、そうして請負を押えていくというようにする

のか、あるいは別途にこれへお金を出すか、そうする以外に予期したような植林はできないといふことになるわけですが、そんなんでいい。

○山崎政府委員 先ほど御説明いたしました通りの予算成立の過程であるわけでありまして、自後におきます物価あるいは賃金等の値上がりという問題がある程度あるわけでありまして、それに伴ひまして、この予算がこゝろまでおこなつておられる単価で何とて、極端に言へば押しつけてやつても、ねばりかぬといふふうなことは、特に自然物を対象としたしましてやる仕事であるわけでありまして、そういういき方はきつめて不適当で、とるべき方策ではないといふふうに私たちが考へております。やはり現実に即したものでやつていかなければ、逆にその植林の成績が悪くなるということにもなつてくるわけでありまして、それだけの現地の事情に適合するように単価等も十分考へていかなければならぬといふように考へておるのであります。従ひまして、この全体の考へておる事業費は足らないのじゃないかという問題になつてくるわけでありまして、そういう事態におきましては、たとえばこの造林計画にある程度の修正を加へなければならぬのか、あるいは、国全体の立場であります、予算等を全体として賃金、物価等の線によつて直していかうかといふような点をわれわれとしても考へていかなければいかぬといふふうに思つておる次第であります。

○湯山委員 その点についてのもつと具体的な長官の考へですが、どうしてこゝろといふ具体的な考へがおあり

になるのでしょうか。

○山崎政府委員 予算等が修正されると申しますか、新しい物価、賃金その他を前提として予算等が直されるというふうな段階になりますかどうか、そういう点は私たちがしても今直ちに予測することはできないのであります。が、この事業といふものを、与えられた、きまりました事業費といふものを前提にして、造林成績等に悪影響を及ぼさないように、また最も現実に即するような単価をもつて事業をどうしてやつていくかといふ考へ方に立つていかなければいかぬと考へておる次第であります。

○湯山委員 今の長官の御決意から言へば、事業はぜひこの通りやりたい、これはこゝろもどかと思ひます。ところが、今のようないきさつな変化によつて、単価を引き下げていくか、あるいは予算の修正をするか修正をするか、それ以外に今のところの方法はない。こゝろのことである、予算の修正ができないといふような事態が参つた場合には、やはり単価を切り下げる以外に道はない。予算の修正もできないし、単価の切り下げもできない、そして造林の面積は計画通りやりたいといふことになれば、結局、単価の安と、つまり無理のいかなない造林だけを計画通りできて、しかも予算もこれで間に合つていくといふことになる、そういう危険性があるといふことは長官もお認めにならなければならぬと思ふのですが、どうでしょう。

○山崎政府委員 現実の場、場といふものに即応いたしました単価といふものはやはり考へていかなければならぬ

わけでありまして、それによりまして無理に安い単価でやらすといふふうなことはやりたくないといふふうな考へておるわけでありまして、予算の修正等の機会がなければ、この造林の二万町歩といふものをやるという計画自体を再検討しなければいかぬといふことになつてくるのではないかと考へておるわけでありまして、今度新しい公団にやらせるということについては、今のようないきさつな長官の意思もなかなか徹底しにくいと思つておる。

○湯山委員 今のようないきさつな長官の意思もなかなか徹底しにくいと思つておる。長官の意圖がどうあつたにしても、その意圖がその通り今度は公団によく徹底するかどうかといふことも問題があると思ひます。そういうこと考へて、こゝろのようないきさつな変化によつて、単価を引き下げていくか、あるいは予算の修正をするか修正をするか、それ以外に今のところの方法はない。こゝろのことである、予算の修正ができないといふような事態が参つた場合には、やはり単価を切り下げる以外に道はない。予算の修正もできないし、単価の切り下げもできない、そして造林の面積は計画通りやりたいといふことになれば、結局、単価の安と、つまり無理のいかなない造林だけを計画通りできて、しかも予算もこれで間に合つていくといふことになる、そういう危険性があるといふことは長官もお認めにならなければならぬと思ふのですが、どうでしょう。

○湯山委員 今のようないきさつな長官の意思もなかなか徹底しにくいと思つておる。長官の意圖がどうあつたにしても、その意圖がその通り今度は公団によく徹底するかどうかといふことも問題があると思ひます。そういうこと考へて、こゝろのようないきさつな変化によつて、単価を引き下げていくか、あるいは予算の修正をするか修正をするか、それ以外に今のところの方法はない。こゝろのことである、予算の修正ができないといふような事態が参つた場合には、やはり単価を切り下げる以外に道はない。予算の修正もできないし、単価の切り下げもできない、そして造林の面積は計画通りやりたいといふことになれば、結局、単価の安と、つまり無理のいかなない造林だけを計画通りできて、しかも予算もこれで間に合つていくといふことになる、そういう危険性があるといふことは長官もお認めにならなければならぬと思ふのですが、どうでしょう。

制はできるのじゃないかといふようなことも言つておられましたが、水源林といふのは、どこを選んでもほとんど水源林といふことになるのじゃないかと思ふのです。海岸の防風林とかそういうものは別として、ほとんどの山が水源林といふことになるわけですから、そういうことに対する市町村の不安、心配はかなり大きい。このことは長官もおわかりだと思ひます。これらについて、具体的にどういふところを優先的にやつていくかといふことについてお考へがあれば伺ひたいと思ひます。

○山崎政府委員 第一点のお話でございしますが、私たちがいたしましては、この単価その他の考へをいたしまして分取造林契約を公団が結ぶわけでありまして、こゝろの単価等の点は、公団等にも十分徹底いたしました。それ、それだけの現地の町村等と、賃金、苗木の代がその地方水準にあるのか、苗木の代がその地方で何ぼであるのかといふふうな点を話し合ひまして、先ほどお話をいたしましたような無理な単価でいたすに予定の造林面積を何としても確保しなければならぬといふふうな考へ方に立たないで、現実に即応するような単価で造林面積が十分に確保されるということ、第一義として指導もして参り、また、林野庁等におきましてもその点を十分監督するといふ方向で進んで参りたいと思つておるのであります。次に、いわゆる水源地帯の問題であります。一例について申し上げますと、安倍川等の流域を対象として検討いたしましたのでありますが、この安倍川の状態を見ますと、大ざつぱに言ひまして、中流程度の地点までは河川

の勾配が三%以上だというふうな状態であるのであります。それから下流は、河川勾配が一分か一分弱だというふうな相違があるものであります。私たちといたしましては、この河川勾配が変わるという地点をもとにいたしまして、それより上流地帯にあるものはいわゆる水源地帯というふうな考えまして、大きく林野片が水源地帯として考えるべき地域を指定するという形をとって参りたいというふうに考えておるのであります。なお、公団が具体的に造林契約をいたします段階におきましては、それぞれの契約地がそういう地域に入っているかどうかという点も十分それぞれチェックする、——チェックすると申しますか、承認を得なければならぬというふうな形にいたしまして、その点の徹底をはかって参りたいと考えておるのであります。それから、そういう地帯におきまして大きな私有林の所有者を優先するというふうなことは、もちろんこの趣旨からはさらに考えていないわけでありまして、二十三方町歩というものが、町村有林、部落有林、私有林というふうなそれぞれ大きく面的にも分かれておるわけでありまして、私たちがいたしましては、契約あるいは造林に対する市町村等の要望が有りますれば、やはりそういう所有者が公共団体であるとかあるいは部落民であるとかいうふうなものを重点的に考えて、その造林費が高いとか安いとかいうことでなしに、やはりやっていかなければいかぬと考えておる次第であります。

て計画面積が実施できないのじゃないか、そういう場合もあり得る。そうすると、どこを減すかという場合に、大きなワケがきまつておりまして、その中で特に困難なところ、単価の高いところが除かれていくというふうな心配はやはりあると思います。そういう町村の心配に対して、いろいろ御説明もなさるし、御説得もなさると思ひますけれども、なかなかこの説明や説得が徹底しないというところは、これは長官のほうもよくおわかりの通り、町村長会長がやはりあつた大きな誤解をしておるわけですね。賛成だと言ひなが、ああいう誤解の上に立つた賛成で、もしああいうことだったら大へんなことになりますから、やはり、こういう点は非常に明確に、絶対そういうことの心配はないというふうな、これこそ覚悟が何かのようないふことが必要じゃないかというように思ひます。この点に關しては、長官のおっしゃったことを私は了承できると思ひますので、御答弁は、あればしていただくし、なければけっこうです。

○山崎政府委員 その点、お説の通りであります。林野庁といたしましては、公団にはもちろん、民有林全体の造林その他の指導に当たつております。必要でありますならば市町村といふふうなものを対象にいたしまして、明確な厳密な指導方針と申しますか、通達といふふうなものを出しまして、その辺の心配のないようにぜひとも私たちもやっていきたいというふうに考えております。

○湯山委員 最後にお願いしたい問題は、こういう重要な機構の改革を伴うし、それから事業の内容変更、こういうものを伴うことについて労働組合と協議する必要は長官はないとお考えになつておられますか。あるいはまた、こういうものは協議する必要があるというふうにお考えになつておられますか。さうお尋ねするのは、この官庁造林を廃止して、さうして公団にやらしていく、そういうことがほんとうにいいものならば、全林野の労働組合が反対するはずはないと思うのです。山を愛する、樹木を愛する、山林を愛する、という点においては、全林野の組合の人たちは長官に決して劣つていないと思ひます。さういふ観点に立てば、ほんとうにさういふことの理解ができたならば、私は、組合が反対するといふようなことはあり得ないことだし、むしろ組合自体が末端の町村に行つて、さういふことだから、いいのだから一つ協力してやつてもらいたい、さういふことをやるはずだと思ひます。ところが、昨日も参考人が述べられたように、このことについては、実際に山林を愛するといふ観点からも、あるいは山林行政全般の面からも、あるいは山林の人たちの生活の上からも、あるいはみずからの生活、さういふものを守る上からも非常に問題が多いといふことで、これは法律でどうしようといふ問題でなくて、さういふことを進めていくためには、十分あなたの一歩近い組合と、それは確かに対立もしますけれども、場合によってはやはり一番近い組合と十分な話し合いをして、その了解の上で、あるいはいろいろ協議、納得の上でこれを進めていく、さういふことが私は必要じゃないかと思ひます。さういふ点について長官はどうお考えなんでしょうか。

○山崎政府委員 さういふ問題につきまして、考え方等につきまして大きい事業方針といふようなものは年度当初に毎年説明等もいたすことにしておりますが、この制度等が変わりまして労働条件に変更があるという問題になります。それは、その労働条件をどうするとかいふようないろいろな問題につきましては組合と団体交渉等で協議をするという建前になつておるのであります。總体的に考えまして、さういふ変革によつて雇用関係がどういふふうになるだろう、林野庁といたしましては職員あるいは労働者等にどういふふうな変化があるであろうか、解雇するとかあるいは国有林に転用して働いていただくといふような問題につきましては、林野庁の関係者から組合にもお話し申し上げるという経緯になつておるのであります。これが、団体交渉といふふうな形におきまして、全体として組合と折衝と申しますか、さういふ形をとつていかなければならぬといふことにはならないように考えておるのであります。

○湯山委員 今までおやりになりましたでしょうか。長官は、ただ雇用関係だとかあるいは労働条件が変わるといふこと、さういふときだけ必要があるといふことでありましたが、その根本になる点は、官庁造林の廃止といふことが前提なんです。まずその前提になることの話し合いが十分になされて、その上に立つて、それによつて起こつてくる勤務条件とかあるいは賃金とか、さういふものの話し合いにいくのが私は常道だと思ひます。それを、単に機械的に、首切りがなければいけません、あるいは配置転換がなければ、事業場の閉鎖がなければいけません、さういふようなことでは、私はほんとうの意味の労使間の問題の解決にならないと思ひますが、その点どうお考えでしょうか。

○山崎政府委員 この事業の計画等につきましては、先ほど申し上げましたように、いわゆる団体交渉といふような形ではなしに、事務局から組合にも二回程度説明もいたしたというふうな経過もとおるのであります。正式に団体交渉で協議すべきものといひましては、先ほど申しましたように、労働条件といふことについての問題をやっていくという形に相なるように思ひます。さういふ場合のいふゆる計画等の説明といふふうなものは、今後とも十分参りたいといふふうに考えております。

○湯山委員 よくわからないのは、つまり、首切りをするとか事業場閉鎖をするとか、それは団体交渉でやる、さういふ御意図なんですか。たとえば今の事業場が変わるとか、あるいは雇用条件が変わるとか、さういふことの根底になるさういふ大きな変革そのものについては、もう組合には何も言わす必要はないのだといふふうにお考えになつておられるのですか。その点がどうもはっきりしないので……。

○山崎政府委員 先ほどお話し申し上げました通り、組合にもこの計画といふものの全貌は説明をいたしておるわ

けであります、その段階におきましても、必ずしも両者の意見がぴったり一致するというわけにも参らぬ場合もあるわけでありまして、この点は御了承願いたいと思います。

○湯山委員 どうもその問題については非常に長官の御答弁は誠意を欠いておるような気がいたします。私がお尋ねしておるのは、規則とか法律とかいうことを離れて、実際に組合の人たちが反対しておるのは、山をつぶそうとか、山を荒らそうとかいう気持でないことは、これは長官もおわかりだと思っておりますが、その点はどうか。

○山崎政府委員 国有林の仕事あるいは山の仕事というものを対象にいたしまして、これで長い一生をとにかくもとにして暮らしていくという立場の人がそれぞれあるわけでありまして、そういうお話のような点につきまして、一般職員、特に私たちと組合の方々はまるで考え方が違うというふうにはさらに考えていないのであります。

○湯山委員 そういふ基本的な考え方の合っている人たちと基本的な点について了解を得るということが団体交渉の前提になる、こう私は思うわけですが、そうでないから、そういう一番よく理解される人たちの話し合いがあると回しになって、なかなか理解しない町村長会の会長のような者と何か妙な話をする。——何回お話しになったのか存じませんが、そして、どんな受け取り方をしているかというときのように、栽植のときも公団が全部やってくれるのだ、あれで全国の町村会にその通り全部言われたらどうなさいますか。こういう問題を長官は単に労働対策というふうな形でお考え

になったら大へんな誤りです。組合の人たちは、今だって山を歩いているし、盗伐の監視もしているし、ほとんど一生山にささげている人、こういう人たちが、この官行造林の廃止というのは困る、これでは工合が悪いのじゃないかというところを言っておるのですから、それじゃどうしたらいいかというところは、そういう町村長会長に何か妙なことを言うて理解を与えることより、もっと先に、とにかく、あなたと同じ仕事をしている人たちが、この人たちに理解させる、これが大事じゃないですか。その上で、起こってくる人事の問題とか勤務条件、そういう問題はまた別個に、これこそほんとに団体交渉でやったらいいことなんです。その根本になることを抜きにして進めるところに大きな間違いがある。基本的な一致するものを持っていながら、そのものを抜きにして、反対したってそれは仕方がない、一致しない場合もあるのだという、まことに一般論で事を片づけていくところに私は大きな問題があると思うのですが、その点どうお考えでしょうか。

○山崎政府委員 お話の趣旨につきましては、私たちももちろんよくわかると申しますか賛成であるのでありまして、十分に組合等とこの計画の趣旨としまして、組合も十分納得していただきまして、その上で物事が運ばれていくというところがまことに適切だということとは異論のないところであるのであります。今お話のありました町村長会でありますとかそういうところに対しては私たちがいろいろ説明する前の段階におきまして、組合とも先ほど申し

上げましたように話し合いをしておるわけでありまして、その点、先生のお話のように、十ぺんでも二十ぺんでもやってというところは、それほどの回数を重ねる努力をしなかったということとは私たちもはなはだ不十分の点があったのじゃないかというふうには反省いたしておるわけでありまして、今後におきましてもお説のような趣旨に従いましてやって参りたいというように考えておる次第であります。

○湯山委員 いよいよまだお尋ねしたいこともありますが、一応これで終わることにいたしますが、特に今までの問題は、長官最後に誠意をもって話し合われるということですから、それに大きい期待をかけまして、ぜひ今おっしゃったような趣旨で今後進んでいただきたいと思っております。

○坂田委員長 次は片島港君。○片島委員 最初にお尋ねしたのであります、ただ林野庁の予算だけで見ても、予算の増減、特に定員の増減が明確になっておらぬのであります、新しく年間の伐採量が非常に増えておる、また立木の処分業務が膨大になるというふうな、いろいろ事務量の増加というものが項目別にあるわけ、それとまた、いわゆる非常勤要員を定員の中に組み入れたものも相当数あるわけでありまして。しかしまた事務の減に伴う減員も当然あるわけですが、官行造林あたりを見れば、その分は何かの形で、賃金の項で落ちますか、定員の項で落ちますか、とにかく金額で落ちるか定員で落ちるか落ちて、差引何千人の増、こういうことが出ておるのであります、その事項別の増

及び組みかえによる増、また事務、事業減による減というものを項目別に御説明ができませんならば伺いたい。

「委員長退席、秋山委員長代理着席」○山崎政府委員 三十六年度の予算におきまして、国有林野事業特別会計の定員は、常勤作業員から三千九百八十九名、常用の、林野庁の就業規則三十七条適用者と言っておりますが、それから六千七百四十五名を定員に繰り入れておるのであります。従いまして、常勤作業員はそれだけ減少する、三十七条適用者の常用もこれだけ減員するということに相なるのであります。それから、従来官行造林に従事しておりました定員内職員、それから、三十五年度におきましては今申し上げました常勤労働者、作業員というものもおるわけでありまして、両者を合わせて五百八十八名おるのであります。この五百八十八名は、先ほどお話のありましたように、新しく植えるという仕事は減少するわけでありまして、逆に売り払いの数量がふえるというふうなことも関連いたす関係から、この五百八十八名の定員を従来の国有林野事業全体の定員の中から減ずるという措置は講じてないのであります、この五百八十八名は従来と同様に国有林野事業の定員にそのまま加わっておるという形になっておりますので、その点をお含み置き願いたいと思っております。

○片島委員 大蔵省はおいでになっておりますか。——あなたの方では、官行造林廃止に伴う人員の点について、それを減員しないで、ほかに仕事があるのだから、これをそのままそちらに回すというふうな、そういうふうな

り勘定的な計算で定員の増減を認めておりますか。事業量がふえた場合にはそれを計算して事業量に即応する増員というものを考え、それと当然減員のものと差し引くということでは合計が出てきますけれども、ほかの方の仕事で使いますからもう減らさないでそのままでもいいというふうな計算を認めておりますか。

○宮崎説明員 こういった事業会計の定員につきましては、定員の予定数の見込み方にはいろいろ方式がございます。ただいま片島委員の御指摘のように、各事業の種類ごとに定員を把握していくという形が一番正確で望ましいと私も考えておりますが、実を申しますと、国有林野事業等につきましては、そういう事項別あるいは事業別の定員の把握というふうなことは予算のときにはやっておらないわけでございます。全体の事業とらみまして定員の適否を見るというふうな形で予算の編成が行なわれております。これは、御承知のように、国有林野事業におきましては実行上相当の異動がございます。そういう点もございまして、少し大きく全体で見込んでおる、こういった形になっております。

○片島委員 異動があるのは当然ですが、それでは今度どうしても仕事が増えたから人員をふやさなければならぬというふうな場合に、どういふような算定をやるのですか。たとえば、伐採をするためにどれだけの人間がふえてくる、あるいは新植をするためにどれだけの人員がふえる、減った場合にはこれだけ人員を減らすという、減らすときとふやすときはどうしても何か算定の根拠が要るでしょう。今みたい

○片島委員 異動があるのは当然ですが、それでは今度どうしても仕事が増えたから人員をふやさなければならぬというふうな場合に、どういふような算定をやるのですか。たとえば、伐採をするためにどれだけの人間がふえてくる、あるいは新植をするためにどれだけの人員がふえる、減った場合にはこれだけ人員を減らすという、減らすときとふやすときはどうしても何か算定の根拠が要るでしょう。今みたい

○片島委員 異動があるのは当然ですが、それでは今度どうしても仕事が増えたから人員をふやさなければならぬというふうな場合に、どういふような算定をやるのですか。たとえば、伐採をするためにどれだけの人間がふえてくる、あるいは新植をするためにどれだけの人員がふえる、減った場合にはこれだけ人員を減らすという、減らすときとふやすときはどうしても何か算定の根拠が要るでしょう。今みたい

○片島委員 異動があるのは当然ですが、それでは今度どうしても仕事が増えたから人員をふやさなければならぬというふうな場合に、どういふような算定をやるのですか。たとえば、伐採をするためにどれだけの人間がふえてくる、あるいは新植をするためにどれだけの人員がふえる、減った場合にはこれだけ人員を減らすという、減らすときとふやすときはどうしても何か算定の根拠が要るでしょう。今みたい

○片島委員 異動があるのは当然ですが、それでは今度どうしても仕事が増えたから人員をふやさなければならぬというふうな場合に、どういふような算定をやるのですか。たとえば、伐採をするためにどれだけの人間がふえてくる、あるいは新植をするためにどれだけの人員がふえる、減った場合にはこれだけ人員を減らすという、減らすときとふやすときはどうしても何か算定の根拠が要るでしょう。今みたい

○片島委員 異動があるのは当然ですが、それでは今度どうしても仕事が増えたから人員をふやさなければならぬというふうな場合に、どういふような算定をやるのですか。たとえば、伐採をするためにどれだけの人間がふえてくる、あるいは新植をするためにどれだけの人員がふえる、減った場合にはこれだけ人員を減らすという、減らすときとふやすときはどうしても何か算定の根拠が要るでしょう。今みたい

に、差引でお互い手をたたこうじゃないか、博労がやるようにこれでいいじゃないかというような差引計算で話し合いをつけようというのですか。この場合、あなたのおっしゃったように、これだけの五百八人くらいは何とかこちらで消化しましょう、よろしゅうございませうということだと、それでは、仕事があふたという場合には、また全体としてふえたのですから、ああそうですかということ、全体で三百人なら三百人ふやすのですか。これは国家公務員ですが、それを算定する場合に、事業量というのによつてどれだけの人員が、手間が要るんだというそろばんをとらないまま林野庁の場合はやっておるのですか。

○山崎政府委員 先ほどの官行造林の五百八名が現在三十五年度にはおるわけでありまして、それは、内訳を申し上げますと、契約関係の事務に二十四名、管理等の事務に百八名、新植関係に八十三名、保育に百七十名、収穫業務に百二十三名というふうになっておるのであります。これが、三十六年度におきましては、契約関係がなくなるわけでありまして、これが零になるわけでありまして、管理関係も面積の減少等によりまして減少いたしまして、百八名が九十五名になるということに相なるのであります。それから、新植の八十三名はちろん零になるわけでありまして、保育の百七十名は、三十五年度におきまして造林面積が一万余というふうな数字に達しておりますので、三十六年度におきましては従来の百七十名よりもふえまして百七十五名に相なる。それから、収穫は、数量が非常にふえる関係で、これが二百三十八

名に増加する。従いまして、官行造林といたしまして、三十六年度も五百八名の人数が要するという考え方に立っておるのであります。

○片島委員 やはりそうだろうと思ひました。おそろく、ただこれだけではないかぬと思うのですが、それは、しかし、今長官が御説明になったように、五百八名をちょうど合わせて、うまく当てはめて、計算が合うように持つていかれたとしか考えられないのです。ちょうど官行造林が減った分とあなたの仕事があふる分とがびつたりと、一、二名も違わないで計算が合うというところは珍しいケースであります。しかし、そういうように計算を合わせられたというのなら、これは私たちが何をか言わんやでありますけれども、こういうような形は、ちょうど労働組合あたりが、首にするのではないかといろいろ問題にするものだから、それに合はしてそういうようなそろばんをとった、こういうことにしなさいと、これだけの要員というものは、そのまま職務転換などではできないのであります。今までやっておった仕事からだれでもかわれるような職務内容でありますか。

○山崎政府委員 御存じのように、ちょうど官行造林のやつております仕事から申し上げても、それぞれ植え付けのことだけの専門家だというふうなわけではないのであります。造林の担当者にいたしまして、植付の方もやり、苗畑の方もやり、手入れの方の仕事も分担する、あるいはまた、収穫調査の仕事も繁閑に応じてそれぞれ人

を配分してやるというふうな仕事をやってきておるわけでありまして、これらの人々のそれぞれに適應するようにいたしまして配置転換というものができるといふふうに考えております。

○片島委員 今までは伐採の方をやらなかつた者を大量に伐採の方に回すというふうなことは、実際上なかなか無理があるんじゃないかと思ひます。そういうふうな無理がないかのようにされるというのなら、これはまた組合の方でも問題にはしないことだろうと思ひます。私は、配置転換の場合に相当混乱が来るのじゃないかというふうに感じましたので、一応お尋ねをしたわけでありまして、

次にお尋ねしておきますが、これは四月一日から実施というに予定をされておったのであります。もし四月一日にこれが通過をしておるといへば、もう四月一日から直ちに公団の方に切りかえて、予定された二十三万ヘクタールというものを一年間に全部完了しよう、こういう予定でございしたか。

○山崎政府委員 三十六年度の計画といたしましては、府県別、所有別に計画を立てておるのであります。その点、府県別の詳細につきましては資料で提出いたしたいと思ひます。

○片島委員 それでは、その府県別の後はどういたしたかといひまして、先ほど言いました規模別、及び、所有形態といひますか、市町村有あるいは部落有、私有、そういうものは、これは簡単でございましてから御説明願ふと思ひますが……

○山崎政府委員 現在の資料といたしましては、府県別、市町村有、部落有、私有という形で資料を準備いたしておりますので、提出いたしたいと思ひます。

○片島委員 四月一日からもう直ちに実施をせられるということになれば、もうすでに具体的にその実施部分が始まつておらないかと四月一日からの実施は困難ではないかと思ひますが、その点はどんなものでしょうか。

○山崎政府委員 四月に植栽を予定しておるものにつきましては、もちろんそれぞれ対象地の関係は作っておるわけでありまして、その内容につきましては資料として御提出をいたしたいと思ひております。

○片島委員 四月の分だけでなく、四月からやるということ、一カ月一カ月計画を作るわけにございませんでしよう。

○山崎政府委員 これは、御存じの通り、春植え、秋植えというふうな形に分かれて計画いたしておるわけでありまして、それから、それぞれの別に資料として提出をいたしたいと考えております。

○片島委員 それでは、一つその植付別に資料の御提出をお願いいたしたいと存じます。できれば、きょう質問しておきますから、続いて質疑ができませんように資料を整えていただきたいと思います。

それから、この官行造林をやった場合と、公団に事業を移した場合に、まずどういふ点が変わってくるか。第一は、官行造林の場合は、公有林、部落有林、さらに関連のある私有林という工合に、だんだんと拡大されてきたのであります。公有林、部落有林が優先されてきたのは法の建前から当然であつたのであります。今度公団と

規模別のその分と、さらにまた、四月一日から実施をされる予定でありますからもう準備もちゃんとできておつたことと思ひますが、地域、ブロック別でよろしゅうございませう、北海道、東北、関東、九州、近畿といったようなところで規模別にどういふふうになつておるか、地域別、ブロック別にはどういふふうに割り当てておるか。おそろくもう四月一日から手をこまぬいて待つておられたのでしうから、もう山もきまつておると思ひますが、おそろくその予定地域ははっきりいたしておりますか。

○山崎政府委員 五町歩、十町歩あるいは十町歩未満というふうなところまでは、まだ今すぐには資料を準備いたしてないものであります。検討いたしまして資料を提出するようにいたしたいと思ひます。

○片島委員 四月一日からもう直ちに実施をせられるということになれば、もうすでに具体的にその実施部分が始まつておらないかと四月一日からの実施は困難ではないかと思ひますが、その点はどんなものでしょうか。

なつた場合に、昨日参考人の話を聞いておきますと、どうもやはり公有林あたりを優先的に見てもらえようという理解をしてもらったようでありまして、選定順位というのが非常に変更せられ、さきの官行造林と逆のようなことになるのじゃないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○山崎政府委員 その点につきましては、先ほど湯山先生から御趣旨のような御質問がありましたことと考えております。われわれといたしましては、もちろん、水源林という地域内でありまして、その所有というものが公共団体あるいは部落民というふうな方々が持っておられ、しかも水源林造林の希望を持っておられる場合におきましては、そういう方々を重点的に考えまして契約していくということをもちろん考えていかなければならぬというふうに考えております。それらの点につきましては、林野庁からの通達、指導方針というふうなもので、公団はもちろん県等にも十分徹底させていきたいというふうに考えている次第であります。

○片島委員 この分収の割合の問題であります。公団に移った場合、五対五、また民有林の場合は四対六というふうな形を予定されておりますか。

○山崎政府委員 分収率というもののあり方を考えてみますと、土地所有者というものの取り分が大体三割ないし四割というふうなところが標準であらうかと考えておるのであります。それぞれの場所に応じて、その違い等がどれくらいであるのかというふうな点も十分調査し検討いたしまして、三割ないし四割というものを標準といた

しまして契約して参りたいというふうな考え方であるのであります。ただ、その場合に、市町村有林等の公共団体の持つておりますものにおきましては、官行造林等によりまして土地所有者の取り分が五割だというふうな昔からの四十年にもなる一つの経過もあるわけでありまして、また、地方公共団体の基本財産を育成していくというふうな面も考えあわせまして、官行造林で行なつておりました五割というふうなものを標準としてやっていきたいというふうに考えておるのであります。

○片島委員 今までの分収率は、公有林及び部落有林まで五、五だったと思うのですが、今後やはり五、五ですか。

○山崎政府委員 お説の通りでありまして、三十一年に法律を改正いたしまして、私有林を加えたわけでありまして、その私有林に対しては四割を標準とするということになっておる状況であります。

○片島委員 そうすると、あの覚書、了解事項に言うのは、市町村有林と部落有林も含めて五分・五分を標準とする、こういうふうにして了解していいわけでありまして、

○山崎政府委員 部落有林という言葉が非常に法律的にも不明確な点があるのであります。現在の状態を見ますと、市町村有林あるいは財産区とかいろいろあるわけでありまして、そういうものは従来通りの考え方によっていきたいというふうに考えております。

○片島委員 いずれにしても、純粋の私有林でないものは、公けのものは五分・五分、こういうふうな理解してよいと思うのですが、その場合に、了解

事項には五分・五分を標準とするとしてありますが、この標準という場合に、何を基準にしてもなかなか的にびつたり当たらないことがあると思いますが、やはり上下がある、幅があるという意味に解釈してよろしゅうございませうか。

○山崎政府委員 この表現は、御存じの通り、公有林野等官行造林法の施行令に、標準とするという言葉を使つてあるわけでありまして、それに準じてそういう表現をしようということにいたしましたわけでありまして、実質上は従来の通りだということをお考えいただきたいと思つております。

○片島委員 それでは、標準というところは五分・五分、標準をはずれないというふうな理解してよろしゅうございませうか。

それから、お尋ねしますが、官行造林でやった場合と公団で施行した場合に、官行造林の場合は、造林業務一切、たとえば保育、管理などについても責任を持ってやられたと思うのですが、公団はその点はいかがでございませうか。やっぱり官行造林と同じだけの事業をずっと、新植ばかりではなくそれから後も同じようにやっていかれるのでありませうか。

○山崎政府委員 公団が行なおうと考へております水源林造林につきましては、分収造林法によりまして出資者という形を原則としていきたいというふうな考え方でありまして、造林の業務、保育、管理等の経費も公団が全部負担する、造林という仕事、それから、その造林地の保護、管理とかいうふうな仕事、そういうものは、土地所有者が造林者となつてや

てもらいます場合と、土地所有者のほかに土地所有者と公団とで話し合った適当な信頼できる造林者というものを置いてやるという場合とに分かれるのであります。

○片島委員 それでは、官行造林でやった場合よりも公団の場合の方が責任が薄れてくる、保育、管理についての責任を、官行造林の場合は最後まで持つていく、公団の場合は土地所有者なり造林者というものに責任を持つてもらう、こういうふうに変わるというふうに考えてよろしゅうございませうか。

○山崎政府委員 そういふふうに変わるわけでありまして、公団といたしましては、もちろん、出資者としたとしても、その造林とか手入れその他の事業が契約に従つて適正に行なわれておるかどうか、あるいはそれらの仕事を適正に行なうためにはこういうふうなことを考えてもらわなければいかぬ、こういうふうにしてもらいたいというふうな希望、指導というものを公団があわせてやるという形になるわけでありまして、

○片島委員 そうすると、公団はただ費用負担者というだけで、官行造林の場合は費用も負担し、保育、管理の責任まで持つてやっていますながら五分・五分ないし四分六、こういうことですが、ただ費用を負担したというだけで四割ないし六割という取り前を取るの、公団は少し取り過ぎじゃないでしょうか。

○山崎政府委員 一般的に申し上げますと、むしろ公団の方が少ないんじゃないかというふうな議論もあるいは出るかと思うのであります。従来におきま

しては、国が造林ばかりでなくて維持、管理まで全部責任を持つてやつたということに相なるのでありまして、しかも公有林に対しては国が五割しか取らなかったということに相なるわけでありまして、この場合に、たとえば市町村が契約いたしまして、市町村が造林者になつてやっていたかというふうな場合には、土地所有者の取り分のはかに、いわゆる造林者としての取り分というものがそこにプラスされなければいかぬというふうな形になつてくるのでありまして、その公団の費用負担による取り分というものは、御存じの通り、このそれぞれの土地の状態、経費の関係等に依りまして、四割ないし六割という相当大きい幅を持つた行き方がよいじゃないかというふうな考え方であるのであります。

○片島委員 これは湯山委員からも質問があったことでありまして、あなたの方の選定順位というか、そういうものを伺つてみますと、土地所有者であるとか、森林の山を持つておる者の団体、あるいは、部落有林といふ、市町村などに準じた財産区といふたようなところ、あるいは市町村とか都道府県とかいうふうな予定をされておるようでありまして、そういう場合に、必要性というよりも、そういうふうなたくさん対象がある場合に、費用負担者としては四割ないし六割、所有者としては三割ないし四割という、こういう幅がある場合に、一番自分のところに分け前のいい、都合のいいところを選定するといふような心配はないものでしょうか。

○山崎政府委員 今お話のありました、土地所有者にみずから造林の維

持、管理の責任を持っていただくというのが一番望ましいように思っておりますのでありまして、土地所有者が造林等がどうしてもできないという場合には、公団と土地所有者とが話し合ひまして、その地域におきまして最も造林能力があり信頼できる者を選んでいておるのであります。この点は関係者の十分な了解のもとに造林者の選定をやつていかなければいかぬといふふうに考えておるのであります。また、それぞれ土地所有者、費用負担者等の取り分と、造林する場所の選定と申しますか優先順位というふうなものとを直接結びつけてこの事業を運営していかなければならぬといふふうにはさらに考えていないのであります。この予定といたしましては、九年間にこの土地の造林というものを終わらうといふことを目標といたしておるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、市町村とか、そういう公共的な性格のあるものをやはり優先に置いて契約を進め、造林を進めていくといふふうなこともやつて参りましたと考えておるのであります。

とに了解をしてよろしくございますか。

○山崎政府委員 もちろん、お話の通り、市町村が土地所有者である、またみずから造林者になるというふうな場合が非常に望ましいと考えておるのであります。また、たとえば私有林等でありまして、市町村が造林者になるというふうなことも決して望ましくないのであります。市町村等がそういう仕事に協力して、自分の土地以外のことでは、われわれとしても非常に歓迎していききたいといふふうに考えております。

○片島委員 そういたしますと、長官が前々から言明せられておりますように、官行造林をこの際やめるのは、市町村有林などですでに造林をしたところで相当の分け前をもらつて、また自分の方でやれる能力もだんだんできてきたので、一つ公有林の市町村有林の方は自分でやつてもらおう、むしろこれから先はそういうところでないところへ広げていくといふことをたびたび言明しておられたようでありまして、しかし、それは、そうしていただく方がけつこうというだけであつて、市町村有林で、今主伐期にかかつて、これから刈り取つたあとまた植えるという場合でも、やはり、前からおつしやつたことでなく、今おつしやつたように、優先的に公団の方で取り上げていただくといふことになるわけでありまして、

○山崎政府委員 私たちといたしましては、市町村が自分の持つておられます市町村有林を自主的に経営してやつていただくということが非常に望ましいといふふうな考えておるのであります。現在の市町村の財政事情その他から考えまして、いわゆる里山地帯等の経済林地につきましては市町村が自主的に積極的に行つていただくということも大きく期待できる段階に来ておるのであります。奥地の水源地帯の、造林等も割合に困難だ、技術的にも困難だし経済的にも必ずしも有利でないといふような水源地帯の造林といふものにつきましては、市町村の技術的能力といふものを活用いたしまして、経済的な面その他指導の面におきまして公団がそこへ出資者として入っていくという形が望ましいんじゃないだろうかといふふうに考えておる次第であります。

○片島委員 私が尋ねておるのは少し意味が違ふのです。官行造林の場合には、施行令の第何条かに基づいて、すでにこれから先の経営能力がある市町村が認めたような場合には、契約を解除して収益を分取することができ、一方的に営林局長から契約の解約を申し出て、これはいやおうなしです。そのかわり収益は分取して手切。こういう施行令が出ておつたわけですが、今度官行造林法が廃止になれば施行令も廃止になるわけでしょう。あなたの方としては、今までは施行令の何項目かに該当する場合に是有権的に契約を解除することができたのです。ところが、今度、その施行令もなくなくなりますから、話し合ひによつてしかできないといふことになるわけですか。そういたしますと、あなたの方では自主的にやつてもらつた方が望ましいとはいひながら、向こうでは、もう

ちゃんと自治省との了解事項にあるごとく、五分・五分といふことで、期限が引き受けても五分・五分、こういうことになれば、自主的に話をしても、従来通りやつてもらつた方がいいといふことになる。そうして、市町村はもう契約を途中で解除する心配もない非常に安全確実な有利なところにお願ひをしようと思つたのですが、そういうときはどういふふうにしてそれを突っぱねるのでしょうか。ただ、お前の方は経営能力もできたから適当にやつてくれ、こう言うだけでは、今の林野庁長官の、市町村が所有者であり造林者である場合には優先的に見る、こういうお話とちよつと矛盾いたしませんか。

○山崎政府委員 この施行令におきましては、幾つの場合でありましたか、営林局長が造林契約の全部または一部を解除することができるといふ事項があるものであります。公団が造林を行なうといひました場合には、しかも契約によつて市町村がその土地所有者である、市町村があつて造林者となつてもらうといふときは、土地所有者としての取り分といふものは、市町村と造林者としての取り分が市町村にいくといふことになるわけでありまして、その点は、市町村が造林とあとの保育、維持、管理という仕事を通じまして、従来の官行造林の場合と違つて、市町村が最も適当とするいろいろな事業計画をみずから作り、公団と相談して市町村の責任においてそういう仕事をやつていただくといふようなことに相なるわけでありまして、そういう点から見まして、官行造林の場合よりも、やはり市町村といふものがその森林の経

営におきましても自主性を持つて進んでいけるようになるかと考えております。

○片島委員 公団がこれから市町村と契約をしてやられる分取林について、この了解事項の五分・五分といふことは適用しないで、今おつしやつたような造林者であり所有者であるといふ場合の分取率をもらつて、こういうことになるわけですか。

○山崎政府委員 覚書におきましては土地所有者としての取り分といふことを書いてあるわけでございますので、造林者になる場合には、それに造林者としての負担がどうなるかといふことを計算いたしまして、その取り分がプラスされるということになるわけでありまして、それで、市町村が造林者にならない、土地を出すだけだといふ場合にはその覚書の趣旨でいくといふことになるわけでありまして。

○片島委員 今私に言うのは、土地所有者であり造林者である市町村、公共団体のことを言つてゐるわけですか。そういう場合には五分・五分ですか、それとも造林者の一割ないし二割と、所有者の三割ないし四割といふのと合計をしたものとなるんですか。

○山崎政府委員 土地所有者の取り分とその造林者としての取り分がプラスされる、こういうことになるわけでありまして。

○片島委員 そうすると、造林者が一ないし二割、所有者が三ないし四割、最低が四割、最高が六割、平均して五割だといふように了解してよろしいですか。

○山崎政府委員 お説のように、もちろんその造林者としてどういう仕事を

具体的にやっていたかというようなことで造林者としての取り分が変わるわけでありますが、覚書に載っておりまして土地所有者としての取り分は造林者としての取り分が加わっているわけでありまして、その覚書通りの五割ではないということになるわけであります。

○片島委員 覚書通りではないが、最低が四割、最高六割ということですね。大体平均してみれば五割程度ということですか。

○山崎政府委員 この土地所有者が三ないし四、造林者が一ないし二というふうな面からいけばお説の通りになるわけでありまして、市町村につきましては、土地所有者としての取り分というものを五割を標準とするということになっておるわけでありまして、それにプラスされるということになるわけでありまして。

○片島委員 さらに進んでは資料をいただいでからお伺いしたいと思いますが、最後に、これは直接官行造林としての問題というよりも、やはり私有林、公有林というものについての考え方という面で関連がありますが、公有林なり部落有林といいますが、団体でみなで持つておるような山というのはだんだんと自立経営農家の方にこれを分散していこう、こういうようなお考えが一方にはあるようでありまして、それと、これから先の公団なり林野庁が考えておるのは、できるだけ分散をして、そういうところには林野庁なり公団は手を加えないように早く分散をしてしまおうということになれば、自然と公有林なり部落有林に対するあなたの手はだんだんと引けてく

る、こういうことになりましようね。

○山崎政府委員 公有林等に対します考え方は、先ほどお話のありました自治省と林野庁との覚書等でも明らかでありまして、今後とも公有林の振興をはかっていく、法的にもあるいは融資その他いろいろな面で、自治省、林野庁とも、両者が十分に協議して公有林の振興をはかっていくということをおのりであると思います。

そういう線に進んで参りたいと思っておるのではありません。先生のお話のありました山は、いわゆる入会権というふうなもののある山のことを言っておられるのじゃないかと思うのであります。入会権等の山にいたしまして、今までの長い間の歴史から、それが個々の人に事実上分けられて利用しておるというふうな場合もあるように思っていますし、あるいは、そうでないに、持ち分という形ではんとうに共同利用しておるという形態のものも非常に多いというふうな実態にあるわけでありまして、これらを一律に所有権まで分解していった方がいいたしいうふうには、やはり結論づけることはできないように思っております。それぞれの実態に応じまして、必要ならば、やはり入会権というふうなものの権利を近代化すると思しますが、そういうふうな形を講じまして、現在までそれを使用収益しておる方々を中心としてその山を造林する、それに対しては国もやはり融資その他でめんどろを見たいというふうな制度で今後とも進んでいきたいというふうな考えでおるのであります。

○片島委員 あなたの方でも林業についての協業という考えをおられ

るように、また答申にもあるのであります。そういう場合に、個人の所有の場合、あるいは会社の所有の場合といたした場合は、計画造林、計画伐採といったようなこと、あるいは助長して協業をやらせようといったもの、なかなか助長の指導がいきにくいような場合がある。そういう場合に、国有林は別といたしまして、公有林なりそういう団体で会員が持っておるといったようなところが協業としての対象としては最も適当で、これならば、個人の持っておる山でありませんから、計画造林を育てていくのにはいい対象になるのではないかと。私有地を自立経営に分散をして持っていくといってもなかなか困難で、また、私有地を合せて協業の対象とするのは非常に困難でありますので、将来むしろそういうところを協業の対象として指導し助長していくべきではないかと思つたのですが、その点いかがですか。

○山崎政府委員 お説の通り、入会権の山というふうなものを対象にいたしまして、そこに協業と申しますが、その形にもあるいは段階にもいろいろあると思いますが、そういう考え方を取り入れて進めていくということが現実的に即するところの場合が多かろうというふうな考えをおきまして、われわれもそういう線を十分に考えて指導するに考えております。

○片島委員 それでは、もう一つだけ資料を要求いたしておきまして、私の質問を保留しておきたいと思うのですが、現在の森林公団の理事長、理事、あるいは部長といいますが課長とい

ますか、そういう幹部の方の名前と、それから、ほんとうの略歴でいいのですが、この前に何をしておられたかというこの略歴、これはすぐわかることとありますから、印刷が間に合わないければ鉛筆書きでもよろしゅうございしますから、氏名並びに略歴を午後御提出願いたいと思つた。課長なり支所長以上の方でよろしゅうございします。

○秋山委員長代理 午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時五十八分開議

○坂田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、去る四日静岡岡原山比町における地すべりによる農林被害状況調査のため当委員会より丹羽兵助君及び内海清君が現地に派遣せられましたので、その調査報告を聴取することといたします。丹羽兵助君。

○丹羽(兵)委員 私は、今般の三委員会で行なわれました静岡岡原山比町寺尾地内土地すべりによる被害調査につきまして関係委員会の合同調査に参加いたしましたので、本委員会関係事項につき調査の概要を御報告いたします。

本調査班は、本委員会からは私のほかに内海清君、建設委員会からは二階堂進君、兒玉末男君、運輸委員会からは細田吉藏君、肥田次郎君が参加せられ、調査はわずか一日でありましたが、つぶさに現地におきまして被害状況を御参ったのであります。

本地域は古来よりしばしば山くずれ、地すべりが繰り返され、近時においては昭和十六年の豪雨、二十三年のフィオン台風により山腹の崩落を起し、国鉄、国道の通行が一時途絶された地域でありまして、今回の地すべりは中之沢と寺尾沢にはさまれた地域に発生したものであり、その原因につきましてはまだ明らかになっておりませんが、一応の誘因としては、本年二月に起こった小地震と前日の降雨が作用したものとわかれており、地すべりは、国鉄、国道、人家から水平距離約七百メートル、標高約三百メートルの付近において、三月十四日黎明、滑落を起し、その崩壊土砂は下段一帯に圧力をかけて約二百メートル滑動し、隆起陥没を伴って幅二百メートル余に及ぶ地すべり現象を惹起し、農林省がさきに昭和二十三年より三十年にわたる八カ年において実施いたしました直轄治山事業及び三十五年以降降が継続実施をいたしました県営治山及び地すべり防止事業による構造物を一挙に全壊するといふすさまじい被害を与え、さらに、八、九ヘクタールに及ぶ農地、農作物、各種施設に損害を与えたものであります。その被害の概要は、農作物四ヘクタール千四百万円、畑八ヘクタール二千五百万円、農業経営施設九百万円、治山施設五千七百万円、計約一億円となっているのであります。

以下、本地すべりの実情について調査いたしましたことを簡単に御報告申し上げます。

まずわれわれ調査団一行は沼津に参り、沼津において県及び関係当局よりそれぞれ本地すべりの概況と陳情並び

にその応急対策工事につき説明を聴取した後、直ちに現地向かい、災害現場を視察したのであります。

本地域は、御承知のごとく、東南部は駿河湾に面し、西北部は東海道筋において屈指の急峻険険にして脆弱な地質構造を有する民有林地帯であり、さらに、山から五百メートルという至近の距離に民家が集落をしており、しかも、この地域はわが国産業の二大動脈ともいふべき国鉄東海道本線と国道一

号線並びに海岸に高潮来襲の際の迂回路として重用される町道寺尾一倉沢線の三線が並行するという交通上要衝の地であり、今回の地すべりは寺尾沢と中之沢をはさむ地域において発生しており、この一角がむざんに、ほとんど山が半分えぐりとられたように地はだを現わし、その土砂はこの寺尾部落の近辺までずり落ちて、上部はさらにいつ落ちてくるかわからない急傾斜をなしてあり、部落民に脅威を与えていることはもとより、国の大動脈たる国鉄東海道線及び国道一号线等に与える被害を思うとき、まさにりつ然とせざるを得ない状況であったのであります。

一行はここで長くつとはきかえ、地元民の悲痛な声援を受けながら、立入禁止区域とされているこの一角の登攀を試みたのであります。この地域はそのほとんどが温州ミカン、夏ミカン及びビワ園でありまして、三十年生ほどの夏ミカンの木が根こそぎ掘り返され、平素は一つの木に三十貫はとれるといわれているのであります。これが移植もできないまま、あるものはたき木として処分されておるのであります。また、農地は隆起陥没により平素の面影は微塵だもとどめず、この百七

十立方メートルといわれる膨大な土砂は堰堤のはとんどを押し流し、現在わずかに一号堰堤によって辛うじて上部の土砂の流出をささえている、まことに寒心にたえない現状にあるのであります。しかも、その土砂の層はおおよそ三段階に分かれ、上部においては傾斜面は激しく、特に中央部における九十立方メートルといわれる何のささえも持たない土砂の流出が心配せられているのであります。

われわれが行きましたときは、天気もよく、土砂は乾燥して地はだにとこるところ大きな亀裂を生じていたのであります。地質は泥岩または砂岩の互層からなっている関係から、これが一たび降雨ともなれば泥沼と化し、その土砂は流土と化すことは必至であり、六月の雨季を目前に控え、その地すべりの最先端より民家の集落まで約十メートルないし二十メートル、国鉄東海道本線並びに国道一号线までは五十メートルないし六十メートルと、その魔の手はひしひしと迫りつつあるものであり、その対策の早急なる実施が待たれている地元民の心境切なるものがあると同時に、国といたしまして、東海道本線、国道一号线の途絶ないしは東京・大阪間を通ずる電信電話のケーブル切断も憂慮され、産業活動は中断する重大性を持っているのであります。国全体の問題として早急な総合的恒久対策を今回の調査において痛感させられた次第であります。

現在、由比町は、災害警戒連絡所を設け、日夜警戒に当たり、一朝緊急の場合にはサイレンを合図に避難を命ずる態勢をとっているのであります。住民はまさに戦々きょうきょうの日々を送っているものであり、これら地元住民が一日も早く安心して生業に復帰できるように、住民の悲痛な陳情をわれわれは受けた次第であります。

以上、実情報告を終わります。最後に要望事項について簡単に申し述べます。

第一は、地すべり防止応旧措置費の全面的国庫補助と関係各省一体としての総合的・抜本的な恒久対策を可及的すみやかに講ぜられたい。

第二は、農地災害復旧については、地域全般にわたる地すべり防止の恒久対策決定後、地すべり防止を加味した機能的復旧計画を樹立するため、これに対する査定を早急に実施されたい。

第三は、国土保全上抜本的対策を必要とする特異な地点につき、災害復旧及び地すべり対策について、国庫負担率の引き上げ等の特別措置を講ぜられたい。

第四に、被災由比町における災害対策費の財政調整資金の調達に苦慮しつつあり、一方、税の減免、徴収猶予等の措置が考慮せられるので財政措置に困窮をきわめること必至であり、この場合における昭和三十六年度分四月及び六月の概算交付期を繰り上げ交付せられたい。

以上、御報告を終わります。(拍手)

農林省は、昭和三十一年度から、一般会計公共事業費の負担で水源林の造成事業を果てやっておったのを取り上げて、官行造林にこれを組み入れたのでございますが、そのときの林野庁からの御説明によりますと、奥地水源林の造林は、樹種の選定とか保育、保護、管理等、造林技術あるいは森林経営上非常に困難であって、従来のような、ただ新植金額補助ということであつたの保育、保護、管理を一切果てやらない、土地の所有者にまかせるような方法であつては所期の目的は達成せられない、ほんとうは、果行造林、地方財政の建前からいへば、おもに果が一つ力を入れてもらいたい、ところが、果にはそれだけの力がないので、やむを得ずこれを官行造林の方でやらなければならぬというような説明で、一般会計からの水源林造林の仕事を果行造林から官行造林に取り上げた。そういたしますと、今度の公団方式によりまして、ただ金だけ出す、そして保育や管理の責任はこれを土地の所有者あるいは造林者に責任を持たせるといふことであるならば、ちょうど昭和三十一年に官行造林に組み入れたときの理由を、今度公団の方に切りかえるのに逆の説明をしなければならぬようになるのであります。その点はどうでありますか。

○周東国務大臣 三十二年当時における事情は、私にたいし初めてお伺いするのですが、思うに、私は、三十二年ころにおきましての計画、官行造林の方に一たん移しましたが、その目的はだんだん達して、今までたびたび林野庁長官から御説明申し上げておりますように、これからの個所はだんだん零細化し分散しておるという事態になつて参りましたので、これはまづ国でやるよりは、むしろそれぞれの零細化した地方の町村等にやらせて、そうして実効を上げていくことが必要であり、その方がうまう進むという形に今日の段階においては考えを新たにしたいと思ひます。そのことは、御指摘のように必ずしも矛盾する観念でなく、三十二年当時においては、相当とまつた大きな地域において、それらを国が直接にやつてあげた方が経済効力も上がり、仕事も金の面から見てもうまういくというような考えであつたと思ひます。しかし、それはある程度目的を達して、先ほど申しましたように、今日残されている地方がかなり零細化し分散しておる、こういう事態になつたから、これはむしろ国でやるよりは地元市町村等において責任を持たせてやらせる方がよい、こういうふうになつたものと私は考えております。

○片島委員 ちよつと答弁が食い違つておるのであります。そのときそのときに都合のいいような説明では困るのであります。果行造林として金額補助を出してやらしても、あとの保育、管理については造林者や所有者にまかせきりでは困るんだ、だから官行造林で最後まで責任を持つんだ、こういう理由でたつたのが、今度は保育や管理について責任を持たない公団の方に責任を持つておる官行造林を変更するのには、どうも説明の仕方が矛盾しておらぬか、こういうことです。

○周東国務大臣 ごもつともなお尋ねですが、ただいま申し上げましたように、だんだんと地域も分散し、場所が

小さい部面になりましたから、そういうところになりますと、大体地元公共団体の市町村に責任を持ってやらしても、実際の仕事の上から申しましてでもできますし、また、その後における撫育、管理等におきましても狭い面積については十分やれる、かように考えた次第であります。

○片島委員 昭和三十三年からいいますと、まだ三、四年しかたつておらないのでありますが、三、四年の間におけるあなたの方の事業実績、しかも、県行造林から取り上げました分は、官行造林としてやる総量の事業量からすればほんの一部であります。それがわずかに二、三年の間にそんなに大きな変化が起こるものかどうか。非常に長期の計画のもとに行なわれておる造林という事業が、わずかに二、三年の間にそんなに大きな変化を来したのでは無い。極端に言うならば県行造林でやっておったと同じような形のことを、今度公団の事業としてやらせるというのには、どうも矛盾があるのではないかと、こう考えるわけですが、長官はその当時のことをよく知っておられるのでありますから、これは長官から一つ……。

○山崎政府委員 県行造林においてこれを実施するという考え方もないわけじゃないと思うのであります。国がこの経費というものを、新植だけでなく、保育あるいは維持、管理等の全面的な経費というものをめんどろ見まして、県が県行造林でやるというふうなところには、非常に問題点があるように思うのであります。こういう形でやるというし、国の方にも当然その分収というふうな形で収得分がなけ

ればならぬというふうな問題も出て参るのであります。そういう点からいたしまして、国が維持、管理一切の経費を出して県がやるというところには、やはり問題点があるように思うのであります。また、仕事を県に委託するといふような点ももちろん考えられるわけでありまして、造林事業のような仕事は、たとえば道路をつけるとかいうふうな工事と同様な考えに立ちまして県に一切を委託してやらせるというふうなところには、やはり、造林事業の本質という面からしまして、その責任の所在あるいは仕事の内容とというような点からもなかなか問題が多いように思うのであります。そういう点も種々検討いたしました結果、新しい行き方、公団による行き方が適當であると考えたのであります。また、当時と違ひまして、市町村によります造林事業といふものも、一昨年から融資制度を新たに設けたのであります。こういう制度の実施によりまして、当時二万町歩程度しか行なわれていなかった造林が、現在の時点におきましては五万町歩にも達しようというふうな造林が行なわれておる現実からいたしまして、市町村等を造林者というふうな考

えていくということが現実の問題として最も適応しているのではなからうかというふうな考えをたつてあります。○川俣委員 関連して。この際、農林大臣に一つお尋ねすると同時に、所見を伺っておきたいと思ふのでございますが、周東農林大臣は治山治水にかけては長年の経験を持ち、森林事業についてはかなりの理解をいたしたいと思うのです。今片島委

員の質問に対する大臣の答弁で、どうも大臣の年来の主張というものが、考えられているものと違つた印象を受ける。はなはだ残念に存じますので、この際関連してお尋ねしたいと思ふのです。今日の林政及び国有林野事業が国民に多くの信頼を得ておるといふことは、信頼を得なければ長期計画を必要とする森林事業といふものは立っていかないという点にある。従つて、少し林野庁はがんこである、かた過ぎるという非難を受けておられます。もう、こうした長期計画を必要とするために、そのお国の保全のために努力をしておるのだといふことについて私は敬意を表しておる。すなわち、植林事業、森林事業といふものは長期の計画を要し長期の保有を要するものだけに、朝令暮改をするといふことは信頼を失うことになると思ふのです。そのときどきの都合のいい方策をとるといふことになりまふと、今日のような信頼は続けられないと思ふ。治山にいたしまして、造林にいたしまして、そのときどきの思いつきによりまして変更するといふことは、一面には国民の信頼を失うと同時に、こういう計画というものはときどき変えることによつて大きな損失を来すことになると思ふのでござい

ます。この点どうですか。大臣、あなたの年来の主張と私の今述べたこととは一致しておるはずだ、そう信用いたしますが、こういう信頼をしておったことが誤りであったかどうか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。○周東國務大臣 森林政策に関しましては相当長期の計画を必要とするもの

であり、従つて、そこには動かすべからざる一つの方策というものが必要であることは、あなたの御指摘の通りだと思ひます。これに全く異存はございせん。ただ、しかし、その政策実行にあたりましては、ものによりましては、だんだんと進歩する技術の面だとか、あるいは、たとえば今度の問題にいたしまして、一面、市町村等に対して、従来と違つた形で、二、三年前からやつておられます、市町村が仕事をいたしました場合においては特別に資金を国有林野特別会計の利益をその方へ投入して市町村の植林その他に關して助成をするというふうな新しい道策の運用に關しては変化を生じてくるというところはあり得ると思ふ。すべて

の状態が同じ状態にあるときにいろいろの施策が朝令暮改されるということには困りますが、だんだんと他の条件なり他の施策というものが新しい方向に向かつて、おのずから施策が変わるものではないのじゃないか、こういうふうな考えです。

○川俣委員 この法案は十分検討されてこの国会に出されたというふうにはどうも聞き取りがたいのです。大臣もかなり関心を持っておられたでございまして、第二十四回国会で公有林野官行造林法の一部を改正いたしました、「等」という字を入れた。そのときの提案理由の説明は、当時大石政務次官が大臣を代理して説明いたしておられますが、今後さらに官行造林の対象をふやしまして、今まで公有林野をやつておつただけけれども、大体仕事ができただけから、今度はさらに部落有林

野及び水源涵養林のために造林を必要とする造林を行なうのだ、そして、「国有林野事業が一般林政に協力することにより、造林の促進に資すること」ができれば、というわけ、三十二年から四十四年までの官行造林の計画書を添えて国会に提出したものでございまして、四十四年までの計画書が説明にいたしております。すなわち、四十四年までかかつてこれを完成するという約束のもとに、国と土地の所有者との間に契約が結ばれ、地上権を設定して事業が開始されておるわけです。この国と国民との間で結んだ契約が途中で変更されるというふうなことは、今まで信頼しておつた者から言へば夢想だになつたところでありまして、この官行造林につきましては、規則や細則を見ますと、国はこの契約を絶対に無視するものではないという建前で、この契約に違反する者は国民の側である、あるいは市町村の側であるといふところから、市町村側が解約をする場合、あるいは国民が解約をする場合は、厳重な規定を設けておるのであります。なぜ双務契約でありながら国に厳重な規定を設けなかつたかという説明につきましては、国はこういう契約を結んだ以上裏切るものではないという国の信頼のもとにおいて、国には罰則規定がないのであります。普通の民法の規定でございまして、双務契約でありますならば、一方が破棄した場合に必ず大きな負担行為がつくわけでありまして、この法律には、細則には負担行為がついておりません。そのことは、国は解約するようなことはな

いうことで、国の信頼を期してほしいというのがこの規則、細則の本質であると思う。それにもかかわらず、それは信頼を受けて事業を遂行しては途中でおきまして、大臣は、時代の変化だからして変えてもいいのだと言う。(やめるのではない、変えるのだ)と呼ぶ者あり。当時、国が解約することを前提とした説明はなっておりません。これからこういってにやりますと大臣が説明されておる。あるいは長官が説明されておる。その法律すら変えて手直しがあり得るということになりますならば、国民は信頼することができない。前の国会で説明したことが次の国会では違うということでありま

る側はこう言うのです。いや決して解約をするのではないのだ、契約を破棄するのではないのだ、話し合いでやめたらどうかから法律違反を犯すのではない、こう言う。ところが、現在も関西では植林が始まっておる。例年でありますならば、すでに緑化大会を開いて、陛下のおいでを願って植林大会を開いておる時期です。もう植林の時期に入っておる。そこで、大臣の部下であります林野庁は、早くきまらな

れて植付が始まっているものを一方的に解約して公団に移すということではないのです。将来に向かっても、よく話し合いの上で、これからの植付をやるということに對して話し合いをつけたいものから公団にやらせる、それからどうしてもつかぬときはもとのままでいい、こういふことですから、そのころは十分に考えて運用して参るつもりであります。

形で参りますと、こう言っておるのであります。それから、どんなに話がつこうがつくまいが、一方的に打ち切るという形をとらない、こういうふうに考えております。

○山崎政府委員 その点について御説明申し上げたいと存じますが、昨日大蔵省の関係からも御説明があったのであります。現在の官行造林事業費というものは、予算の中で申しますと節になつておるのであります。既往の植付を終わし手入れをしなればいかにぬもの、あるいは保護、管理等に要します経費が十四億から十五億計上をされておるのであります。これが節という中

と大臣が説明されておる。あるいは長官が説明されておる。その法律すら変えて手直しがあり得るということになりますならば、国民は信頼することができない。前の国会で説明したことが次の国会では違うということでありま

すならば、国民は信頼することができない。前の国会で説明したことが次の国会では違うということでありま

○川俣委員 ちよつとそれは理解が違

○有馬(輝)委員 関連して。

○山崎政府委員 昨日も湯山先生から

と大臣が説明されておる。あるいは長官が説明されておる。その法律すら変えて手直しがあり得るということになりますならば、国民は信頼することができない。前の国会で説明したことが次の国会では違うということでありま

○周東國務大臣 なかなか川俣さんに

○周東國務大臣 それは、ただいま申

○有馬(輝)委員 関連質問であります

○有馬(輝)委員 関連質問であります

と大臣が説明されておる。あるいは長官が説明されておる。その法律すら変えて手直しがあり得るということになりますならば、国民は信頼することができない。前の国会で説明したことが次の国会では違うということでありま

○周東國務大臣 それは、ただいま申

○有馬(輝)委員 関連質問であります

○有馬(輝)委員 関連質問であります

○有馬(輝)委員 関連質問であります

には勝手なことをして、基本問題調査会の答申もまた尊重するんだ、——あなたの方の一つ一つやることは、一つも首尾一貫していないじゃありませんか。これは関連質問でありますから、あとでゆっくりこの点についてはお伺いしたいと思います。

○片島委員 午前中にお願いをした三十六年度の公団の造林計画というものの府県別の資料が出て参りました。ちょうど二万町歩であります。この計画書は官行造林の既契約の中の造林未済の二万ヘクタールというものと同じでありますか、これは全然別なものでありますか。

○山崎政府委員 その中には既契約で植栽を終わっていないというものも入っているわけでありまして。

○片島委員 その造林未済の既契約分では二万町歩の中に入っておる分はどの程度あります。ダブっておるものはどれくらいですか。

○山崎政府委員 春植え、秋植え等を全部合わせまして、二万町歩を対象に考えますと、約半分くらいかと考えております。

○片島委員 それでは、既契約の中でこれに入っていない一万町歩というものはどういうふうにされるつもりでありますか。

○山崎政府委員 契約いたしまして、その団地の造林が、たとえば四年とか五年とかいうふうな計画で植えられていくということに相なるわけでありまして、その二万町歩の中に入っていないものは、三十七年度あるいは場所によっては八年度というふうになっていくわけでありまして。

○片島委員 それじゃ、三十六年度の

分には既契約の造林未済のものは全部入っておるのであります。半分入っておって、あとの半分は三十七年、三十八年とずれて入っていくわけでありまして。

○山崎政府委員 既契約が二万町歩の約半分入っておるわけでありまして、残りの既契約のものは、三十七年度、場所によっては八年度というふうなところにならざるで、こういうことにならざるであります。

○片島委員 そうすると、三十六年度ばかりでなく、七年度も八年度も、先ほど大臣からも御答弁がありましたように合意の上で公団の方に契約を移行させるとのことでありまして、長官も言われたように、いわゆる目録でありまして、そういうところで移流用をしてやられるというわけですか。

○山崎政府委員 三十六年度につきましては、先ほど申し上げました通り、どうしても移行ということに賛成を願えない方に対しては、この官行造林費という中で考えていかなければならぬということになるように考えております。

○片島委員 そうすると、公団はまたこれとは別に、どこかその減った分だけ選定するわけでありまして。

○山崎政府委員 二十三万町歩というふうなものを対象にして考えておるわけでありまして、秋植え等を対象にいたしまして契約は団地ごとによるわけでありまして、二万町歩契約するといふふうな都合になるわけではございません。二万町歩やるとすれば、たとえば三万五千町歩というふうな契約が成立するわけでありまして、そういう

ものを早急にやるように考えていかなければならぬと思っております。

○片島委員 それはわかっておりまして、しかし、とにかく一年間で二万町歩やる。しかし、この半分はあなたの方の既契約分がまじっておる。かりに合意がととのわなかった場合には、一万町歩は新たに公団がこの造林者なり所有者を選定してやらねえと、十億円の金があるでしょう。手もすぐわけですし、機構もすぐわけですから、そうすると、これは極端な場合ですが、どうしても合意がでなかった場合は、あなたの方は一万町歩移流用でやり、公団はさらに一万町歩を見つけてやり。そういう場合には三万町歩になりますか。

○山崎政府委員 先生のお話のような場合にはそういう形になってくるわけでありまして。

○片島委員 そうすると、あなたの方は、すでに現在あなたの方限りでやっている造林事業費、その分はそれだけ減ります。かりに五億円としまして、しかし、けさからのお話によりまして、いろいろ今までの新植をした分の経緯とかあるとあるもので、官行造林の場合には町歩当たり十万円ばかりかかるというところでありまして、そうすると、少なくとも五億ないし十億の間においてあなたの方はほかの事業を縮減して、その合意がととのわなかった分はやる。しかし、一方公団の方は、今すでに四月からやろうとしておるこの各府県別の計画書を変更して、新たに一万町歩を選定して計画をし直すというだけのことが実際問題としてできますか。私は困難だと思ふ。そうすると、みなが断られて、今までの既

契約をあなたの方が移流用でまかなってやる、公団は、二万町歩、二万二千、二万四千というこの資金計画によって、どれだけ穴があくかわからぬのに、その穴を埋めて、また次の仕事をしていくことができませんか。

○山崎政府委員 先ほどお話し申し上げました通り、その年々に造林するところだけを対象にして契約が変わるといふようなことではないのであります。その団地といたしまして公団に移すとか移さぬとかいう問題ができるように考えておるのであります。早急に関係者の方々、既契約の方々と打ち合わせをいたしますとともに、新しい契約にも積極的に努力するわけでありまして、その対象地というものは、秋植え等を対象にして相当量が可能であるというように考えております。

○片島委員 非常にあいまいなんです。私が指摘しておりますのは、あなたの方で契約を今までもずっとやっていて、すでに契約したもののについては、あなたの方は、公団がやるよりも割がいいのですから、官行造林でやってもらった方が割がいいというので、かりに今までの契約を取り消さないということになれば、最悪の場合は一万町歩というものが残る。そうすると、この契約を変更するということは、これは年度内においては容易なことではないと思う。これはあなたの方が今まで大体官行造林として予定されたものの中から選定をされている部分が大部分だと思ふ。そうすれば、新たにどこが穴があくかわからないのです。今はまだ合意に達するか達しないかわく相談してみなければわからないのに、穴のあいたものは、穴埋めを公団の方で

やっていくだけの能力と、またそれだけの仕事で実際問題としてできるのかどうか。そうすれば、二十三万町歩というものは、もし合意がととのわなければ二十五万町歩にもなり二十八万町歩にもなると、造林が非常に成績を上げていくことになるのです。公団の穴のあいた分だけをさらにまた選定をして造林を実行することになると、そういうことになりまして、あなたの方は、一方林野庁内部の事業は減らしていかねばならぬが、合意がととのわなかった分だけを官公造林の方に手回さなければならぬから、予算で一応削ってしまったところの五百八名に合うように計算が合せてあります。したがって、それをまた逆に入れかえをしていかなければならぬでしょう。配転しようとしたものを逆に前のところにはめ込みながら、しかも予算は五億ないし十億減ってくる。しかし、公団が幸いに非常な実力を持っているので、あなたの方が穴をばんばんあけられてもばんとまた穴を埋めていくということになれば、金はあるのですから……。ただ、やる仕事は、合意がととのわなかったためにそれだけ抜けていて穴があく。それだけの実力を持っていても、穴を埋めていくということが実際問題としてできませんか。

○山崎政府委員 お話のように、一万町歩というふうな面積が全部穴があくというふうな理解することはできないと思うのであります。今お話しした通り、その契約と申し上げましたのは、その年に、たとえば三十六年度に造林するところだけ三十六年度に契約するというものではないのであ

りまして、一団地としての契約をするわけでありまして、新たな契約におきまして、面的には二年分、三年分契約されるわけでありまして、そういうところで相当な弾力性を事業の面では持ち得るものだと考えております。

○片島委員 もう一回念を押しておきますが、あなたの方で、既契約分の解消ができなかったために無理をしてやる、これは、あなたの方は、今までも人員もとのつておつたし、また、自分の方の仕事の量を減らして官行造林事業をやるうとすれば、これはそれだけの能力、能力があるわけなんです。それはあります。今までの予算が減つておりません。ところが、新たにやることになった公団の方は、その穴のあった分をやらなければならないことになると、資金が余ってくるわけなんです。しかし、二万町歩という計画を立てておるならば、もしこれが一万町歩に減らななくても、一万五千町歩でありまして、一万七千町歩でありまして、なおその穴があく。そのあいた分は公団の方で金もあるから穴埋めをしていく。そうすると、それがずっと続いていった場合には、計画年度終了のときには、二十万町歩はなしに、二十五万町歩もあるいは二十八万にもなるのだ、こういうことですか。

○山崎政府委員 現在特に問題となりません。三十七年度の仕事を三十七年度、三十八年度というふうにいきますに従って、既契約地との関係というものはますます明確になって、計画というものの乗ってくるという形になるわけでありまして、お説のような、二

十三万町歩というのが二十五万町歩にも六万町歩にもなるというようなことにはならぬように考えております。

○片島委員 二十五万にも二十八万にも理論上なるでしょう。あなたの方は、既契約分を合意がととのわなかった場合には官行造林としてやると言っておる。それなら、公団の方を、その合意のとのわなかった分だけは計画変更して、造林面積を年々減らしていくのですか。そうでなければ、その穴埋めをしていく分だけはふえていくじゃないですか。

○山崎政府委員 そういう既契約の水源等も含めて三十三万二千町歩をやるう、こう考えておるわけでありまして、公団でそれだけの面積をやる必要がないということになれば、公団の事業計画はその分だけ将来にわたって減少するということになってくるように思います。

○片島委員 三十六年度において、これは一万町歩は重複しておるといふが、そのうちの五千町歩でもかりに合意がととのわなかった場合には、今年度内においても公団は二万町歩でなくして一万五千町歩に計画を変更されるのですね。そうしないと計画が狂うじゃないですか。ほんとうを言うならば、あなたの方の予算内において目録の流用ではなしに、公団に出資をして十億の中から引き揚げるべきでしょう。あなたの方は全部合意がととのうものとして官行造林の予算を全部削っておるじゃないですか。しかしながら、契約がどうしても合意に入っていないという場合には自分のところでやるというのですよ。やったならば、あなたの方のすでにきめた計画も

変更しなければならぬ。公団は公団として計画が狂うから、むしろあなたの方が、契約がどうしても解約ができな分は公団から資金を引き揚げるべきじゃないですか。それが一番あなたの方の長い計画に即応した造林ができることになりはしませんか。

○山崎政府委員 公団に対しては、公団に対する出資という形で出ておるわけでありまして、それが事業との関連等におきましてやむを得ない場合には、事業計画等も一部分年度を越すとか、あるいは事業費が幾らか余ってくるかというふうなことは、これはあり得るかと思っております。出資という形のものであり、また、予算という制度の何からいきまして、多少の余り、あるいは年度越しというふうなものが出ることはあり得るように思います。

○片島委員 私ははっきりと数字を言っているのです。全部が合意がととのわないのじゃない。一万町歩のうち、かりに五千町歩は了解がついて公団へ契約を移管した、しかしながら、あと五千町歩はかりに移管しなかったという場合には、二万町歩のうち五千町歩は公団は仕事をやらないのですから、あなたの方の予算内における移流用というよりも、公団の事業をそれだけ減らして計画を変更すべきじゃないか。というのは、ちゃんと三十六年、七年、八年について契約、新植、補植、保育、保護その他管理までずっと公団の経費の支出計画がついている。さらにまた、年度別の造林面積、保育面積、保護面積というものもついているわけですから、これが全面的に狂っているわけですから、来年度から少々とか

いうことではなくて、今年度においてそれがととのわなかった分だけは、もう直ちに計画を変更していかないと、その次の年度の計画が立たない。翌年からやろうとしても、その計画が立たないということになるでしょう。

○山崎政府委員 御説の通り、公団が既契約一万町歩を予定して三十六年度に造林するといふふうに考えているわけでありまして、その分が話し合いの結果公団としてできないという場合には、公団として、新たな契約等を対象として、秋植え等で可能なものは極力やっていくというふうに考えていかなければならぬように思います。

○片島委員 どうも答弁がおかしいのですが、私の言っているのは、秋植えのことではない。もっと根本的な問題を聞いているのです。秋植えで穴埋めをしてごまかそうというのではない。私が言っているのは、秋も春もない。二万町歩をやる計画で、そのうち五千町歩は合意ができたから公団に移管した、あと五千町歩は、どうにもならぬ場合は林野庁は官行造林でやるというなら、五千町歩は新たに公団がやる必要がない。公団がやると二万五千町歩になる。そうしたら、計画の二十万何千町歩よりも二十五万にもなり二十八万にもなる。それを、あなたは、二十五万にも二十八万にもならぬ、二十万でもいというのか、それとも、十年のものを六年か七年で打ち切つて、あとは知らぬ顔だ、ただ公団の計画だけを切りかえていくというのですか。

○山崎政府委員 もしもそういうふうな場合がありまして、五千町歩公団が

穴のあいた分をやつたとしますと、現在公団がやろうと考えております二十万二千町歩のうちから五千町歩減らしたものを公団でやるという考え方がなってくるわけでありまして。

○片島委員 そうなると金はいくらになりますか。

○周東國務大臣 こうじゃないですか。その点を非常に突き詰めてのお話ですが、十億円というものの出資は、ほかのときには、それで足らぬときはどうするかという御質問さえ受けたのです。それはそのときの状況によつて今後必要ならばさらに追加出資をやる場合もあるということを示し上げておりましたし、従つて、十億円の出資というものは、三十六年度にかりに今のお話のようなことがありまして、ととのわないで五千町歩減つたから、それは十億の出資を減らすかというのとは、少し気が早過ぎるのではないかと。十年間にやつて参ります間、国家の直接にやるものと公団と、同じようにして、お金には心配をかけないということをやつておられますので、かりに今のお話のようなことがあつて、二十万二千町歩の中から五千町歩が減るといふことがあれば、全体の計画は減るかもしれませんが、全体的問題は、全体の一部として見なければなりません。もう一つは、ただいま、常に公団の方が官行造林よりも不利だからみな断わるだろうというふうなお話でございまして、私どもの見方は、公団でやりまして官行造林でやりまして、その利害関係というものは同じだと思つておるのであります。そこをよく理解を求めていけば、そう極端なことにならぬじゃないかと思つておりま

す。しかし、もし御指摘のようなことが起こった場合には、それに対して将来にわたって考えればよいと思っております。

○片島委員 それでは、今のところ既契約分で植林未済の全面積はどのくらいですか。

○山崎政府委員 約二万町歩くらい、二万二、三千町歩と考えております。

○片島委員 二万二、三千町歩というものが二十万何千町歩の中に入っている、こういうことでございますか。

○坂田委員 ちゃんと、安井自治大臣がすぐ出かけられるので、ぜひ一つその方に御協力を願いたいと思っております。

○片島委員 私が言った、二万三千町歩ですが、それが二十万三千町歩の中に入っている、最悪の場合に、了解がつかない場合は、二万三千町歩というものは官行造林にかぶる、その分だけは公団がやらなくてもいい、こういうことになりませんか。

○周東国務大臣 私は、極端な御議論ですけれども、そういうことがありましたらそれだけ減ることになりまして、こう思います。だが、しかし、それだから直ちに十億の出資を減したらどうかというにはならぬと思う。

これはすでにほかの場合でもいろいろお尋ねを受けております。一体それは少な過ぎるのじゃないか、二十万ヘクタールやるといふことは、それは官行でやればもう少し金が出る心配があるという御指摘がありまして、ふやすのかふやさないのかという御指摘さえ受けております。しかしながら、それに対して、今後の状態が必要があれば追加出資もするということを言ってお

りますから、私は、かりに片島さん御指摘のようなことが起こりまして、将来十カ年間にわたる状況を見て、ほんとうに要らなければ最後に返済させてもいいのであります。今日の場合直ちに返還させることもないのじゃないか、こう思います。

○片島委員 私が言っておるのは、少ないとか多いとかこの計画で言っておるのじゃないのです。林野庁でやるよりも少ないだろうといつてけさ湯山委員から追及があったのです。しかし、あなたの方はこれでやれると言っているのだから計画を出された。そうすれば、極端に言って、最悪の場合は二万三千町歩というものを実際にやる。その場合は官行造林がやるといふことになれば、これは多い少ないは別です。

この計画ができないと信ずれば、その場合には二万三千町歩の方は公団の方はやらないでいい。それだけ金が要らない、単価が将来上がるとかいろいろ状況の変化があれば別だが、しかし、その分だけは全体の資金計画としては要らない、こういうことになるわけですか。それだけ……

○周東国務大臣 ただいまの資金計画がそのままだと二十万二千ヘクタールに關する問題として考えたときに、もし御指摘のような場合が起れば、それだけに關連する金は切らなければならぬ。それは当然です。

○坂田委員 次は、芳賀委員。

○芳賀委員 農林大臣と自治省大臣にあわせてお尋ねするわけですが、まず自治省大臣にお尋ねします。

現在当委員会が審議しておる二法案について、大臣は法案を読んでおられるかどうかという点と、それか

ら、もう一点は、二月二十一日に自治省の行政局長と農林省の林野庁長官との間において、本件についての覚書が取りかわされておるわけですか。それから、当然、覚書の内容についても、これは自治省大臣の意思としてこれが取りかわされたものと思うが、この二点についていかがですか。

〔委員長退席、秋山委員長代理着席〕

○安井国務大臣 法案は十分読んでおりませんが、大体そういう事柄については報告を受けております。なお、この覚書につきましても、実は事後にこういう覚書をしたという報告を受けておる程度でございます。

○芳賀委員 そこで、両大臣にお尋ねしますが、公有林野等の官行造林の制度が四十年たった今日、これは制度として廃止されるわけですが、廃止する場合にやはり国としての大きな廃止の理由がなければならぬと思うが、われわれが理由として考えられることは、この法律制度が一応の目的を達したという場合の発展的な廃止の場合と、また、何らかの理由によってこの法律が必要でないという場合の理由と、二様あると思うのです。政府が廃止する意図というものはそのいずれでありますか。

○周東国務大臣 私は、今日まで官行造林制度をしかれて四十年間たっておりまして、その目的とするところは大体完遂してきたと思っております。そのことが一点と、しかしながら、今後まだ残されておる、たとえば水源林造林というような問題がございます。これらにつきましましては、先ほどから申し上げておりますように、非常に面積等が小さ

くて分散した形になっております。これを同じように官行造林として進めていくよりも、今日の実態としては相当市町村等の自力によりやらせていくことが適当であり、それに対しては、公共団体に対する造林に対する必要なる融資の道も、昨年からでございますが、特に政府は開いております。そういうことと阿々相待ちつつこれを指導していこう、こういうことであります。それに対してやるについて、国がそれに関する資金なり監督なりというような面につきましましては、直接やらなくても、公団という形でやっております。かように考えて、官行造林関係ははずしたわけでございます。

○芳賀委員 それでは、自治大臣におかれては、この制度が廃止される場合の全国の市町村あるいは部落あるいはその住民に及ぼす影響というものは軽微なものではないわけで、そういうことを考えた場合に、今農林大臣の言われたと同様に、この制度というものは廃止すべきものであるというようにお考えですか。

○安井国務大臣 この問題につきましましては主管庁である農林大臣が御判断を下されたわけでございまして、それをみだりに私どもが批評するものかどうかと思ひます。自治省といつしましては、地方団体が十分に従来と同じような公有林野の発展育成に不利のないようにという点を確認されるなら、さらにその点によって能率が上がるということならば、これは非常にけっこうなことじゃないかと思つておる次第であります。

○芳賀委員 それは違うじゃないですか。あなたも国務大臣であり、周東さ

んも国務大臣なんです。ですから、内閣が法案を提出する場合、農林大臣の所管だから自治省大臣は意見をはさむべきでないということはないと思つたのです。内閣全体の責任において法案を出すわけですから、当然これは連帯の責任があつてしかるべきである。そういう場合には、農林大臣がこの法律、制度は廃止する必要があるといふことは、すなわち現在の内閣がそのことを認めて法案を出したことになるのです。ですから、あなたがとやかくくちばしを入れる筋でないというこ

とは、おかしいじゃないですか。

○安井国務大臣 とやかく入れる筋じゃないという意味は、先ほして言つた筋はないので、自治省という立場からいまして、この点が地方自治団体に不利なような点がないということが確認されますならば、主管大臣の御発議になつております法律案にわれわれも賛成をいたしておる、こういう趣旨であります。

○芳賀委員 この法律は農林省の所管にはなつておるが、その対象になる実体というものは、これはむしろあなたの方の地方公共団体の林野に關する、そういう問題が中心になつておるわけですから、従来四十年の歴史的な経過がある、しかも昭和三十一年にはこの法の根本改正を行なつて、それ以前は公有林だけに限定してこの官行造林が行なわれたのを、三十一年以降は部落の共有林並びに水源涵養の必要のある地域の私有林等についてもこの制度を及ぼすというそういう大きな改正が行なわれておるわけですか。ですから、そのことを考えた場合に、この法

律を廃止する必要があるとすれば、この官行造林法の主要目的である市町村有林の今後の造林とか森林経営というもの、は、全く国の助力に依存しない、公共団体自身の力で十分国民経済的な目的を達成できる、林業の経営が自治体自身で行なわれる条件が具備されたからもう国の協力には要らないという、そういう建前の上に立ってこそ初めてこの制度が要らないということであつたが言う場合であるといふことを十分理解しないでおられるといふことは、これは非常に遺憾にたえないことなんです。全国の公共団体においても、あるいはその区域の部落等においても、あるいは私有林を持つておる住民等においても、これは自立して経営をするのが当然であるといふことから、こういうことになることをもつともとされておるかどうか、その点はどうです。

○安井国務大臣 お話の通り、これは、制度を変えることにによりまして、公共団体が突つ放されて独自でやれ、こういう筋ではないように私も心は得ております。融資でありますとか補助でありますとかいうような協力関係を結びまして、将来地方自治体自体も従来以上に独自に力を入れて保護育成をしていくというように考えております。

○芳賀委員 融資と言われたが、これは農林漁業金融公庫からの造林融資が一部地方公共団体にも流れるという道は開かれておるが、それをもってこの官行造林にかわる造林事業ができるという裏づけは全然ないんですよ。それから、もう一つは、法律を読めばわかるが、この制度が官行事業として廃止

された場合、そのすべてが森林公団の事業に移行するというでないことは、自治省大臣も御存じだと思いますが、いかがですか。

○安井国務大臣 融資はなるほど考え方によれば大したことではないという御見当もあるかもしれませんが、ことし新しき予算で農林漁業金融公庫から公営企業金融公庫が委託を受けます金額も相当ふえております。さらに公団等からも十分いろいろ援助も受けて、これはやれるものだと心得ております。また、地方自治体自体も、従来へような財政に詰まってきたという方面へ目も向けられなかつたというような時代から見ますと、最近是非常に積極的な力を入れるというふうにもなつておるようになりました。

○芳賀委員 融資の場合は、官行造林制度があつたばかりに融資の道があるわけですが、これがなくなつて、その分の融資がふえておるといふことはいささかもないのです。これは間違つちや困るんですよ。現在までその制度があつて、そのほかに公共団体等についても造林融資の道が制度金融として開かれておるといふだけなんです。これがなくなつた分を全部町村に融資した場合には、それ以外のほんとうの融資の対象になる農業者の融資はなくなつてしまふのですよ。その点は間違はないようにしてもらいたい。

もう一点は、今度の制度の廃止によつて、これは森林公団法の改正の内容を見ながらおられるならばわかるのですが、今までの公有林野等の造林の対象は、主たる対象をその市町村の公共団体の普通林といふゆる経済林に置いてたわけなんです。それが、三十一年以

降は、水源涵養を目的とする地帯についても造林を行なうということになつたわけですね。今度の森林公団は水源涵養林以外は造林事業をやらないのでしよう。普通林、経済林等に対しては公団は造林事業をやることのできないといふことが公団法に限定されているわけですね。そうすると、全体の官行造林の現在の契約あるいは造林面積の中で占める水源林の割合といふものは、これは一〇%にもすぎない微少なもんだなんです。そういうことを考えた場合、水源涵養林に指定された以外の地域の森林といふものは、全然これは官行造林でもやらない、森林公団でもやらない、全部これは町村の自力であるいは部落の自力ですね。私有林を持つておる人たちの自力でやるということになれば、これは非常に大きな影響が来ると思ふのです。従来と変わらぬといふんといふ甘い考えでいふのは、これはとんでもないことになるのですよ。その理解があつて、たとえば覚書で賛成したり閣議で無条件で賛成されたのか、その点はどうなんです。

○安井国務大臣 私の方は、地方団体としてはこの点は今後の経営にそう不利な影響はなからうといふふうに理解をいたしておるわけでございます。○芳賀委員 おかしき言ひでございます。法律に不利な点があるといふことではないですか。森林開発公団法の一部を改正する法律案といふのがあつて、その第

一条の中で、「水源をかん養するため急速かつ計画的に森林の造成を行なう必要がある地域内における当該森林の造成に係る事業」を森林公団は行なうといふ。公団事業といふものは、造林

部面においては明らかにこれは限定されておるのですよ。これ以外のことはやらせないのですよ、森林公団にもしあえてやる場合には、分取造林法に基づいてやらなければならぬといふことになるのであつて、この二法案の関連の中において、損がないとか不利益がないなどという、そんなばかなことではないのですよ。もしそのみ込んでおるとすれば、これは農林省の謀略にひっかかちやつて、そう思つておるだけなんです。

○周東国務大臣 ちょっと、今自治大臣の方に対するお尋ねですけれども、謀略にかかつたといふお話があつたら、その話の御答弁を願う前に申し上げておきたい。私はこう思うのです。もう芳賀さんよく御存じだと思ふのだけれども、大体、官行造林事業の対象になつておるものは、四十年のこの間ちょっと質問がありました、あのとき六十万歩くらいがその対象になつておる。その中で半分を大体補助造林、半分の三十万歩を官行造林にしておる。それで、その点は大体目的を終わつておるわけなんです。残る問題についても非常に小さい面積になる。そうして、水源林造林についても、それは従来官行造林としてやつておつたのと違ひないように、必要な資金は従来通り国の方で公団を通じて出します。従つて、非常に不利のようには信用がないからそれは先ほどから芳賀さん御指摘のようにあるいはありません。しかし、問題は実行に移されてみますれば、一般に同様な形で金が出て参りますし、そうして、それに對して不利をなすすれば、私は市町村に迷惑がかかることはないと思ふ。ま

た、先ほどから言う融資造林については、これは水源林造林の關係ではございませぬけれども、むしろ市町村の自立育成の面から申しまして、市町村關係が従来の官行造林で完成したものでから上がつてくる利益が二十五億円ずつくらいあるわけなんです。そういうものをにらみ合わせつ、むしろ市町村としては融資造林の方を金をふやしてくれ、こういうふうな要求もあるような次第でございまして、従つて、私は、抽象的に言へば、従来のものをなくしたから急に市町村が損をするような格好になりまされども、大体目安のものは達成し、あとに残つたものとして水源林造林が出てきてゐる、これに就いては従来と同じように公団を通じて国がめんどうを見る、その他の造林に關しましては、御指摘のように、金ふやす、また、たゞいま御指摘のような分取造林的な形でいふ場合におきましても、当然それらに對する市町村負担分についても今度はこれに入れてございまして、私は、そう非常な不利益が出て市町村に迷惑がかかるから自治体のことも考えてくれといふこともなからうかと思ふのであります。決して、私も、自治省の方にいいところかげんなことを言うて、そうしてむやみやたらに官行造林をやめて公団にやるといふことは考えておりません。これは御了解と思ひますけれども、そういう意味合いにおきまして、ちょっと私中に入りました、そう御了承願ひます。

○芳賀委員 自治大臣に聞いておるんです。○安井国務大臣 すでに、水源涵養に

ております。その点を先ほどから自治大臣は申されておるのでありまして、これができたそのことによって非常な影響が自治体に及ぶのではないからう、こういう御答弁があったように私は考えておるのであります。

○芳賀委員　その点は自治大臣にも考えてもらいたいです。たとえば、全国の森林の様相を見ると、国有林、公有林、私有林と分けると、公有林の間に一番林業として見た場合に質的に

も成果というものは上がっていないの
です。ですから、この場合一番経済効果
の低い水源涵養林については、官行造
林よりは弱体化するが公団方式の分取
造林事業でやるとしても、それ以外の
たとえば全体の九割以上を占める一般
の普通林、いわゆる経済目的を持って
市町村が保持しておるという森林の
経営というものは、この制度の廃止に
よって意欲が高まるものであるか低下
するものであるかという判断は非常に
大事だと思ふのです。とにかく、植栽
してから三十年以上もたなければ伐
採に入れない、三十年もたなければ伐
採益が上らない、その長期の投資を
はたして今日の特に山村関係の市町村
が積極的に進行する完全なる自治体とし
ての財政力、経済力というものがあ
りやいなやということを考えなければ、
この法案に対してはみだりに無条件賛
成の態度は示すべきでないといわれ
は考へておいた。ところが、あなたが
これを賛成するという場合には、もう
すでに、全国の市町村において、水源
涵養林という経済効果の上がらない、
むしろ国家として国土保全上必要とす
る地域以外は、当然地方公共団体の責
任において自力で森林経営を行なう段
階に來たからこの制度は要らないとい
うことでは、これは趣旨も明らか
になるし、筋も通ると思ふ。これがな
くなったから損がないとか得がある
とか、そういういわゆる計算上賛成し
たというふうなことは理由にならない
と思ふのです。ですから、はたして、
今日の地方公共団体の力をもって、こ
の制度が廃止されても、それ以上に意
欲的に公有林の事業あるいは部落有林
の事業というものは拡大生産の方向に

向かう見通しがあるかどうかという点
については、責任のある答弁を願いた
い。

○安井國務大臣 お話の通りに、今ま
で公有林の経営が自治体において非常
に不十分である、これは私も耳に
しておるわけでありませう。ことに、こ
ういう改正にあたりまして、それがま
すます不利になるというふうなことが
あってはいかぬという点については、
十分全体として心がけておいたつもり
でございます。この融資の増額とい
うようなものをことし特にやっております
す。それから、さらに、地方財政自身
がだんだんとそういった面でも相当手
を伸ばし得るような状況の見通しもこ
ざいますので、今後、今の御心配、
御注意のような点については十分気を
つけてまして、荒れたり非常に不利にな
るようなことのないように、十分心が
けていきたいと思つております。

○芳賀委員 大臣の時間の都合もある
と思ひますが、それでは、次に、行政
局長と林野庁長官との間にかわした覚
書の内容について、非常に不当な文言
があるわけですね。それは、官行造林が
制度としてなくなつて公団方式になつ
た場合に、公団と市町村有林だけの分
取歩合の点については、これはその基
準を五分・五分にするという了解事項
になつておりますね。この官行造林制
度がなくなると、今度は依存する法律
というものは主として分取造林法に移
るわけですね。その場合、今度は、市町
村有林であるとか部落有林であるとか
私有林であるとか部有林であるとか
ものは許されないわけですね。今まで
は、国としては、官行造林法の一系一

号、二号については、これは施行令に
よつて五分・五分、それから私有林の
水源涵養分については国が六分、土地
所有者が四分という、そういう分取歩
合というものは、これは省令によつて
明らかにしておるわけですね。ところが
が、分取造林法にはそういう規定とい
うものはないわけですね。ですから、今
度の公団法の改正を見ても、分取造林
法の適用を受ける部面も多々出てくる
わけですね。そういう中において、市町
村有林だけが五分・五分であつて、そ
れ以外のものは差別を受けてもいいと
いうようなそういう根拠というものは
、絶対にこれはあり得ないと思つてお
ります。そういうことをわきまえており
ながら、自治省と林野庁との間におい
て、市町村有林だけについては五分・
五分の基準でやるといふような不当な
覚書をかわすといふことは、これはわ
れわれとしては絶対に承でできない点で
あります。どういふような意図でそ
ういふ不都合な取りかかしをしてある
のか。この点は、あとで聞いたかどう
か知りませんが、当然責任は両大臣に
ある点ですから、この際農林大
臣、自治省大臣からその点を明らかに
してもらいたいと思ひます。

○周東國務大臣 私は、芳賀さんのお
尋ね、ちょっと意外に思つてゐる。い
ろいろと御心配の点はわかりますけれ
ども、あの覚書の分取率というものは、
むしろ市町村の経済的な確立を助
けるために書かれたと思ひます。と申
しますのは、御承知のように、官行造
林法におきましてはこれは区別をいた
してございまして、市町村との契約の場
合においては国は市町村に対して五分
・五分を標準として分取する、その

他のものは四分以下になる。しかし、
今度は、形は国でありませんで公団で
ありますから、もしその点について安
くされてはならぬ。これは、大体従来
のいろいろな慣行が、民間等から金を出
した場合には、金を出した方が土地
を持つてゐる者よりよけい取つてお
る。これは皆さん御承知の通りであり
ます。そのことを、むしろよけい取ら
して、従来通りの五分・五分に持つて
いこうといふことの話し合ひであつた
と思ふ。ですから、むしろその点は市
町村のことを考へてやつておるわけ
です。その他のものと区別しちやいかぬ
といふお話ですが、分取契約に基づい
て將來どういふふうに分けるかといふ
問題については、これは数字的には相
談したらいと私は思ひます。

○安井國務大臣 市町村だけでなく
て、今の分取率の問題からその他の部
門につきましても従来より不利になる
ことはなからうといふように、当事者
同士で話を取りきめをしておると心得
ております。

○芳賀委員 なかろうといふようなば
く然としたものじゃないのですよ。こ
れは読まれたと思ふのですが、この覚
書の1のまたその(1)に、「森林開発公
団が市町村との間に締結する森林開発
公団法第十八条第一項第六号の規定に
基づく分取造林契約における市町村の
土地所有者としての分取割合は、五〇
%を標準とする」と、ですから、こ
れは市町村有林に限定しておるんです
よ。市町村の公共団体が土地所有者と
して公団と分取契約を結ぶ場合のいわ
ゆる市町村有林については、これはこ
の官行造林法は一条一号の規定が五
分・五分ですから、それをくずさ

ないようにするといふことを書いてあ
るが、それはこの官行造林法の二号の
部落共有林、三号の私有林等について
はどうするかといふことがこれではい
ささかも書いてない。今度は、普通林
ではなくて、国土保全上の必要から、
森林法あるいは保安林法の規定に基づ
て、その指定地域内において水源涵養
の造林事業が行なわれる場合におい
て、国家的な立場から見た場合に、こ
れが市町村の所有地であるからして、
部落の共有所有地であるからして、私
有地であるからしてといふような区別
をつけて分取歩合を異にするといふこ
とは、これは今度は許されないと思
ふのです。それをあえて市町村分につ
いてのみ官行造林法の規定に基づいて
五〇%にする、それ以外の分について
はどうするといふ考へ方の上に立つて
おられるのか。

○周東國務大臣 私はどうもその点は
よく御質問の趣旨がわからないので
す。あなたが御承知の通り、今の官行
造林法でも、法律の規定でありますけ
れども、市町村以外のものは率は変
わつております。分取造林法に基づい
てやる造林については、御承知の通
り、何も歩合は書いてない、この分取
造林計画については、私は、契約によ
つて成り立つておるものは、契約当
事者がきめればよい。しかし、この場
合において、どうしても今後において
造林というものを通じて地方自治団体
の経済の育成をはかるために、特に市
町村についてはそういう申し合ひせし
事項といふことがきめられた、その他に
ついては、私は契約する場合における
当事者が事情に応じて分取歩合をきめ

とということではないかと思
います。しかし、おのずから、私は、
今までの官行造林関係に出て参ります
る関係におきましては、市町村以外の
部落有林野等に関する契約とかあるい
は財産区の設定によってやられておる
部門が、市町村にあらずる場合という
ようなものが、今の申し合わせという
ものに準じて考えられるものと私は
考えております。そういったものと、
残る問題は、ほかの問題をあまり書い
てないのはけしからぬ、こういうこと
のお尋ねのようであります。これは、
本来、私は、そういうものの契約とい
うものは一律に契約の内容として分収
歩合をきめたい、そのきめるべき
標準を一体どういうふうに持つてい
くかということが今後の指導でやって
いくことが必要だと思っております。そ
れに対しては、皆さんの御意見も十分
に聞きまして、市町村、部落、財産区
以外のものについては、今後における
地方の農山村の育成を考慮合わせつ
つ、公団との間にする契約で分収歩合
というものをきめていくという行政上
の指導方針をとればよい、かように考
えております。

○安井国務大臣 農林大臣が今お答え
になった趣旨と同じでございます。

○芳賀委員 これは、問題は、官行造
林法の第二号の規定は、これは部落有
林なんです、それで、覚書の中で
は、部落有林は町村有林に準ずるとい
う、そういう了解になっているのです
か。それが一点と、それから、官公造
林法の第三号による私有林の水涵涵養
造林については、官行造林はこれは四
分というところになっている。土地所有
者が四分で国が六分ですね。ですか

ら、従来の官行造林では、市町村に重
点を置いて、部落がそれに準じて、私
有林は一分それより下回るという、そ
ういう差別がついておったのだが、今
度官行造林法がもう要らなくなった、
今後は市町村のみからの力で森林経
営はされるというものが主体になっ
ていけば、残っているのは、これは国土
保全上の理由と必要性で市町村ある
は部落、個人のその林地を指定して水
涵涵養の造林事業を行なうということ
になれば、これは非常に目的と趣旨が
変わってくるわけで、そういう場合に
おいてもなおかつ市町村を優位に置い
て住民を不利益に置く、そういう分収
契約というものはあり得ないのではな
いかというものがわれわれの指摘する点
なんです。むしろ、今度の場合は、こ
の私有林を主として、公共団体の場合
は、むしろ、国家目的に協力する場合
において分収歩合を異にする場合に
は、市町村の分収歩合が一番下位に置
かれるというふうな、そこまで協力度
制が出てこなければいけないと思われ
ます。そうでしょう。住民は不利益
になってもかまわない、町村だけ有利
になればいいというふうな、そういう
心持違いの市町村というものはあり
ないと思うのです。そこらにあまた方
行政官の首脳者としての大きな頭の狂
いというものがあつたわけです。社会性
とか国家性というものを考えて法律を
出す場合にはそういうことになるん
です。ですから、この対象になる町
村、部落、個人の場合の分収歩合とい
うものを単一のものにする考え方であ
るか、それをその人格の相違によって
異にする考え方で運営をしようとする
か、この点はどうなんですか。この点

については、公団法によると、省令に
規定する事項、業務方法書に規定する
事項というものがこの森林公団法の改
正案に明らかになっておるので、当然
これはこの審議の中において政府当局
から省令の内容あるいは業務方法書の
内容というものは示されてしかるべき
であるにもかかわらず、まだ出して
ないのじゃないですか。ですから、そ
ういふ点にわれわれの疑問を解明する
根拠がないとすれば、この際、すみや
かに省令及び業務方法書をここに示し
てもらいたい。そういうものが出てこ
なければまじめな審議はできないで
すよ。どうですか、その点は。

○周東国務大臣 すでに私はお答えを
申し上げております。決して、市町村
だけで、部落住民の利害はどうなつて
もいというところは考えておりませ
ん。

〔秋山委員長代理退席、委員長着
席〕
従つて、ただいま申し上げましたよう
に、市町村ということでは申し合わせさ
れておりますが、申し合わせはあくまで
も申し合わせで、市町村に部落有林あ
るいは財産区等の形で設定している住
民のためには同様な処置をとっていく
つもりであります。しかし、それ以外
の個人々々の問題については、ただ
いまの芳賀さんの御言葉でありますけれ
ども、なかなか大きな人にまでも、国
が出して、分収歩合をよけいにする
というところは、どういふことかわかり
ません。私どもとしては、部落有林を入
会等によって使っている人、あるいは
その部落有林の財産区、――植林、造
林ということによって部落民がよく
なるためには、同様な分収歩合をもつて

考えていきたいと思つておりますし、
決して農山村における小さい方々の不
利益をはかるうとは思つておりませ
ん。むしろ、私どもは、芳賀さんのただ
いまの御質問によりまして、どんな大
きな山を持つていても、それもやはり
分収歩合をよけいやる方がよろしい
という御意見のように伺いますが、そ
れらのことにつきましても、具体的な場
合において十分考えて処置はいたした
いし、この申し合わせは、常に地方々々
の町村の実態を考えたつ、不利のない
ようにしていかうという自治省ある
いは林野庁の考え方の一つの現われで
あつて、これは確定不変のものではな
い。これは御意見を聞きまして十分今
後考えていきたいと思つております。

○芳賀委員 大臣の感覚が少しずれて
おるので、私の質問にピンとが合わ
ない。ですから、繰り返してもしょうが
ない。それは覚書をかかわした当事者
というものがおるのですから、これは山
崎林野庁長官と、それから自治省の行
政局長ですね。この町村有林以外の部
落有林並びに私有林等については、こ
の法律がもし通つた場合には分収歩合
をどうするかという話し合いは全然な
かつたのですか。

○山崎政府委員 自治省といふる打
ち合わせ折衝いたしたのであります
が、その段階におきまして、もちろん
私有林をどうするかというふうな問題
は出なかつたわけでありまして、部落有
林、特に財産区とかいふふうなものに
つきましては、この趣旨に準じていく
という申し合わせをしたのでありま
す。

○川俣委員 関連して。
自治大臣にお尋ねしたいのですが、

あなたの方の關係が非常に薄いように
考へておられますことは、非常なや
まちだと思ひます。それを指摘しま
すから、御答弁願ひたい。

官行造林法が大正九年にできました
際に、国と民間との契約であるた
めに、国の方は解約とか違約とかある
いは不履行というものをしないのである
という前提に立つておるわけですね。
しかし、それでもなお一方にだけ義務を
負わしておることは危険であるからと
いう議論がなされて、公有林野等官行
造林法施行規則の第二条にこのチェ
ックの事項があるわけですね。それは、
「造林契約成立シタルトキ造林地ノ面
積ニ変更アリタルトキ造林契約ノ全部
ヲ解除シタルトキ又ハ造林契約ノ存続
期間満了シタルトキハ官林局長ハ都道
府県知事ニ其ノ旨通知スベシ」とい
うことになっておる。これは、各自自治
団体が勝手に不利益をこうむるような契
約をした場合には、当時の監督官庁で
あります府県知事はそれに制約を加
えようという規定を入れたとして、こ
れならば、国を信用し、自治体側の監督
機関も賛成するならば間違いないから
うということ規定ができておるわけ
です。だから、関係がないわけじゃな
い。大正年間には内務省でありました
が、府県知事は公の機関です。今日は
各府県は自治体になっておりますが、
各府県は自治体になっておりますが、こ
の法律は生きておりますから、当然この
法律が改正になる場合には知事会の意
見を聞くのが自治省としても正しい行
き方でありまして、林野庁として
も、当然、この法律が廃止になるので
ありますから、利害關係の多い知事
会の意見を求めるのが私は至当であ

たと思うけれども、自治大臣はどのよう
な考えでありますか。

○安井国務大臣 従来の法律の関係も
ありますし、また、山林の造成が非常
に自治体にとって大事であるという点
は、御注意のお話もよく承りまして、
今後大いに気をつけたいと思いま
す。

ただ、知事会へ諮るべきかどうか、
これは、そういう点を十分に事務当局
も心配をいたしまして、そういうこと
のないような配慮のもとに林野庁とい
ろいろな申し合わせも取りかわしてお
るのであると思ひまして、これはあ
るいは話した方がよかつたというよう
なことも言えるかもしれませんが、そ
ういう措置をとらなかつたわけであ
ります。

○川俣委員 大臣、参考のために、公
有林野等官行造林の標準契約書、これ
によりますと、造林をする国の方
も、また、分取歩合を受けるところの
町村も、「公有林野等官行造林法施行
令、公有林野等官行造林法施行規則及
び次の条項を承認し公有林野等官行造
林により上記の造林契約を締結したの
で双方署名捺印の上各一通を領収し置
くものとする。」となつてゐる。国も
契約者の相手方である町村も個人も、
この施行令及び施行規則を承認して契
約を結んでおる。この法律がなくなる
ということになつて、この根拠に基づ
いて結んだ契約というものをみずから
破棄するとなると重大なことなんで
す。しかも知事が一応承認を与えある
いは承認しておつたものを今変更さ
れるということについてその権限を奪
うということは重大です。この契約を
誠実に守るという約束をしておるので

す。そのために非常な義務を負つてお
るのです。施行令によると一方的な義
務を負つておる。国は義務を負つてお
らない。この施行令、施行規則は、全
部相手方が義務を負つておる施行令及
び規則である。相手方にだけ強要して
おる。施行令、規則を一方において
誠実に守ることを勧めておるのはなぜ
か。国はこういうものに違反すること
がないのだという前提に立つておる。
それを解約をする勧誘をするというか
ら、勧誘をするということはみずから
この契約を守らないということになる
のです。自治大臣、どうですか。

○安井国務大臣 附則の二の、「この
法律の施行前に公有林野等官行造林法
に基づき締結された契約については、
同法は、なおその効力を有する。」と
いうことによつて、今のようない問題に
つきましては解決できるんじゃないだ
ろうかと思つておられます。

○川俣委員 農林大臣にお尋ねいたし
ます。こういうふうな契約を結んでお
るものを解約するのだという前提で公
同法の一部改正も行なれておるし、
予算的措置もそのようになっておるの
です。全面解約ができるという自信の
もとでなければ公同法の一部改正及び
予算措置はできなかった。全面解約を
前提にしておるわけですが、法律は。こ
れは法制局へ行つて聞いたのですが、
ほんとうは公同法に打ち変へたい、そ
れである憲法違反の問題が出る、ま
たは既得権の侵害の問題が出る、か
ら、従来の効力を存続しなければ法律
上体裁にならないということ、その
ままにきておる。その通りでしょう。
ところが、法律がそのまま効力を有す
るといふのであれば、廃止しなければ

ならぬということにならないのだ。新
しい植栽については三十二年からあま
りやらないのだ、法律があつたつてや
らないのだということになれば、これ
からだつて新植をやらない。契約を結
ばなければこの法律は何も障害になら
ないんじゃないですか。どうしても公
団に移したい、それには、この法律を
やめたということによつて、法律がも
うなくなつたのだから、だれもやり手
がないのだから公団に移すよりやむを
得ないのじゃないかという勧誘のてこ
入れとしてこの法律を廃止したいとい
うんでしょう。そうでなければ、契約
に基づいて誠実に行動するならば、もし
もほんとうにこの契約を履行する誠意
がありますれば、植栽の時期に入
つたならば植栽をする、してないが
ら今後は一つ公団に移しかえしてはど
うだということを示すことが誠実な履
行である、私はそう思う。一般の世間
もそう理解するであらうと思う。大
臣、そう思いませんか。役所というも
のはうそを言わぬものだと思つてお
りませんか、うそを言うものだと思わ
れておられますか。

○周東国務大臣 その点は、お話をす
けれども、私の方は、一方的に既契約
の分も廃止して公団に持つてくるとい
うことは言っていないのです。それは
附則に書いてある。既契約の分はなお
従来のままにいくと書いてある。それ
を、今川俣さんは、法制局で聞いた
ら体裁が悪いからあつたやうにこしら
えておいた、こういうお話ですけれど
も、法律は、体裁や何かでなく、き
ちんと書いてちゃんとやっています
す。

それから、芳賀さんのお尋ねにお答
えいたしましたように、それでは実行
問題はどうか。問題はなお残つて
いるけれども、希望としてはだんだん
それに移したい意向はありますから、
話し合いに持つていこう、効力がある
かどうか、とにかく従来契約して
おりますが、新しく公団の方でやつて
いただけないか、こういう相談を持
ちかけることになつてゐる。それでい
やだとおっしゃれば従来通りやつてい
きましようということですから、全
く、憲法違反でもなく、契約について
実行していくわけです。どうぞよろし
くお願いいたします。

○川俣委員 これはあらためてあなた
にやります、契約しておるのだから
、この契約を履行させるということ
が、自治省としての責任であると同
時に農林大臣としての責任だと思ふ。農
林省初め非常な間違いは、林野庁が契
約しておるという錯覚に陥つておる。
国が契約をして、国の代表機関として
やるのであるから、国の立場というも
のを理解しないということになります
れば、これは公務員としての資格がな
いものだと言わなければならぬ。公務
員法違反だと言ふ言ふけれども、
みずから公務員としての立場を没却す
るものでないかと思ひます。ですか
ら、大臣、よく御研究願つておかな
ければならぬ。またあらためて質問いた
します。

○芳賀委員 先ほど提起しました分取
歩合の問題ですが、分取造林法には、
農林大臣が言われた通り、分取歩合を
土地所有者あるいは費用負担者、造林
者に幾らにするということは示されて
いないわけです。しかし、公同法の改
正案の中には、そのことを業務方法書

で定めなければならぬということがう
たつてある。これは、御承知の通り、
改正案の「第十八条に次の一項を加
える。」として、四項の四号に、「収益分
取の方法に関する事項」というのが今
度公同法に出てくるわけですが、この
「収益分取の方法に関する事項」とい
うものは、業務方法書にそれを示さな
ければならぬということになつてい
る。それから、業務方法書というの
は、「業務方法書に定めるべき事項
は、農林省令で定める。」と書いてあ
る。そうならば、この法律には当然分
取歩合の問題も出てくるわけです。で
すから、そうすると、この法案に附帯
して、これに関する農林省令と業務方
法書というものは、この法案を国会に
提案するときにもうすでに農林省は用
意しておかなければならぬ。それを、
二月の上旬に法案を当委員会に付託し
ておきながら、一カ月も二カ月もこ
れを放置しておいて、省令も業務方法
書も出さないというのは、一体どうい
う理由であるか。この点についてお尋
ねいたします。

○周東国務大臣 その点は、先ほど申
し上げておりますように、一番大事な
点は、市町村の公共団体の問題もあり
ますし、それから、たくさんの方々が
集まつて経営されている部落有林とか
財産区の問題がございます。そういう
面につきましては、先ほど申し上げま
したように、大体五割を標準として
やつていくということを申し上げてお
るわけでございます。その他のものに
つきましては、具体的な場合々々によ
つて違ふと思うのです。先ほど御指
摘がございまして、芳賀さんのお言葉
ですが、むしろ個人でもとにかく分取

歩合をうんと上げたらかうという御指摘であります。私は、それはいつもの御主張と多少違つておるようには思ひます。大きな山持ちに金を融資して、分取歩合をよけい上げるといふことは、いかであらうか。それは要らぬかもしれない。あるいは四割、三割でもいいかもしれない。しかし、個人の山持ちといふにしても、これを育成していくことがよるしいという場合には、分取歩合を上げることもできるじゃないか。だから、地方及び各個人々々の契約の内容においてそういうことをきめなければならぬと思うのです。そういう方向で業務方法書というものをきめるのでありまして、一律何ぼということであつて、かえつて實際に合わないのじゃないか。農山村における実態をどういふふうで育成していくかというのを考えまして、個人の山持ちにつきましては具体的な場合に分取歩合をきめるという方向で指導して参り、そういう方向で業務方法書にきめるように書いてもらひたい。むしろ一番大事な点は、今申し上げましたように、公共団体、部落有林、財産区という問題になると思ひます。それはいづれ業務方法書の中に書きたいと思つております。

○芳賀委員 周東さん、われわれは社会党ですから、大きな山林地主を有利にするなんというものは毛頭考えていない。また、そういうものを国民の中で優位に置くべきでないといふことははっきりしておるわけです。ただ、国の法律を規定する場合、やはり、国民を対象として、国民の利益とかしあわせを守るといふのが法律の主眼でし

う。そういう場合、この主権者である国民を従たる立場に置いて、どこまでも公共団体が優位に立たなければならぬといふことは、逆だと思ふ。そうでしょう。その原則を私は指摘しておるだけなんです。それで、この法律に基づく、省令と業務方法書というものは当然この法案に沿つて示されなければならぬ。ですから、それをすでに用意してあると思うが、省令案と業務方法書の案というものを林野庁において用意してあるかどうか、その点はどうかでせうか。

○山崎政府委員 業務方法書も林野庁としての案はできておるのであります。大蔵省とこまかい点を協議しておるという段階でございます。

○芳賀委員 では、案が出ておれば、当委員会に出せませう。そういうものをきめたいのでおいて早く審議してくれないといふことはふらちです。そういうものは、用意されたら、言われなくてもすぐ出して、省令並びに業務方法書の内容はしきじかになつておるといふことを進んで明らかにしていれば審議は促進されるが、あつても出さぬという態度だから、これがえんえんと延びてゐる。すぐ出せませうか。

○周東国務大臣 おしかりですが、これはできるだけ早く一緒に出してその審議を願うといふことがよろしいと思ひますが、ただ、今のようないつにきつては、具体的な場合に多くの場合は個々の契約に譲るといふことになると思ひます。それから、私も必ずしも市町村といふものが優先するとかいうことばかりを考えているのではありませんが、市町村の山といふものは、即その市町村における住民の關係が密接

なものであります。市町村の持つてゐる山がらうに經營され、そのものの利益を上げることによつて、やはり市町村住民の利益になる。そういう問題で、私は、そのものについては考へてもよろしいし、また、今お話のように、部落有林とか財産区のようなものは、もつと密接にその部落の住民の方々なり財産区に属する零細な方々に關係するものでありますから、むしろそういうものについては市町村に準じてやつていこう、こういうことを考へて、大きくあなたのお考えのように進めようといふわけなんです。ところが、それ以外に個人の山をどうするかという点になると、今あなたのお指摘のように、社会党は大きなものは考へていらないとおっしゃるが、そうだろうと思ふ。そこで、個々の小さな農山村を育成していくについては、その住民の利益をはかるについては契約ごときめていきたいと思います。これは一挙に一律に書けません。そういうこともあつて、また大蔵省とも相談しておりますので、大体見通しは十分御承知だと思ひますので、どうかこの辺でよろしく御審議をお願いいたします。

ておるわけなんです。三十六年の四月一日から施行するとなれば、順調にいけば通つてゐるはずなんです。四月一日からこれが実施に入れば、当然そのために省令と業務方法書といふものは用意されていなければ、この法律の実施はできないでしやう。もう四月に入つておるのだから、長官があるといふから、それでは審議を促進する關係上この公団法の十八条に加えることになつておるといふことは当該契約の存続期間に關する事項、権限の期間に關する事項、伐採の時期及び方法に關する事項、収益分取の方法に關する事項、その他農林省令で定める事項、これらすべて農林省令に基づいて業務方法書に定めなければならぬといふことが法律に書いてあるわけなんです。ですから、これだけはやはり政府の責任においてその用意した省令並びに業務方法書といふものを委員会に提出する義務があるでせう。その点を私は言つてゐるのですが、自治大臣がお急ぎのことですから、これはあとでたすことにします。

○芳賀委員 委員長から注意してもらいたいと思ふが、委員の質問に対しての答弁を政府委員からやつてもらふと、今私の尋ねておるのは、省令や業務方法書の案が用意してあれば、ここに出さないといふことを言つてゐる。それを周東さんはとんでもないことを言つておるから時間がかかる。これは委員長から注意してもらふべきなんです。ただ、問題は、この政府案の施行期日といふものが附則で示され

わゆる都道府県の行政権限といふものがどこまで及ぶかといふことは、これは大事な点だと思ふ。その点に對する大臣の所見を聞いておきたい。

○安井国務大臣 公団そのものは農林大臣の主管でございますので、都道府県の知事が直接これに對していろいろ介入する権限は当方にはないと思ひますが、御指摘のように、地方団体に非常に重要な關係の問題でございまして、知事は常時これは氣をつけますから、また自治省と農林省當事者同士でも十分連絡をいたしまして、御心配のないようにはかりたいと思ひます。

○芳賀委員 そういう抽象的なことではないのです。たとえば、分取造林事業を公団が行なう根拠といふものは、これは公団法の中にも特に示してあるが、この制度の本質といふものは、これは分取造林法によるわけなんです。たとえば、分取造林の契約を結ぶ場合にも、官行造林にはないが、分取造林の方では、土地所有者あるいは造林者、費用負担者、こういう三者が分取契約を結んで造林事業を行なうこともできるし、それから、土地所有者と一方は造林と費用を負担する者との二者の契約において分取造林を行なうことも、これはできるわけなんです。それをやはり公団事業といふものはそこに適用を受けるといふことは、これは否定できないと思ふ。それと、もう一つは、分取造林法によると分取歩合の根拠といふものは明らかにしておらぬが、これは都道府県知事が契約あつせんの勞をとるといふことになつておるわけなんです。それからまた、市町村の所有する林地等においてこの分取造林の契約を締結する場合においては、これ

わゆる都道府県の行政権限といふものがどこまで及ぶかといふことは、これは大事な点だと思ふ。その点に對する大臣の所見を聞いておきたい。

○安井国務大臣 公団そのものは農林大臣の主管でございますので、都道府県の知事が直接これに對していろいろ介入する権限は当方にはないと思ひますが、御指摘のように、地方団体に非常に重要な關係の問題でございまして、知事は常時これは氣をつけますから、また自治省と農林省當事者同士でも十分連絡をいたしまして、御心配のないようにはかりたいと思ひます。

○芳賀委員 そういう抽象的なことではないのです。たとえば、分取造林事業を公団が行なう根拠といふものは、これは公団法の中にも特に示してあるが、この制度の本質といふものは、これは分取造林法によるわけなんです。たとえば、分取造林の契約を結ぶ場合にも、官行造林にはないが、分取造林の方では、土地所有者あるいは造林者、費用負担者、こういう三者が分取契約を結んで造林事業を行なうこともできるし、それから、土地所有者と一方は造林と費用を負担する者との二者の契約において分取造林を行なうことも、これはできるわけなんです。それをやはり公団事業といふものはそこに適用を受けるといふことは、これは否定できないと思ふ。それと、もう一つは、分取造林法によると分取歩合の根拠といふものは明らかにしておらぬが、これは都道府県知事が契約あつせんの勞をとるといふことになつておるわけなんです。それからまた、市町村の所有する林地等においてこの分取造林の契約を締結する場合においては、これ

わゆる都道府県の行政権限といふものがどこまで及ぶかといふことは、これは大事な点だと思ふ。その点に對する大臣の所見を聞いておきたい。

○安井国務大臣 公団そのものは農林大臣の主管でございますので、都道府県の知事が直接これに對していろいろ介入する権限は当方にはないと思ひますが、御指摘のように、地方団体に非常に重要な關係の問題でございまして、知事は常時これは氣をつけますから、また自治省と農林省當事者同士でも十分連絡をいたしまして、御心配のないようにはかりたいと思ひます。

○芳賀委員 そういう抽象的なことではないのです。たとえば、分取造林事業を公団が行なう根拠といふものは、これは公団法の中にも特に示してあるが、この制度の本質といふものは、これは分取造林法によるわけなんです。たとえば、分取造林の契約を結ぶ場合にも、官行造林にはないが、分取造林の方では、土地所有者あるいは造林者、費用負担者、こういう三者が分取契約を結んで造林事業を行なうこともできるし、それから、土地所有者と一方は造林と費用を負担する者との二者の契約において分取造林を行なうことも、これはできるわけなんです。それをやはり公団事業といふものはそこに適用を受けるといふことは、これは否定できないと思ふ。それと、もう一つは、分取造林法によると分取歩合の根拠といふものは明らかにしておらぬが、これは都道府県知事が契約あつせんの勞をとるといふことになつておるわけなんです。それからまた、市町村の所有する林地等においてこの分取造林の契約を締結する場合においては、これ

わゆる都道府県の行政権限といふものがどこまで及ぶかといふことは、これは大事な点だと思ふ。その点に對する大臣の所見を聞いておきたい。

○安井国務大臣 公団そのものは農林大臣の主管でございますので、都道府県の知事が直接これに對していろいろ介入する権限は当方にはないと思ひますが、御指摘のように、地方団体に非常に重要な關係の問題でございまして、知事は常時これは氣をつけますから、また自治省と農林省當事者同士でも十分連絡をいたしまして、御心配のないようにはかりたいと思ひます。

は地方自治法上の特例事項というものが分取造林法の中に示されておるわけです。いわゆる議会の同意を受ける場合の特例事項というものは、これは示されておる。あるいはまた、道府県や市町村がみずから造林者となつて分取造林事業を行なうことができるという点にもなつておるわけですが、それから、これらの点は、やはり、今度の公団法によつて分取造林事業をやる場合においても、これは分取造林法との関連において道府県の知事というものは善意なる行政上の関与をするという点は当然あり得ることだと思つておる。この点に対する自治省大臣の意見と、もう一つは、同じ現地における分取造林事業の場合においても、農林省の資料によりますと、過去三十三年、三十四年度に全国で行なわれた分取造林における分取歩合の内容というものは、土地所有者の場合の受ける分取割合というものは全体の三分ないし四分というところで契約が締結されておる。ですから、これは明らかに官行造林の場合よりも収益歩合というものは土地所有者の方が低いということが言われるわけですが、これは地代論から言つて低いのが当然であるが、一方において、すでに二、三カ年間にわたる分取造林の事業というものが行なわれて、既成事実として分取歩合というものは明らかになつておる。ところが、今度は公団がそれらの土地所有者を対象にして分取造林を行なう場合の均衡という問題は、今後大なる問題として当然生じてくるわけなんです。ですから、そういう調整等は当然自治省においても真剣に行なわなければ、公団方

式だけが従来と同様に不利益にならないければそれでいいということにはならない。これが今度分取造林事業等に対して悪い影響を及ぼすことは当然だと思ふ。そういう点についてはどのような配慮を以てこれを行政的に進めていくかという点については、これは覚書で結ぶ場合、あるいはこの法案に閣議で賛成する場合に当分の間は、信託と信託というものがなければいけないとわれわれは考へておるのですが、その点はどうか。

○安井國務大臣 お話の通り、いろいろ大事な問題がございます。ただ、この分取造林法自体の権限は農林大臣にあることは御承知の通りでございますが、しかし、それは、実施するにあたりまして道府県の知事がこれをあつせんしたり、いろいろ調停する実務上の必要がある点はお話の通りでございます。今後とも十分に氣をつけて、この点には抜かりないようになりたいと思つておられます。

○芳賀委員 なお、この際申し上げますが、昨日当委員会においてはこの法案に関する参考人の招致を行なつて、それぞれ立場から意見を述べられておつたわけですが、たとえば、秋田県の知事であるとか、あるいは市町村を代表する市町村の首長、あるいはまた全国町村会の会長、それぞれの意見を聞いたのでありますが、やはり、この制度の廃止に對しては重大なる不安と危惧を持っておられる。ただ、期待は、従来の官行造林事業よりも不利益にならないと言われているから、そういう説明を自治省や林野庁から受けておるので、それにだけ期待を持っておる、しかし、やはり不安というものは除去

されぬ、そういう意見の開陳が行なわれたわけですが、こういう点については、先ほども言ったが、その農林省の言ひ分をのみにして、それをただ関係の知事や市町村に伝えて、まあ農林省がその言ひから心配するなという程度の啓蒙啓発を行なつたんですか。

○安井國務大臣 いろいろさういふ点で地方団体も不利になつてはならぬといふことから、林野庁長官と行政局長との間の申し合はせもいたしたわけでありまして、事務当局としても相当十分に内容を突っ込んで検討いたしておると思ひます。

○芳賀委員 次に、農林大臣にお尋ねしますが、この官行造林の廃止法案の中には、すでに官行造林法に基づいて契約した分についてはなお効力を有するといふことが書いてあるが、この効力があるといふことは、すでに契約された分といふことになつておるわけですか。そして、この点に對してはいささかの疑点もないと思ふのです。ところが、それについて数日間非常に疑義が生じて議論が行なわれておるわけですが、そこで、これは聞くまでもないことなんです。公団事業の場合は、これは水源涵養林の造林事業を行なうといふことに間違いはないですか。

○周東國務大臣 さうでございませう。

○芳賀委員 それは間違いないです。はやらすわけにいかないということになると思ふのですが、いかがですか。

○周東國務大臣 お話の通りです。

○芳賀委員 その通りです。先日、林野庁長官は、國と土地所有者との間に締結されたすべての契約の中のまだ実施されない部分については、話し合ひで公団事業に移せるものは移すといふことを言つておつたが、それは間違ひじゃないですか。公団の行なう事業といふものは、全体の二割にもすぎないはずの部分は、まだ実施されてい

○周東國務大臣 先ほどから片島さんの御質問のときお答えいたしましたように、大体、従来から、三十二年以来計画された中で残つてゐるものが二万三千町歩あつて、そこへ新しい水源涵養林といふものを加えて今度の計画を進めようとするのでありますから、全部ではないはずであります。

○芳賀委員 その点がまず明らかにされなければならぬと思ふのです。従来契約されて、いまだ造林が実施されてない全体の中の水源涵養林だけに對しては、あるいは契約當事者との了解のもとにそれを公団事業に移すことはできるとしても、法律で示されてやることのできない、水源涵養林造林事業以外のものは、当然これは公団がで

きないのですからして、その分については官行造林でこれを完全に実施するといふことはいささかも疑点のないところなんです。これは大臣はその通りだと確認されたが、ところが、林野庁長官の方はさうは考へていない。こういうところに問題がある。ですから、長官の教日間の答弁は全くでたらめだといふことになる。この点をもう一度ここで明らかにしてもらいたい。

○山崎政府委員 御存じの通り、契約で残つておりますものは今二万三千町歩あります。これも昭和三十一年法律改正いたしました以来自後に残つておるものであるわけでありまして、われわれが現在考へております水源林地帯といふものに入るといふふうに考へておるのであります。

○芳賀委員 さういふことよりも、原則としてどうなつておるかということなんです。森林公団は水源涵養の造林しか、やらせようと思つてもできないでしょう。だから、それ以外は結局官行造林で残るわけでしょう。そういう点が明らかになつていないのです。山崎政府委員、今お話しした通り、残つておりますものも、三十一年度の残つておりますものが、法律改正後の契約のものであるわけでありまして、この新しい公団が対象として法律で規定いたしております水源林に全部該当するものであるわけでありませう。

○芳賀委員 さういふことはいいです。全部水源林ということになれば、それは、三十一年の改正当時、官行造林は水源林に限るというふうな改正をすべきじゃないですか。あの促進要綱といふものは何のために作つたのです

か。法律改正が行なわれたあとの促進要綱の中の適用基準というものがいろいろあるでしょう。そういう場合には何も水源涵養林の地区に限るという限定はないじゃないですか。

○山崎政府委員 先ほど大臣から答弁がありましたが、昭和三十一年度法律を改正したときに、昭和四十一年度までに三十五万歩の造林を実施したいということを説明いたしておるわけでありまして、その三十五万歩につきましては、同時に、水源地におきまして一般経済林等の既契約として残っておりましてものを除きまして、水源地帯の造林であるということに御説明申し上げておるはずであります。

○芳賀委員 たとえば、この政府から出た資料によると、現在の官行造林の契約面積は三十三万四千八百歩です。その中で造林面積が二十四万七千六百歩。この二点は間違いないですか。

○山崎政府委員 資料に提出いたしましたその統計は間違いないと思ひます。

○芳賀委員 そういたしますと、契約面積と造林面積と対比すると、五万七千歩まだ残っておりますということになると思うのですが、いかがですか。

○山崎政府委員 御存じの通り、団地を対象にして契約をいたすわけでありまして、その団地の中に河川とかあるいは岩石地というものがあつたわけでありまして、現実には造林可能面積は、契約面積に対して一割とか、場合によつては一五%くらい減るといふような形になるわけでありまして、造林計画といたしましては、その差だけがあつたに過ぎないことではないかと、そ

の残の区域面積のうち、造林をほんとうにできる、またやらなければいけない面積がなんぼあるかというふうに考へて幾らという数字を申し上げておるわけでありまして。

○芳賀委員 それでは、三十一年の法改正以後は全部これは水源涵養林に限定してやつてきたということであらう。一体それ以降の官行造林事業というものはどれだけ進捗しているわけですか。これが全部水源涵養林だとすれば、どうなることになりませんか。

○山崎政府委員 法改正以降に官行造林によりまして植栽いたしました面積は、三十五年度末までを合わせまして四万二千六百歩歩余になるのであります。

○芳賀委員 それは違ふじゃないですか。この官林局署別の造林面積の中の水源地帯というのは二万七千九百歩というところになっていないでしょうか。すると、五年間でわずか二万七千歩しか水源涵養林は造林しなかつた。これはどういふ事実なんですか。

○山崎政府委員 今私が申し上げましたのは三十五年度末までをお話し申し上げたわけでありまして、資料としては三十四年度末が掲上されておるのじゃないかというふうに考へるのであります。で、三十一年に法律改正をしまして、自來造林をやつたわけでありまして、契約面積をいたしましたのはこの実行面積を上回る面積を契約しておる。その契約した団地に対しては年度計画を立てて造林を実行するという形に相なつておるわけでありまして、今後植えるべきものが、先ほど申し上げました水源林で二万何千歩あるという経緯になつておるのであります。

○芳賀委員 大臣にお尋ねしますが、昨年の国会で治山治水緊急措置法が通つたことは御承知の通りです。治山事業、治水事業等についても、それぞれ十年間の長期計画を立てて、特に国有林野関係については、林野の特別会計の中で治山勘定を特に設けるといふことで、長期的な治山治水事業が進められておる。そういう場合に、この保安林の事業というものは重要な要素の一つだと思つておる。ですから、その関連において、今官行造林の国の責任を回避するような制度の改正というものは、国の治山治水の大きな目的に對して治われないとわれわれは考へるのですが、その点はいかがですか。

○周東國務大臣 昨年度立てました治山十年計画というものは、御指摘の通り、重要な目的は国土保全が中心になつており、それをやるための造林その他であります。水源林造林もとり、国土保全に必要な問題であります。私の立てました治山計画から申しますと、当然国土保全を補完するものではあります。あの十年計画の外にこの水源林造林は出ておるわけでありまして。

○芳賀委員 国土保全と違ふと言ふのですか、水源林造林というものは、○山崎政府委員 もちろん、国土保全にも関係いたしますし、大きく申しますと、造林事業というものは国土保全全体にも関係するのじゃないかというふうな議論もあるかと思つておるわけですが、治山十年計画におきましては、災害の崩壊地の復旧あるいは崩壊地の予防治山造林等をやるわけでありまして、それに、なだれ防止とかいふふうな、いわゆる防災林というものを主

体にして考へたわけでありまして、水源林造林はそういうものを補完する意味のものであるというふうに考へておるのであります。

○芳賀委員 それでは、この法律で水源涵養のための必要のある地域の指定を農林大臣が行なうわけなんです。これは、たとえば森林法の二十五条の規定、あるいは保安林整備臨時措置法の第一条の規定に、それぞれ保安林の指定を国あるいは農林大臣が行なうといふことを示してあるわけですね。今度の農林大臣の指定の根拠はこれを根拠にしてこの水源涵養林の必要地域の指定といふものをやるのですか。

○周東國務大臣 お尋ねの点は、私が今聞いて話すよりは、直接に林野庁長官からお話し申し上げた方がよろうかと思ひます。

○山崎政府委員 これの指定のやり方を簡単に申し上げますと、水源林地帯といふのは一体どういふ地帯であるかといふことをまずきめまして、その水源林地帯の中で水源林造林としてやるべき箇所といふものを大臣がきめていくという措置をとつていくわけでありまして。

○芳賀委員 それでは、森林法並びに保安林整備臨時措置法との関係はどうなるのですか。それとは違ふのですか、この公団法でいうところのこの水源林といふのは、○山崎政府委員 保安林整備臨時措置法におきましては、当時二百万歩前後だったと思ひますが、その保安林を四百万歩程度まで拡大するといふことを第一の目標にいたして、その線に沿つて保安林の整備計画を実施いたしておるのであります。指定は三十六

年度中に大体終わることができるようではないかという見通しに立つてやつておるのであります。もう一点、整備措置法によりましては、重要な国有保安林につきましてはそれを国が買い上げるという、両方の措置をこれで規定いたしておるわけでありまして。この国で買上げました地点の造林は、もちろん国が全部責任を負つてやるわけでありまして、これは今度の分取造林等に何ら関係はないわけでありまして。今後やつていこうとする分取造林の具体的そのそれぞれの箇所につきましては、この保安林整備臨時措置法とはもちろん関係を持つておるというふうに考へております。

○芳賀委員 おかしいじゃないですか。森林法があることはあなたも知つておるでしょう。森林法の第二十五条の保安林の指定地区という中の一項一号には冒頭に、水源涵養林といふことがうたつてあるではないか。それから、保安林の臨時措置法にも、第一条の保安林指定の中の一号に水源涵養林といふものはうたつてある。この両方とも、やはり、私有林であっても、これは国または農林大臣が保安林の指定を行なう、その保安林なるものの中では一番最初にそれそれ水源涵養林といふものが明記されておるわけですね。ですから、たとえば、公団が水源涵養のための造林を行なう場合においても、この二つの法律のいずれかの保安林としての指定地域内においてこの造林が行なわれるといふことについては疑いの余地がないと思つておるのですが、今の長官の答弁だと、いや、そのいずれとも違ふと言ふ。一体、どういふものをこの公団法では水源涵養林というのです

度でやったわけでありまして、その分を控除しておるということを御説明申し上げたわけでありまして。

○川俣委員 私がお尋ねしておるのは、治山事業の付属造林として遂行しておったのだが、まだ未済のものも残っておる、それも計画の中に入っておるかどうか、こうお尋ねしておる。

○山崎政府委員 当時におきまして、治山事業として、御存じの通り、山腹工事をする、そのあとにいよいよ治山というものを目標にしたいろいろなものを植えるわけでありまして、そういうものは含まれていないというふうな御了承願いたいと思います。

○川俣委員 含まれていない……。

○山崎政府委員 私が先ほど治山事業としてやったと申し上げましたのは、水源林造成事業という項目を治山事業費の中に作りまして、国と県で新植費の全額を補助するという制度が当時ありましたので、それでやったものは控除したということをお願いしたのであります。

○川俣委員 すでに終わったものでなくて、未済のものがあるはずなんです。新しい計画のものもあるはずだと思ふのです。そういうものも含められるかどうか、それをお尋ねしておるのです。

○山崎政府委員 山腹工事等を行ないまして、そこに山の安定というふうなものを直接の目的としてヤシヤブン等を植えるというものは、今度の二十三万町歩の計画には入っていないと御了承願いたいと思います。

○川俣委員 この計画の中に入っていないとすれば、その計画は別に実施する、こういうふうに理解してよろしゅうございませうか。

○山崎政府委員 その分は治山治水事業十年計画の中に入っているということになっておるのであります。

○川俣委員 それは治山事業の付属事業として治山事業の特別会計の中において植林を行なうのだ、こう理解してよろしゅうございませうか。

○山崎政府委員 崩壊地の山腹工事等をやりました、そこに木を植えるということがお説の趣旨だと思ふのでありますが、民有林につきましては、治山治水事業費、国有林野事業の治山勘定という中でやるようになっておるのであります。

○芳賀委員 そこで、結局保安林指定地と予定地ということに分かれておるわけですが、ただいまの長官の答弁によりますと、予定地に造林した場合にそれは指定地になるというところは明らかになったわけでありまして。この点は造林契約を行なう場合には土地所有者との間において明らかにしておく事項だと思ふのですが、いかがですか。

○山崎政府委員 もちろん、国が概要の計画を立てまして、県当局におきましてどういふ地域であるということとを具体的にやっておるわけでありまして。この予定地というものは大体はつきりしているというところになるわけでありまして、契約にあたりましてはそういう点を明らかにしていかなければならぬというふうな思ひでございます。

○芳賀委員 くだいようですが、予定地に造林した場合にそれは指定地にするとということをおなは言明したのですから、それは間違いないですね。

○山崎政府委員 予定地に植えますものはそういうことになります。

○芳賀委員 それでは、指定地でもない、予定地でもないところにこの水源涵養の造林をやる場合はないでしよう。○山崎政府委員 現在の計画ではもちろんないのであります。

○芳賀委員 それでは、保安林の指定地は法律上伐採の制限を受けることは言うまでもないが、制限を受けるかわりに、受益者に対してはその制限によつて生ずる損失の補償というものがやはり法律で確保されておる、そういうことも契約当事者に明らかにする必要があると思ふのですが、いかがですか。

○山崎政府委員 現在におきましても、保安林につきまして損失の補償という制度は、両三年来実施いたしておるのであります。いわゆる水源林というものにつきましては、施業の制限の程度というものが非常にゆるいと思ふますから、つまり、林業経営から申しますと、その土地を適正伐期齢級というものをといたしまして輪伐するといふふうなことが一応原則になっております。また、そういう制限を個々の小さな所有者まで広げていくということには非常に経営上の無理がある。従いまして、一つの流域におきまして水源林等を一括いたしまして、それで今申しましたような大きな意味での制限を加えていくというふうな形を現在とおるわけでありまして。土砂押し保安林のように、択伐的な伐採を続けなければならないかぬ、あるいははまるで禁伐だといふような制限はこれにはないのでありまして、現在の保安林で補償いたしておりますのは択伐と禁伐というもののについてやっております。

今申し上げましたような制限の水源林というもののまで補償するかどうかという点につきましては、今後なお十分に検討をわれわれとしてもしなければいかぬ残された問題であるというふうに思ふのであります。

○芳賀委員 その点が明らかにならなければ、水源涵養を速急に行なわなければならぬ必要を感じてこの公団に造林事業をやらすわけですから、主伐期に達した場合にそれは皆伐して収益分配をやるといふような目的で水源涵養林や保安林というものは経営すべきでないといふことくらいは、大臣も長官もおわかりでしょう。

○山崎政府委員 先ほど申し上げましたような規制のもとにおいて伐採等を行なわなければいかぬということとは当然考へておるわけでありまして。たとえば、その契約地で十町歩ないし五十町歩程度のものであるといふふうな場合には、先ほど申し上げました流域全体の水源林に対する規制の仕方というふうな面から、一年で全部切つてもいいという場合ももちろん出てくるわけでありまして。それが三十町歩、四十町歩というふうな場合には、二年とか三年とかいうような期間を置いて皆伐しなければいかぬといふふうな制限とか、そういうものも出てくる場合もあるわけでありまして。

○芳賀委員 そういう点は今後明らかにする必要があります。たとへば、この水源涵養の必要な地域という問題についても、定義づけるということになれば非常に問題があると思ふ。そういう認定というものは今後非常に大事な点になると思ふのですが、

当然これは省令等においても明らかにする必要があります。○山崎政府委員 先ほど申し上げました通り、この水源林というものを施行すべきわけて大局的に見た地域はどのいふ地域であるか、その中の個々の造林すべきところは大臣が指定する、契約というものが成り立つ時点におきまして、これはよろしいという措置を並行してとっていくことであると思ふ。

○芳賀委員 次に伺いたいことは、現在、公団法においても、法律の趣旨では造林事業もやれるということになってゐる。今回の法律改正によつて、公団はたとえば林道事業、造林事業を実行体として行なう能力というものは備わつておるかどうかということが非常に大事だと思ふのです。われわれは認めておるが、農林大臣はどう考へておるか。

○周東國務大臣 御指摘の点は、大体公団は事業執行の場合における費用負担者としての立場をとるわけでありまして。原則としては公団が直接事業をするわけではございませぬ。

○芳賀委員 公団に造林事業をやらせるのでしよう。造林事業の実施体あるいは林道事業の実施体として森林開発公団というものはあるのじゃないですか。その点はどうなんですか。

○周東國務大臣 ただいま申し上げましたように、原則として公団は費用負担者としての仕事をいたしておりますので、造林事業を原則としてはやらないうことになっております。

○芳賀委員 森林開発公団法というのがあるのですが、その法律によれば、

これは林道事業を行なうということになっておる。今度の法律改正の中でも、造林事業を行なうということになっておる。行なうということとは、実施体ということになる。公団の性格にまで及ぶわけなんです。今大臣の言ったように、費用負担者としての公団であるということになれば、これは公団そのものに大きな問題が出てくると思うのですが、いかがでしょう。

○山崎政府委員 従来の十八条の規定によりまして、熊野、剣山両地域におきまして、林道の施行によって「森林の造成の事業を行なうことが経済的かつ技術的に可能となつた地域内における森林の造成の事業を当該土地の所有者の委託により行なうこと」ができるということになっておるのであります。御存じの通り、この熊野、剣山両地域におきましては、全体的に見ましても、全国まれに見るいわゆる人工造林の民有林というものがきわめて多いということをして、この公団法設置の当初におきましては計数的にも御説明したように記憶いたしております。そういう点からいたしまして、林道の開設に伴いまして、奥地の広葉樹林等が利用できる、伐採されるということになるわけでありまして、これらの地区におきましては、公団委託ということになしに、みづから造林を積極的に行なうというふうな現実になっておるのであります。この条項による造林というものは従来ともなかつたというふうに思ひます。

○芳賀委員 公団というものは一体何のために作つたかということなんです。その当時あなたは治山課長が林道課長だったでしょう。あのときは、費用負担者とかトンネル機関として公団が必要だというような政府の説明はなかつたですよ。事業の実施体として公団が必要である、そういうことでわれわれは認めなければならぬでして、今の大臣の答弁を聞くと、いや、公団というのは費用負担者としてあるんだということになると、全く公団の性格が変わってくるんじゃないですか。

○周東國務大臣 私の申し上げたのは、改正法に基づく今後の問題でありまして、これに対しては、費用負担者ということだけでなく、造林契約の当事者として相手方と契約するということな面が出て参ります。水源林涵養を必要とする部門における指定に基づいてその地域に造林をやるということに對しましては、先ほどからたびたび質問応答が繰り返されましたが、大体市町村等がその事業の主体になり、それに對して資金を出す。そうしてその分取の結果は分配するというような形で進めていくというものが、今度の改正法の要点であります。

○芳賀委員 事業の実施体として公団がまだ必要なのか、実施体としてはもう要らないが、トンネル機関としてこれはあつた方がいいというのか、どういうわけですか。これは農林大臣に聞きたいのです。政府として要るか要らぬかということをお聞かせください。

○周東國務大臣 これは、従来からの経過は御存じの通りで、従来できたのは、林道等についての事業をやつておられますが、今後の問題については、造林については、造林契約の主体になつて、造林はむしろ市町村等にやらせるというのが至当だと思つてこれに改正を加えたわけでありまして、一部は事業の主体としてある部分は林道というもののについては従来通り進んでいくわけでありまして、

○芳賀委員 性格の問題なんです。森林開発公団ができたときは、これは林道事業の実行体として公団が必要であるというところで、われわれはこれを認めたわけなんです。ところが、今度の場合は、実行体ではなくして、単にトンネル機関として何か仕事をやりたいということだけなんです。費用負担者といつても、負担能力も何もないでしよう。これは、林野特別会計の益金の中から森林開発公団に対して十億円の融資を行なう。経済能力も実行能力もこの公団は何もないですよ。しかも、造林事業はやらねえということになれば、一体何のために、公団というものを事業の実施体のごとくよそおうて、官行造林をやめて、今までの事業の実行体であつた林野庁が手を引いてしまふのか、そういうことは変じゃないか。

○山崎政府委員 この造林事業につきましては、先ほど大臣から御説明があらました通り、公団は出資者という形になるわけでありまして、出資者といふましても、土地所有者とのいわゆる契約関係の仕事、それから、造林の実行、維持、管理につきましても指導監督というふうな問題が公団には重要な業務として残るということに相なるのであります。また、公団の仕事といふのも今後数年間は残るわけでありまして、それから、公団が熊野、剣山両地域におきまして林道の開設を終わりますと、その受益者負担金の徴収の仕事があるいは維持、管理というふうな仕事があるに残る。それらを合せて今後公団が仕事をしていくということに相なるのであります。

○芳賀委員 問題は、造林事業の実施能力があるかないかという点であります。費用の点についても公団は何も財政能力もないのです。現在までの林道事業というものは借入金によってやつてきたわけなんです。今後の事業といふものは、公団自身には何ら財政的な根拠は持っていない。これを九カ年計画でやる場合には、この支出計画によると、百八十億円以上毎年々々事業の資本投下をしなければならぬということになるが、これは全部国の出資金があるいは公団自身の借入金でしかやれないということになるわけなんです。公団としての経済能力というものは全く無能力者であるということでは、これは議論の余地がない。それでは、事業を行なう能力があるかという、これは技術の面においても構成の面においてもその能力というものはなおさらないということでありまして、これ、これは、政府から出資をしてもらつたり、あるいは公団が借入金を行なつて、それでただ融資機能的な立場に立つて造林事業を行なうということになるのではない。そういうことになれば、従来の林道事業の実施者としての公団の性格というものは根本的に変貌するということになる。そうならば、この際むしろ公団を廃止すべきかどうかというところの方が先決の議論であるといふことは考へるのですが、どうですか。

○周東國務大臣 御意見であります。が、公団としての従来の仕事と関連林道というふうなものについては従来通りやりやります。また、改正法によって加えられた業務としては、やはり分取造林者としての契約をいたします。費用負担をするという書いてありますが、これはやはり造林契約の当事者となつて、しかも、費用負担をするということに関連をいたしますが、理論上はやはり造林に關しての共同施行者といひます。共同責任者になるのだと思ひます。当然、費用負担をやりますから、事実自分がやるという場合も例外的に出てくると思ひますが、造林の実行行為といふものは、これを原則として土地所有者と申しますか町村等にあるいは部落等にやらせよう、こういうことであつて、片一方は造林行為といふものはやらせなければ、造林契約の当事者としてはやはり共同責任者であり、造林の共同施行者として、私は差しつかえないと思ひます。その間厳重な監督、指導というものをやりながら、造林行為というものが行なはれて成り立つていくように責任者としての権限を行なうということが出来る。じゃないかと私は思つております。

○芳賀委員 それはおかしいじゃないですか。この分取造林の契約の機構ははっきりしておるのです。土地所有者と費用負担者と造林者、こういう三本建になつておるわけなんです。二本建であるとなれば、これは土地所有者と造林者ということにして、造林者といふものが費用も負担し造林も行なうということであれば、これは話がわかる。この二者間における分取造林というものが今までの官行造林の姿だつた。今度はそれをやめたわけですね。そうして今度は造林の全体の実施の組み合わせというものはこの三者を基礎にしてい

るわけだ。そうでしょう。三者があつて、三者契約にするとかあるいはそのうち二者契約にするという場合はいろいろあるとしても、従来の土地所有者と造林者という二者関係というものは、もうすでに公団方式の場合にはなくなつてしまつておるわけだ。この法律には、公団が費用負担者となれるし、造林者となれるし、そのいずれもかねることができるといふうにここであつたのである。いいですか。ところが、大臣や長官の説明によると、公団は造林事業そのものを行なう能力はない、結局公団というものは費用負担者という立場だけの仕事しかできないというのをあなた方は明らかにされておるわけだ。そういうことになると、これは非常に公団の性格そのものに關係のあることになるわけだ。事業の実施能力がない公団という公団がはたして必要ありやいなやということをまずたさなければならぬということになる。そうでしょう。

○周東國務大臣 私はその思ひではないのです。今芳賀さんがいろいろと御指摘になりますけれども、私が先ほどから申しますように、この法律には、造林者ともあるいは分収契約の当事者ともなり、また費用負担の当事者ともなっている。それで、これを実施に移す場合に、造林の部門については土地所有者なりにこれをやらして、こういうことである。しかし、根本におきましては、費用負担をするという、しかも分収に対して何割かの分収を得るのでありますから、その間には仕事の上のうまくいかぬかという相当重大な責任があると思うのであります。

○山崎政府委員 今大臣から答弁がありました。それについて、私は、それはそれでいいと思ひます。当初から申し上げております通り、実行上の問題といたしまして、公団がみずから造林をするというよりも、やはり、土地所有者等に造林の維持、管理の責任を持ていただくということが、この分散化してより零細化しておる状態から好ましいといふふうなわれわれは考へておるのであります。ただ、そういう造林者あるいは土地所有者に造林等をいたさせるにいたしても、事後の手入れ、あるいはその他の責任を十分に果たさないと、いふうな問題も今後起きるのではなからうかということは予想されるのであります。そういう現実の事態に對應いたしまして、実行能力をほんとうに費用負担者の公団も持つてやらなければならぬという場合も全然ないとはもちろん言ひ切れないように私は思ひます。

○山崎政府委員 今大臣から答弁がございました。これは分収造林法を見ればわかるのです。いいですか。「第一条に規定する造林者又は費用負担者」と同条に規定する分収造林契約の当事者」に公団がなれると書いてあるじゃないですか。そうではない。何も公団が当事者以上に優位に立つてこの造林事業を行なうというのじゃないです。契約の当事者に公団がなれる、しかも費用負担者があるいは造林者としての当事者に公団がなれるというのを明らかにしておるじゃないですか。その上に立つて優位性を持つてこれを指導するとか監督するなというものは、何も書いてないじゃないですか。ですから、当事者という場合は、費用負担者としての当事者として事業に参加する能力を持つておるのか、あるいはこの法律に規定する造林者として、あるいは費用負担者として、あるいは公団が持つて契約の当事者になるのか、その能力がどうかということを経り返し繰り返し尋ねておるのじゃないですか。この法律に基づいて説明して下さい。

○周東國務大臣 法律上の能力はあるのかという点についてはどうなんですか。これは、先ほど規定されている。これは、先ほど大臣どこに書いてあるかとおっしゃいますが、これはこのたびの改正の対照条文をごらんになれば、私は書いてあると思ひます。ですから、その点はあるのですけれども、それを実行します場合には、土地所有者にやらした方がよろしい、こういうことでやっておりますが、必要が起ればこちらが直接やる場合もあり得る。そこで、私は、原則として植林行為を土地所有者にやらせるといふ方針であります。さうお答えしておるわけでありま。

○周東國務大臣 私はその思ひではないのです。今芳賀さんがいろいろと御指摘になりますけれども、私が先ほどから申しますように、この法律には、造林者ともあるいは分収契約の当事者ともなり、また費用負担の当事者ともなっている。それで、これを実施に移す場合に、造林の部門については土地所有者なりにこれをやらして、こういうことである。しかし、根本におきましては、費用負担をするという、しかも分収に対して何割かの分収を得るのでありますから、その間には仕事の上のうまくいかぬかという相当重大な責任があると思うのであります。

○山崎政府委員 今大臣から答弁がございました。それはそれでいいと思ひます。当初から申し上げております通り、実行上の問題といたしまして、公団がみずから造林をするというよりも、やはり、土地所有者等に造林の維持、管理の責任を持ていただくということが、この分散化してより零細化しておる状態から好ましいといふふうなわれわれは考へておるのであります。ただ、そういう造林者あるいは土地所有者に造林等をいたさせるにいたしても、事後の手入れ、あるいはその他の責任を十分に果たさないと、いふうな問題も今後起きるのではなからうかということは予想されるのであります。そういう現実の事態に對應いたしまして、実行能力をほんとうに費用負担者の公団も持つてやらなければならぬという場合も全然ないとはもちろん言ひ切れないように私は思ひます。

○山崎政府委員 今大臣から答弁がございました。これは分収造林法を見ればわかるのです。いいですか。「第一条に規定する造林者又は費用負担者」と同条に規定する分収造林契約の当事者」に公団がなれると書いてあるじゃないですか。そうではない。何も公団が当事者以上に優位に立つてこの造林事業を行なうというのじゃないです。契約の当事者に公団がなれる、しかも費用負担者があるいは造林者としての当事者に公団がなれるというのを明らかにしておるじゃないですか。その上に立つて優位性を持つてこれを指導するとか監督するなというものは、何も書いてないじゃないですか。ですから、当事者という場合は、費用負担者としての当事者として事業に参加する能力を持つておるのか、あるいはこの法律に規定する造林者として、あるいは費用負担者として、あるいは公団が持つて契約の当事者になるのか、その能力がどうかということを経り返し繰り返し尋ねておるのじゃないですか。この法律に基づいて説明して下さい。

○周東國務大臣 法律上の能力はあるのかという点についてはどうなんですか。これは、先ほど規定されている。これは、先ほど大臣どこに書いてあるかとおっしゃいますが、これはこのたびの改正の対照条文をごらんになれば、私は書いてあると思ひます。ですから、その点はあるのですけれども、それを実行します場合には、土地所有者にやらした方がよろしい、こういうことでやっておりますが、必要が起ればこちらが直接やる場合もあり得る。そこで、私は、原則として植林行為を土地所有者にやらせるといふ方針であります。さうお答えしておるわけでありま。

○周東國務大臣 十八条の六号ですが、この規定によりましてごらんいただければわかるように、この規定は、私

○周東國務大臣 私はその思ひではないのです。今芳賀さんがいろいろと御指摘になりますけれども、私が先ほどから申しますように、この法律には、造林者ともあるいは分収契約の当事者ともなり、また費用負担の当事者ともなっている。それで、これを実施に移す場合に、造林の部門については土地所有者なりにこれをやらして、こういうことである。しかし、根本におきましては、費用負担をするという、しかも分収に対して何割かの分収を得るのでありますから、その間には仕事の上のうまくいかぬかという相当重大な責任があると思うのであります。

○山崎政府委員 今大臣から答弁がございました。それはそれでいいと思ひます。当初から申し上げております通り、実行上の問題といたしまして、公団がみずから造林をするというよりも、やはり、土地所有者等に造林の維持、管理の責任を持ていただくということが、この分散化してより零細化しておる状態から好ましいといふふうなわれわれは考へておるのであります。ただ、そういう造林者あるいは土地所有者に造林等をいたさせるにいたしても、事後の手入れ、あるいはその他の責任を十分に果たさないと、いふうな問題も今後起きるのではなからうかということは予想されるのであります。そういう現実の事態に對應いたしまして、実行能力をほんとうに費用負担者の公団も持つてやらなければならぬという場合も全然ないとはもちろん言ひ切れないように私は思ひます。

○山崎政府委員 今大臣から答弁がございました。これは分収造林法を見ればわかるのです。いいですか。「第一条に規定する造林者又は費用負担者」と同条に規定する分収造林契約の当事者」に公団がなれると書いてあるじゃないですか。そうではない。何も公団が当事者以上に優位に立つてこの造林事業を行なうというのじゃないです。契約の当事者に公団がなれる、しかも費用負担者があるいは造林者としての当事者に公団がなれるというのを明らかにしておるじゃないですか。その上に立つて優位性を持つてこれを指導するとか監督するなというものは、何も書いてないじゃないですか。ですから、当事者という場合は、費用負担者としての当事者として事業に参加する能力を持つておるのか、あるいはこの法律に規定する造林者として、あるいは費用負担者として、あるいは公団が持つて契約の当事者になるのか、その能力がどうかということを経り返し繰り返し尋ねておるのじゃないですか。この法律に基づいて説明して下さい。

○周東國務大臣 法律上の能力はあるのかという点についてはどうなんですか。これは、先ほど規定されている。これは、先ほど大臣どこに書いてあるかとおっしゃいますが、これはこのたびの改正の対照条文をごらんになれば、私は書いてあると思ひます。ですから、その点はあるのですけれども、それを実行します場合には、土地所有者にやらした方がよろしい、こういうことでやっておりますが、必要が起ればこちらが直接やる場合もあり得る。そこで、私は、原則として植林行為を土地所有者にやらせるといふ方針であります。さうお答えしておるわけでありま。

○周東國務大臣 十八条の六号ですが、この規定によりましてごらんいただければわかるように、この規定は、私

は法律上公団も能力を持つておると思ふ。しかし、それを實際植林させる場合においては、分収契約に基づいて土地所有者に造林等をやらせる方が至当であるということをやつておるわけでありませう。

○芳賀委員 それでは、そういうふうな法律に書かなければだめじゃないですか。

○山崎政府委員 分収造林法に基づきまして規定をされておるわけでありまして、費用負担者という単独の立場にもなることができる、費用の負担者でありかつ造林者であるという立場にも立てるといふことがこの法律の条文からわかるわけでありませう。

○芳賀委員 だから、造林者としての立場に立つた場合、造林者としての実行能力があるのかないのかということをお聞きしておるのですよ。それはないわけでしょう。実行能力がないわけですよ。いかに立てようとしても立たなければしょうがないじゃないですか。どうなんですか。

○周東國務大臣 私は、先ほどからたびたび繰り返しておるうちに、能力がないとは申しておらないのです。(芳賀委員「言っているじゃないか」と呼ぶ)いや、能力がないとは言わない。法律上能力があると言つておる。しかし、それを実行に移す場合においては、なには、分収契約に基づいて土地所有者にやらした方が適當であるということをやらしておるのである、今後における公団の行き方において、あたかも實際に造林の造成をやつておると同じように、必要があつた場合において公団が直接に造林を行なうという場合が出てくると思ふのです。その場

合にちゃんと法律には規定を置いてあるわけですよ。それを申し上げておるわけですよ。あなたの方は、現在能力がないだらうとかあるだらうとか議論をされるけれども、法律上は認めておる。

○芳賀委員 もう少し私は平易に言いますが、たとえば、土地所有者と公団がいよいよ契約を結ぶことになつて話し合ひに入る。公団の方では、まさか、法律に能力があるといつてゐるのに、私は無能力者ですから何もできませんとは言えないですよ。しかし、そこであつても、土地の所有者が造林については法律の通り公団の方で造林して下さい、私は土地所有者としての當事者で契約をしたいから、ぜひ公団が直接費用の方で造林の方をやつてもらいたいという場合に、これは断わりませうか、やりますか。

○周東國務大臣 私は、芳賀さんのお言葉ですけれども、できぬことにして頭をきめてかかることはいいかかと思ひます。私は、現在造林法といふようなものについては施行体となつてやつておりますが、こういう面を考へますときに、何もかもすぐにやるといふことよりは、とにかく、實際問題として土地所有者、分収造林契約の當事者にやらした方が適當であり、そのことがまた地元を潤すことにもなるというので、指導方針をそう立てております。しかし、造林法と関連して、ごく少数の面積等で全然私は事實問題としての能力はないとは言えないと思ひます。

○芳賀委員 だから、土地所有者が公団の方で造林もやつて下さいと言つたときに、三十六年度の事業実施の場合に公団はやれる能力を備えておるかどう

うかという点はどうなんですか。

○山崎政府委員 分収造林の趣旨から申し上げまして、造林者といふものがほんとうに能力のある適當な造林者かおれば、分収造林におきましては造林者といふものをこへ加えていくという趣旨の分収造林特別措置法ではあるわけでありまして、この契約にあたりまして、やつてくれと言われ、またそこに適當な造林者がどうしてもないといふふうな場合におきましては、公団がまたやるということをお考えなければいかぬと思つております。

○芳賀委員 いや、考えるどころじゃないですよ。もしこの法律が通れば、四月一日から造林を公団がやらなければならぬのですよ。そんなやうなことを言つてゐるなら、こんな法案を出さなければいけません。法律に基づいて、土地所有者が、造林は法律通りあなたの方でやつて下さいと言われた場合、これは当然公団がやらなければならぬでしょう。できないというなら、こういう法律を出さなければいけません。しかも、農林省や林野庁の地方に對する宣伝、説明は、今までの官行造林の制度を公団方式に移したのだから心配はないといふことを言つてゐるじゃないですか。官行造林の制度といふものは、國が費用負担者であり造林者であるという立場に立つて土地所有者との間における二者契約を結んでやつてきたのが内容じゃないですか。そういうことであれば、その趣旨を公団に生かすといふならば、これは費用負担者と造林といふものは公団が当然やるという建前にならなければならぬということになるでしょう。その造林をするという能力を最初から持つていない者

に仕事を預けるといふことが、ごだいなこれは無理なんですよ。費用負担の能力のない者にこういうことをやらすといふことは、これは無理なんですよ。

だから、何回尋ねても明快な答弁がでないでしよう。最初からこれはおかしいんですよ。自信があれば明快に言つたらどうですか。土地所有者が造林してくれと言へば完全にやりませうと、どうしてそういうことが答弁できないのですか。

○山崎政府委員 大臣からたびたびお話がありました通り、分収造林特別措置法から考えまして、公団も分収造林措置法によつてこの仕事をやつていくといふことを趣旨としたしておるわけでありませう。造林といふ行為につきましては、土地所有者がやるという場合、新たに造林者を置いてやるという場合、それから公団のみがやるという三つの場合がこの場合は考えられるわけでありませう。それから、今お話のありましたように、公団がぜひともこの造林といふものをやつた方がいい、造林といふものをやらなければいかぬといふ場合には、これは公団としてやり考へていかなければならぬ。

○芳賀委員 考えなくてもいい。やるかやらぬかといふことです。考えたりしてしようがないんです。

○山崎政府委員 そういう場合には、公団はやらなければいかぬといふふうな考へております。

○芳賀委員 大臣、ここが大事です。造林をしてくれと公団に言われた場合、やるんならやる、やらぬならやらぬといふことを明らかにしなかつたら、審議は進まぬじゃないですか。考えるとか、そうしなければならぬでしよう

といふことでは、これは進まないでしよう。

○周東國務大臣 私は、そういうふうな詰き突めて——すでに極端な話になつてゐるのです。私は、今お話のように、官行造林として直接にやらなくとも、本来は、それらのことが官行造林をやつてゐると同じように金の面も続くか、地元で仕事はやりませうけれども、一休金はしつかりやつてくれるかといふところに不安があるんであつて、その面については、國から必要な金を支出しそれをやらせるといふことについては、費用については従来やつてゐると同じだけの金を出そう、こういう格好になつておられますから、そういう意味合ひにおいては、私は、地元の方も不安はなくなつてくると思ふのです。たまたまいろいろお話になるように、直接やらなければいかぬ、そういう形だけじゃないのですよ。それで、今、やるかやらぬか、やらなければならぬじゃないかといふことにならぬんです。やはり、實際の具體的な場合々々に応じて、ぜひやつてくれといふ小さい部面の場合があつたりすれば、やはり全然實際にやらぬといふわけではないと私は思ふ。むしろ、私どもが聞いているところでは、市町村等がみづから土地を持つていてやらせてくれといふ場合において、分収について歩合を考へてくれ、費用は國でやつてゐるときと間違つぬように継続してちゃんと金を出してくれといふのが目的であつて、それについてはやろうとしてゐるのでありますから、私は、もちろんそれに対しては理解を求めて、そうしてやつて、國から金を出

してくれということで進んではないか、かように考えております。

○芳賀委員 委員長、注意をして下さい。

○坂田委員長 意見と質問とを区別をして、順調に審議が進むようにお願い致します。委員長から特に……。

○芳賀委員 委員長に申し上げますが、ただいまの私の質問の要旨は、この政府が提案した公団法の改正案の示すところは、公団が分収造林事業を行なう場合は、これは分収造林法の規定に基づいて、費用負担者にもなれるし造林者にもなれる、そうして、土地所有者との間において、当事者として契約を締結することができるということが十八条の改正の中に示されておるわけですから、当然公団は費用負担者と造林者としての資格を法律によって与えられておるわけです。ですから、契約の場合に、土地所有者が公団に対して、費用負担と造林の実施をやってもいい、こういう契約上の主張を述べた場合においては、公団はそれを拒むことができないと思うんです。いいですか。その場合、公団は、これを造林者として行なう能力を持って、造林者としての当事者としての契約を当然結ばなければならぬ。その場合、これをやるかやらぬかということを繰り返して質問していただくと、委員長の立場からその点を政府にただしてもらいたい。委員長、その点のはっきりしなければ審議は進まないんです。

○山崎政府委員 契約に對しまして土地所有者等と十分お話し合いますことはもちろんであります、その場合におきまして、土地所有者に造林する

能力がないという場合がもちろんあり得るわけでありまして、そういう場合におきまして、この森林組合あるいは地元の山村民が相談をして、それでは造林者を置くか置くまいかという相談を、もちろん順序としてするわけでありまして、それでも適当な造林者がないというふうな場合におきましては、造林者として適当な人を選ぶという話し合いにならないという段階におきましては、公団が造林をするということになるのであります。

○芳賀委員 それじゃ、やるということですね。それは、契約を結ぶ当事者として、費用負担者の公団、造林者の公団、そうして、たとえば土地所得者山崎長官であれば山崎君、こういうことで契約を締結するということになるのですね。締結した以上は公団が当然造林をするわけですから、この点はどうやうということには絶対間違いないですね。

○山崎政府委員 お話の通り、公団が造林者になるという契約が成立いたしました場合は、当然公団が造林をやらなければいかぬ。そのために事業費等で末端にもそれぞれ職員を置くということも考えておるわけでありまして、○芳賀委員 最初からそう言えばいいじゃないですか。

○北山委員 関連して。ただいまの質疑をいろいろ拝聴しております、非常に今度の改正案の重大な疑問点がだれにも残ると思うのです。今度官行造林を従来林野庁がやっておったことを改めて公団の方にその仕事を移管したというこの納得のできる理由がなければならぬと思うのです。それには、林野庁がやっておった

当時よりも公団に移した方が仕事が多うまいとか、あるいは公団がどれだけの適格性を持っておる、造林者としても費用負担者としても十分な能力を持っておるということ、従来よりもよくなるのだという納得のできる理由がないければ、この法案の意味がないと思うのです。今の農林大臣あるいは長官の説明を聞くと、何かもうすて、この法案がで上がったものとして、こういうふうな書いてあるのだから、こういう立場に立つのだ、こういうふうな説明なんですけれども、この法案は政府の案として出てきて、これがいいか悪いかということこそで審議して決定する段階なんです。従って、なぜこういうふうな法案を出してきたのか、なぜ公団にやらせるのが適当であるか、そういう点の積極的な説明がなければ、われわれとしては納得できないのです。ところが、今のお話を聞いてみると、この森林開発公団は、今度のいろいろな資金というものは結局林野庁の方から回り回ってもらってその金を使う。だからして、費用負担関係から言っても、従来の林野庁ではなぜ悪いのかという理由がさっぱりわからない。林野庁で金を出すなら、これをわざわざぐるぐる回して公団まで持っていくって公団の窓口から出す必要がどこにあるか、それを国民は納得できないのです。だれが聞いてもこれはわからない。それから、それならは、造林者としての能力が従来の林野庁よりもあるのかどうか。これもおぼつかないような話をして、なるべくは土地所有者にやってもらうのだ、万やむを得ない場合にはまあ仕方なくやるのだ、こんな答弁ではこの法案の意味

がわからない。その点を納得のできるように説明してもらわなければならぬ。一番大事な点なんです。私ども不思議に思うのは、林野庁というのは事業官庁なんです。事務をやる役所じゃないのです。事務をやる役所であるならば、現場の仕事をやらせるために仕事を公団に移すということがよくあるのです。しかし、林野庁というのは、二万人以上の人を擁して現場の仕事をやっている事業官庁なんです。それが、従来やっておったものを、むしろそういう能力のない公団に仕事を移すというの、どういうわけか。これは納得できない方があたりまえだと思うのです。これをわれわれに納得のできるように、公団に移す方がいいたのだ、それだからこういう法案を出したのだ、こういう説明をしっかりと、してもらいたい。どうです。

○周東閣務大臣 どうもこれはたびたび私や林野庁長官からも話しておるはずだと思ひます。私の申し上げたのは、なるほど官行造林でやることも一つの行き方でしょう。しかし、林野庁行政としてたくさんな仕事を持っておる場合に、今日一応水源林造林に関する仕事、保安林関係の仕事、こういうようなものは相当に目的を達して、残っておる部分が非常に分散して小さくなっておる、しかも今日の地方自治体というものが相当に力を持ててきて、それをやらしめるということも適当であるというふうな事態になってきたときに、国全体が監督指導をやるはかに、公団というものがあつて、それが一つの計画のもとに、あるいは直接に、あるいは契約に基づいて地方の自治体にやらしめることが、私は、

こまかい分散をした時期においては適当であると考えて、これが実行に移されたわけでありまして、私どもは決して官行造林というものが全部でないとはいえず。皆さんの話を非常に尊重して拝聴しておりますけれども、あたかも官行造林をやめると非常に不安になって地方においては困るというふうなお考えでありますけれども、先ほどもちょっとお話を申し上げたように、実際自治体等が自分の持ち山について水源林造林をやる、地方の問題についてはむしろ敏速になるというふうな場合において、それに対して必要な資金というものをしっかりと確保して出すような形にすればよろしいんじゃないか、こういうことができれば不安は解消する。もしそういう面において不安ができればこれは問題であります、今後におきまして、皆様もいろいろいろいろな点で御指摘になっておられますが、十億円の増資は一体増加するかしないのかという御議論も出て、御質問も受けておりますが、これなどは、私は、今後における発展の状況に応じて追加増資もしていきます。資金については従来の官行造林が直接やっておった場合と同じように迷惑をかけぬというふうなことになる参りますと、私は、やはり、今日相当に水源林造林関係においては目的を達成して、あと残りは少なくなつて分散されてある地域、小面積であるところは、むしろ原則として自治体にやらし、それを指導監督し、それに資金を与えてやるということがなぜ悪いのだからかという気がするのであります。私は、そういう意味において、公団を一つこしらえることは正しい行き方だと考えてお

がわからない。その点を納得のできるように説明してもらわなければならぬ。一番大事な点なんです。私ども不思議に思うのは、林野庁というのは事業官庁なんです。事務をやる役所じゃないのです。事務をやる役所であるならば、現場の仕事をやらせるために仕事を公団に移すということがよくあるのです。しかし、林野庁というのは、二万人以上の人を擁して現場の仕事をやっている事業官庁なんです。それが、従来やっておったものを、むしろそういう能力のない公団に仕事を移すというの、どういうわけか。これは納得できない方があたりまえだと思うのです。これをわれわれに納得のできるように、公団に移す方がいいたのだ、それだからこういう法案を出したのだ、こういう説明をしっかりと、してもらいたい。どうです。

こまかい分散をした時期においては適当であると考えて、これが実行に移されたわけでありまして、私どもは決して官行造林というものが全部でないとはいえず。皆さんの話を非常に尊重して拝聴しておりますけれども、あたかも官行造林をやめると非常に不安になって地方においては困るというふうなお考えでありますけれども、先ほどもちょっとお話を申し上げたように、実際自治体等が自分の持ち山について水源林造林をやる、地方の問題についてはむしろ敏速になるというふうな場合において、それに対して必要な資金というものをしっかりと確保して出すような形にすればよろしいんじゃないか、こういうことができれば不安は解消する。もしそういう面において不安ができればこれは問題であります、今後におきまして、皆様もいろいろいろいろな点で御指摘になっておられますが、十億円の増資は一体増加するかしないのかという御議論も出て、御質問も受けておりますが、これなどは、私は、今後における発展の状況に応じて追加増資もしていきます。資金については従来の官行造林が直接やっておった場合と同じように迷惑をかけぬというふうなことになる参りますと、私は、やはり、今日相当に水源林造林関係においては目的を達成して、あと残りは少なくなつて分散されてある地域、小面積であるところは、むしろ原則として自治体にやらし、それを指導監督し、それに資金を与えてやるということがなぜ悪いのだからかという気がするのであります。私は、そういう意味において、公団を一つこしらえることは正しい行き方だと考えてお

農林水産委員会議録第二十五号 昭和三十六年四月六日

○芳賀委員　これは重大なことです。現在の林野庁の職員の配置転換は

やりませんということを林野庁長官は当委員会において言明しているのですよ。どういふ内約や密約があるといったしましても、はっきり、長官は、労働組合との間においても、当局としての立場に立って、そういう公団方式に変わって官行造林制度がなくなった場合においても他に配置転換をするようなことはしないということを、これは組合との話し合いの中においても、当委員会における答弁の中においてもそういう点は明らかにされておるのですからして、幾らでも必要なだけ林野庁から優秀な職員をもらえなんというところを考へては、とんでもないことになるといふことだけ指摘しておくわけですが。

次にお尋ねしたいのでありますが、一体、現在までの林道事業についても、公団自身が林道事業の工事を行なうかどうかという点についてはいかがですか。

○周東国務大臣 詳しいことを私も存じませんが、大体、関連林道といふものに関して公団でやらせるというところを計画いたしました場合は、事業主体者として公団が実行しております。

それから、もう一つ、立ったついでですから、私は皆さんいろいろもわかつておるはずと思うのですけれども、それを極端な話をして抽象論を出してきて、みなやってくれと言った、みなやるか、これでは石坂君もちょっと困るでしょう。そういうものではなくて、私どもの方から言うと、地元では早くやらしてくれというのが多いのですよ。だから、そのところははおのずから実際には解決すると思ふのです。実際問題として話をする

と、たくさん市の町村ではやらしてくれ、むしろこういふふうによつてくる。ただ金だけは大丈夫でしょうねと念を押してくるのです。法律の審議にあつて、やはりそういう実際問題といふものを考へつつやっていたかないと、議論倒れになるのではないか、こう思ふのです。

〔発言する者多し〕

○坂田委員長 私語を禁じます。

○芳賀委員 だんだん苦しくなると窮鼠ネコをかむといふところだが、私は事実に基づいて質問しているのですから、もう少し冷静にやってほしい。

今、大臣は、公団は林道工事をやると言ふが、これはやらないのですよ。それでは、林道事業を行なうための工事機械を一体どれくらい持っているか。大きなものだけでいいですよ。小さなものはいいのです。その点はどうですか。

○山崎政府委員 一般の土木事業といふものを見てもみましたが、事業の実行主体といふものが機械とかいろいろなもの全部持たなければいかぬといふふうなことではないかと思ふのであります。土木事業等に関しましては、国有林の事業におきましても、あるいは建設省その他のやつております事業におきましても、やはり請負という形態が相当多いことは御承知の通りでありまして、公団が設計、監督といふものを十分やる、それから、請負にいたしまして、その工事監督、検収等の仕事を十分やるだけの能力があるといふふうに考へております。

○芳賀委員 それは、建設省にしても農林省にしても、全部直営でやらないといふことはわかりますよ。一部

請負に付するといふことは、これはわれわれも認めております。しかし、自分で全然やらないうで、一〇〇%請負でやるといふような実行主体といふのは世に例がないと思ひますけれども、そういう例がありますか。事業の実施体として公団ができて、自分が一〇〇%工事を行なえないといふような事業体といふものが、これは日本だけでなく一つでもあればお示し願ひたい。

○山崎政府委員 土木事業等につきまして、世界に例があるかどうかといふことは、ちょっと寡聞にして存じていないのでありますが、公団が機械を持ちまして、それをたとへば請負業者等に貸与するといふようなことが、この工事を実行する上においてきつめて重要な不可欠のものだといふふうにも考へられないのであります。特に林道等の工事におきましては、ダム工事等のように大きな機械を使つてやるといふふうな立地でもないわけでありまして、それらの点は、現実に即して請負業者等の能力を十分活用してやっていくことが適当じゃないかといふふうに考へております。

○芳賀委員 そういふのは答弁にならない。いいですか、大臣、公団が持つておる工事用の機械といふのは、わずかにダンプ・トラック一台といふことになつてゐる。ちよいちよい電車につかるダンプ・トラックですね。あれ一台しかないのですよ。公団は発足以來工事用のダンプ・トラックが一台、しかし、この公団の首脳部が乗つて歩く乗用車等は相当あるでしょう。工事の実行体である公団が工事用の機械をほとんど持つておらないといふこと

は、今までの林道事業といふのは全部トンネル的な、ただ請負人を選定して工事を請負に付する、そういうことしかやらないのですよ。ですから、こういう公団であるならば、当時われわれは公団を作るべきではないといふことであつたけれども、当時の政府は、いやそうじゃない、これは特定地域に林道事業を国家目的に沿つて必ず公団がみずから工事を行なうのだから、ぜひやらしてもらいたい、そういうことで、余剰農産物の特別会計からの借り入れ金によつてまかなつてきていくわけです。ですから、われわれが生まれることを予期した公団といふものは、生まれてから全く国の意思にも沿われない親の意思にも沿われないような、全く無届けた、そういうピンはね的な仕事だけをやってきたというのがこの公団といふせがれの経歴なわけですから、だから、造林事業をやりますと言つても、造林事業を行なう経験も技量も何もないのである。これはやはり真剣に考へる必要があるのですが、ダンプ・トラック一台などという事業実施体はないと思ふのです。長官も世界にその例はないと言つたのですよ。日本にだけた一つ森林開発公団といふものがあるといふことになりまして、と、やはりこの公団といふものに對して根本的な検討を加える必要があると思ひますが、どう思ひますか。

○坂田委員長 意見の相違は相違として、はっきりと答へ願ひます。

○周東国務大臣 とにかく、いろいろとお話がございますけれども、私は、これは事業の態様によるんであつて、すべての機械をそろえてやることも一つでありまして、私がよく問題に、その計画をいかに立てるかといふこと、その計画が実際に計画通り行なわれるかといふ、実施、設計その他これらの遂行にあつてのりっぱな監督をするといふことは、やはり事業をやることとあります。それに関して、人夫を使い、請負業者を監督してやるといふことも一つの事業体としてやっていくことになる、私はかように考へます。

○坂田委員長 芳賀君にも申し上げますが、意見の相違はもういいかげんにして、質問をやることは大いにやつて下さい。

○芳賀委員 大臣にお尋ねいたしますが、それでは、いよいよ公団が造林者として事業をやる場合、今までの官行造林法の規定によりますと、土地所有者と国との契約はどの段階で契約を結んだものであるか、あるいは事業の実施はどの段階で行なつたものであるか。これは農林省の先輩である大臣もおわかりと思ひます。契約の当事者といふものは、たとえば林野庁とか営林局とか営林署といふものがあるでしょう。契約締結の当事者はこの農林省の機構の中でどこでやつたという点と、それから、事業の実施はどの段階で行なつたといふことは、これはおわかりと思ひますが、いかがですか。農林大臣に聞いているのです。農林大臣は元事務次官をやつた経験があるでしよう。

○周東国務大臣 それは間違つたら修正してもらいますが、私の記憶に誤りなければ、局長が契約の当事者、実行は営林署長であつたと思ひます。

○芳賀委員 まことに御名答ですよ。そういうふうにやつてもらへばいいん

です。ですから、官行造林の場合には、営林局長が契約の当事者になり、その実行についてはその営林局の管下における営林署長が行なうて、さらにその下には、林野庁の機構には担当区とあるいは事業区があるからして、そういう完全なる機構のもとにおいて官行造林というものは実施されてきたわけです。それに比較して、今度公団がいよいよ造林をやるという場合においては、一体現在のこの公団の機構の中においてどういう段階で契約を結び、どのような段階において事業の直接の実行を行なうかという点については、これは重大な点ですから、長官から説明してもらいたいと思います。

○山崎政府委員 契約の締結者は公団の理事長となるわけでありまして、それで、契約の事務につきましては、支所、出張所、これがこの事務に当たるということになります。

○芳賀委員 実行については……

○山崎政府委員 実行に必要な場合におきましては、支所あるいは出張所の下部機関としての現場を持つわけになります。

○芳賀委員 まじめにそう言っているんですか、あなたは。官行造林の場合には、林野庁長官ではないですよ。全国に散在しておる営林局長が契約の当事者になる。また、その下に分散しておる営林署長が実際の造林事業を担当して行なうて、さらにその下にまた散在しておるところの担当区や事業所が造林事業を遺憾なくやってきました。ところが、今度は、契約の当事者は東京にすわっておる理事長との間に結ぶということになると、これは大へんなことになるわけですね。それから、また、事

業の実施も、官行造林の場合の営林署管内に比べて、今度は支所ということになると、全国に支所が四つしかないのです。たとえば、東北、北海道については、東北支所というのが仙台にあるわけですね。仙台から北海道の広大な地域、あるいは東北六県等に対して、事業の実施責任者としてその支所長ががんばっていても、ほんとうにこれは責任を持ってやるのです。しかもその支所には庶務課で三名と造林課で四名しかいないのです。それから、そういう陣容ではたして造林者としての完全なる事業の実施が行なわれるかということは、常識で考えてみてもわかるじゃないですか。

○山崎政府委員 先ほど私から申し上げましたのは、支所あるいは出張所、出張所は全国に九カ所置くとおりであります。それがそれぞれ担当になるわけでありまして、その下部として、必要な場合は事業地というものを御承知のように、公団の事業が、全部とにかく直営で、公団を造林者にしてやるんだというふうな場合におきましては、機構上はまことに問題があるというところにもなるかと思ひますが、先ほど大臣もお話しいたしましたように、やはり全部やるといふようなことには現実の問題はならないように思うのであります。必要な地域に現場というものを、事業所のようなものを設けてやるというふうな考え方で、そこにしかも事業費等で支弁できます職員というものも置けるわけでありまして、そういうことでやって参りたいというふうな思ひっております。

○芳賀委員 特に東北支所の場合に

は、仙台に支所があつて、その下に、今言った出張所を、札幌に一カ所と岩手に一カ所というところになっておるのです。その出張所にはそれぞれ二名の職員がおるといふことになるわけですね。だから、北海道全体では札幌出張所に職員が二名、東北全体に対しては岩手出張所に職員が二名おるといふことになるのです。これから見ても、造林なんというものはやる気がなくてこういう機構というものを作っているのです。だから問題があるのです。これを官行造林をやった林野庁の機構と比べた場合、これは現実の問題としては全然あり得ないような体制ですね。大事な水源林の造林なんか、これはできないですよ。できないければできないというところを明確にした方がいいんじゃないですか。

○山崎政府委員 今までの御説明申し上げました通り、この公団には、造林者となりまして全部をやるというふうなことはしないのが原則であるというふうにお考え願ひたいのであります。ふうにお考え願ひたいのであります。公団といたしましては、契約等の面に関しましては、支所、出張所等だけではやはり所有者の方々に不便をかけるというところもあるように思ひます。民有林の行政という面から考えますと、支所、出張所等のない府県につきましては、県のそういう方面を担当しておる職員等にも委託というふうな制度をも設けて、民有林の造林計画の推進というふうなことを歩調をそろえてこの契約等の促進に当たっていただく、そういうものを受けまして、支所、出張所が責任を持って所有者と話し合つていく、契約事務は、判を押すというふうな事務はもち

ろん支所あるいは出張所と本署との関係というふうな関係になるわけでありまして、土地所有者に著しい御迷惑をかけるというふうなことはならないというふうなことを考へておるのであります。

○芳賀委員 そういうことになれば、今まで国有林でやった場合には、これは林野庁がやった場合には完全に行なわれたことがこれではできないということになるんじゃないですか。しかも、この造林者である公団が地方公共団体に委託するなんというところは、これはあり得ないと思ひます。国や農林省が都道府県とか地方公共団体に行政事務の一部を委託するということはあり得るとしても、この事業実施の当事者である公団が行政庁に対して仕事の委託をするなんという、こんなばかげたことはしないじゃないですか。これじゃでたらめですよ。

○山崎政府委員 事業の実行等をお願いするということは考へてないのであります。契約等の促進と申しますか、そういう面をお願いする、協力していただくというところを考へておるわけでありまして、

○芳賀委員 それでは、府県の職員が造林に出かけて手伝うのですか。苗木を選んだり、苗畑を経営したり……

○山崎政府委員 それはどこまでも契約という面の補助をお願いするということとありますので、造林事業実行について現地にだかいて指導監督するということをお願いするわけではないのであります。県の職員にいたしましては、改良指導員等が現場にそれぞれおるのであります。これらの職員も、公団に頼まれたからというよう

なことではなしに、造林事業の技術面の指導をするというふうなことは本来の業務としてやっていると考へておりますから、そういう面の指導は受けていくというふうなことを考へております。

○芳賀委員 そういうことを聞いていてるのではないのです。国全体の林業行政上の行為というものは、国が行なう部分、あるいは地方公共団体が行なう部分、あるいは両者が協力する部分というものが当然あるわけですね。実際造林者として現地に造林するという場合に、これでは手薄じゃないか。何もやれぬじゃないか。やる場合にまさか県庁や町村に頼んでやってくれと言うことはできないでしょう。そうすると、かつての林野庁の機構に見合ったような実施機構を全国に作るすれば、これは大へんなことになるわけですね。そういう国の完費を費やすようなことであれば、完全に今まで行なつてきた林野庁がやはりこれを行なうということが当然だと思ひますが、その点はいかがですか。

それから、もう一つは、公団が今度法律に基づいてやるということになれば、まさか地方の営林局や営林署がこの公団事業のお手伝いをするようなことではないと思ひますが、その点はいかがですか。

○山崎政府委員 お説の通り、後段の点につきましては、営林局長が公団の仕事の代行をするというふうなことは絶対やるという考へ方は持っていないのであります。

それから、前段の点につきましては、分収造林措置法によりまして、公団が費用負担者になるといふこと、また、必要な場合には造林者にもなると

いうそれぞれの場合を規定しておるわけでありまして、全国に営林局署のような網をかけなければこの仕事ができないというふうなものではないように思うのであります。

○芳賀委員 それではお尋ねします。

たとえば、造林をやる場合には、これは苗畑の経営というものが必要になりますね。(そうじゃないよと呼ぶ者あり)冗談じゃない。だめだよ、詰まらぬことを言っている。いいですか、造林をやる場合に苗畑がなかったら、できないでしょう。それでは、第一段階として、公団は苗畑の経営についてはどういう計画を持っておりますか。

○山崎政府委員 国営の造林につきましても一部そうであります。民間の苗木というふうなものも現に買ってきておるわけでありまして、民間におきましては苗木商等から優良な苗木を買って植えるというふうなことがその大部分を占めているというふうな現状からいたしまして、公団等におきましても、みずから苗木を全部養成しなければいかぬというふうなことはないように考えております。

○芳賀委員 全部でなくとも、苗畑経営をやるのですかやらのぬのですか。

○山崎政府委員 苗畑経営等はやらないう趣旨であります。

○芳賀委員 それはおかしいじゃないですか。それでは公団に対して林野庁から無償で提供するのはですか。

○山崎政府委員 林野庁におきまして余剰の苗木というふうなものが出ます場合もあるわけでありまして、そういうものは正規の価格によって必要なならば払い下げるという措置を考えております。

○芳賀委員 そうなると、公団は苗畑の経営能力もない、実際に現地では造林する陣容も全くないということになりますね。そういう見通しがつかないで現在の官行造林制度を一举に廃止するというのは、これは非常に軽率なそしりを免れないと思う。千載に悔いを残すと思いますが、いかがですか。

○山崎政府委員 お説のように苗木というものを自分で作らなければならぬというふうには考えていないのであります。

○芳賀委員 ですから、審議を進めれば進めるほど、国が全く無責任な態度をとって、結局は公団に無理な荷物を背負わせて、そうして国が無能力者に対して毎年数十億の出資をしたり、あるいは貸付金を行なうて、そうして全く経済効果の少ないような分収造林事業をやらすということになるのですから、こういう点はやはり慎んでもらいたいと思います。これは、政府の金といたって、自民党が作った金でも何でもないわけですから、国民の負担で全部やっておるのですから、こういう点に対しては、これは非常に軽率な法案の出し方だったと思えますが、農林大臣はどう考えていますか。

○周東國務大臣 どうも私はよくわからないのですがね。あなたのお話を聞いておると、官行造林でやると苗木はただのお話のように聞こえるのですが、官行でやっても、やはり苗木は買う場合もあるのです。苗畑を持たないということが、これをやらせるのに軽率だという理由にはならぬと思う。できるだけいろいろなものを持ったらいいでしょうけれども、苗木を育成したら、その育成者に対して払う。いわん

や、官行造林でやった場合でも苗木を購入した場合もあります。ですから、そういうことは、いろいろおっしゃいますけれども、そういうことだけでもって計画がどうかということにはならないのではないかと。これは決してあげ足をとるわけではございませんけれども、私はさように考えます。

○坂田委員長 次会は明日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十八分散会